

328
624

東京帝國
大學教授

荒木光太郎述

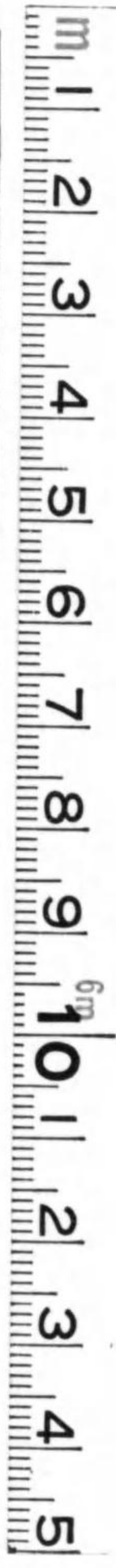
貨幣論

(第二分冊)了

昭和十二年度

東京帝國大學經濟學部講義

版社精文



始



特 232
887

東京帝國
大學教授 荒木光太郎述



貨幣論

(第二分冊)了



版社精文

昭和十二年度

東京帝國大學經濟學部講義

目次

第三篇 貨幣ノ職能	一
第二章 貨幣ノ概念	一
第三章 貨幣ノ職能ト貨幣ノ種類	一六
第四篇 貨幣制度	一
第一章 貨幣發行ノ統一	三一
第二章 貨幣ノ種類	三六
第一節 金屬貨幣	三六
第一項 本位貨幣	三六
第二項 補助貨幣	四九
第二節 紙幣	五四
第一項 紙幣ノ起源	五四
第二項 紙幣ノ種類	五七
第三項 紙幣ノ性質	五九

第四項	不換紙幣	一六三
第五項	銀行券	一六五
第三章	預金貨幣	一八一
第一節	鑄造貨幣ノ諸問題	一八三
第二節	貨幣單位ノ決定	一八四
第三節	貨幣ノ種類	一八五
第四節	品位ニ關スル規定	一八六
第五節	量目ニ關スル規定	一八七
第六節	公差ニ關スル規定	一八八
第七節	通用最輕量目ニ關スル規定	一九〇
第八節	貨幣ノ形狀	一九〇
第四章	貨幣ノ算則	一九一
第五章	グレシヤムノ法則	一九七
第一節	本位制度ノ種類	一九七

第二節	金本位制	二〇五
第三節	本位制度論	二一四
第一項	金本位論	二一四
第二項	兩本位論	二四四
第三項	國際兩本位論	二五二
第四項	跛行本位制	二五七
第五項	紙幣本位論	二六〇
第五篇	貨幣價值理論	二六三
第一章	貨幣價值ノ諸問題	二六三
第一節	貨幣價值ノ意義	二六四
第二節	貨幣ノ主觀的價值	二六五
第三節	貨幣ノ客觀的價值	二六七
第二章	貨幣價值ノ成立	二六七
第一節	非流通論的貨幣理論	二六八
第二節	流通論的貨幣理論	二六八

第三節	商品学説	二六九
第一項	ビユリダン、商品学説	二七一
第二項	<i>Miele</i> 、金属学説	二七一
第三項	ジエゴオンマ、素材学説	二七一
第四節	金属学説	二七二
第一項	素材学説、金属学説	二七二
第二項	金属学説、短評	二七三
第五項	名目学説	二七六
第一項	貨幣國定説	二七七
第二項	指図證券説	二七八
第三項	<i>Elasten</i> 、名目学説	二七八
第四項	<i>Kiepmann</i> 、学説	二七九
第六節	結論	二八〇
第一項	貨幣、価値、連統性	二八〇
第二項	貨幣、統一性	二八〇

第三項	貨幣価値ハ如何ニシテ成立シタカ	二八一
第四項	貨幣、空間的統一性	二八五
第六篇	貨幣価値変動、物価	二八六
第一章	貨幣価値変動、原因	二八六
第一節	貨幣数量説	二八六
第一項	廣義、貨幣数量説	二八六
第二項	狭義ニ於ケル貨幣数量説	二八七
第三項	貨幣数量説、具色	二八八
第四項		二八八
第五項	機械的数量説	二八九
第一款	<i>Ricardo</i> 、貨幣数量説	二八九
第二款	<i>Mille</i> 、貨幣数量説	二九〇
第六項	<i>Fisher</i> 、貨幣数量説	二九〇
第一款	貨幣、商品	二九〇
第二款	貨幣、数量、意義	二九一

第三款	貨幣ノ流通速度	二九二
第七項	交換方程式	二九四
第二節	貨幣數量説ニ對スル批判	二九五
第一項	前提ニ關スル問題	二九五
第二項	論理的構成ニ關スル問題	二九六
第三項	貨幣數量ノ變化以外ノ要素ノ忘却	二九八
第四項	流通速度ノ變化ニ就イテ	二九八
第五項	比例關係ノ存在	二九九
第三節	數量説ト一振貨幣理論トノ關係	二九九
第四節	貨幣價值變動ノ理論	三〇〇
第一項	貨幣ノ需要ノ意義	三〇一
第二項	貨幣ノ存在量ガ貨幣ノ需要ヨリ大ナル場合	三〇一
第五節	貨幣價值變動ノ特殊原因	三〇四
第一項	信用ノ程度	三〇四
第二項	貨幣ノ改悪	三〇五

第一款	對外價值ニ及ボス影響	三〇五
第二款	對内價值ニ及ボス影響	三〇五
第三項	平価切下	三〇六
第一款	平価切下ノ意義	三〇六
第二款	平価切下ノ行ハル、場合	三〇六
第三款	平価切下ノ行ハル、條件	三〇七
第四款	平価切下ノ効果	三〇八
第五款	平価切下ノ目的	三〇九
第六款	為替相場ト平価切下ノ程度	三一〇
第七款	平価切下ノ副作用	三一〇
第二章	為替相場	三一〇
第一節	為替ノ定義	三一〇
第二節	為替ノ經濟的意義	三一〇
第三節	為替相場ノ決定	三一〇
第一項	國際貸借	三一〇

第二項	法定評価	三一五
第三項	正貨輸送兵	三一六
第一章	貨幣価値変動ノ影響	三一六
第一節	對内価値変動ノ影響	三一七
第一項	生産者ニ及ボス影響	三一七
第二項	消費者ニ及ボス影響	三一八
第三項	債権債務關係ニ及ボス影響	三一八
第二節	對外価値ノ変動ノ影響	三一八
第一項	貿易ニ及ボス結果	三一八
第四章	對外価値ト對内価値ノ關係	三一九
第一節	對内価値ノ変動ノ對外価値ニ及ボス影響	三二〇
第一項	對内物価ノ変動ノ對外為替ニ及ボス影響	三二〇
第二項	對内価値ノ下落	三二〇
第二項	對内価値ノ上騰	三二〇
第二節	對外価値ノ對内価値ニ及ボス影響	三二一

外國為替相場ノ変動ノ國內物価ニ及ボス影響

第一項	對外価値ノ下落	三二一
第二項	對外価値ノ上騰	三二一
第三節	金本位ト銀本位トノ關係デハ如何ナルカ	三二二
第四節	兩本位制ノ場合	三二四
第五節	跛行本位ノ場合	三二四
第六節	紙幣本位ノ場合	三二五
第五章	購買力平價説	三二六
第六章	貨幣価値ノ安定	三二九
第一節	補整法案	三三〇
第二節	marshallノ金銀合本位制	三三一
第三節	指數本位制	三三二
第七章	為替相場ノ安定	三三三
第一節	應急的政策	三三三

第二節	恒久的政策	三三四
第一項	為替ノ裁定	三三五
第二項	為替管理	三三五
第三項	為替平衡資金	三三六
第七篇	為替相場ノ安定	三三七
第一章	應急的政策	三三七
第一節	金利引上げ	三三七
第二節	公債募集	三三九
第三節	Creditノ設定	三三九
第二章	恒久的對策	三四〇
第一節	為替裁定	三四〇
第二項	送金為替力逆為替力	三四〇
第三項	重複裁定	三四一
第四項	為替裁定ノ効果	三四一
第三節	為替管理	三四二

第三節	為替平衡資金	三四四
第四節	為替清算制度	三四六
第五節	為替ノ豫約	三四七
第六節	利付為替	三四八
第八篇	インフレーション	三五〇

貨幣論

荒木光太郎教授述

第三篇 貨幣ノ職能 (續)

第二章 貨幣ノ概念

註. 永ラク休講致シマシタノデ、講義ハ要矣ノミヲ述ベルコトトシマス。
ソノ中ニ本が出版サレマスカラ、ソレヲ参考シテ項キ度イ。デハ、早速
乍ラ本論ニ入りマス。此ノ前ハ「貨幣ト財貨」ニ就イテ説明申上ゲタノ
デス。

貨幣が如何ナル職能 (Functions) ヲ盡スモノデアルカニ就イテハ既述シタ
が、而ラバ、貨幣ノ内容ハ如何ニ規定サルベキデアルカ、貨幣ナリヤ否ヤヲ決

定スル仕方ハ何デアアルノカ、

其レニハ次ノ如キ立場ガアル、

- (i) 貨幣ノ概念ヲ職能ニ依リテ決定スルモノ、
- (ii) 貨幣ノ概念ヲ素材ニ依リテ決定スルモノ、
- (iii) 貨幣ノ概念ヲ発行スル者ニ依リテ決定スルモノ、

私ノ立場——職能ニ依ル貨幣概念ノ規定

私ハ、貨幣ガ經濟上ニ於イテ如何ナル職能ヲ盡スク否カニ依ツテ貨幣ノ概念ヲ規定スルノデアアル。即チ、職能ニ依ツテ貨幣ノ内容ヲ決定スル。

私ハ、貨幣ノ職能トシテ種々ナル職能ヲ擧ゲテ論述シタガ、其ノ内、本源的職能トシテ一般的交換手段ヲ、派生的職能トシテ價值表示ノ手段・支拂手段トシテノ職能、資本トシテノ職能等々數個ノ職能ヲ説明シタノデアアル。

如何ナル職能ニ依リテ決定スベキカ、
其等ノ種々ナル職能ノ内何レノ職能ヲ盡スモノヲ標準トシテ貨幣ナリマ否マヲ決定スベキカ、私ハ貨幣ガ一般ニ使用ナル、場合ニ盡ス本末ノ職能、本源的

職能即チ一般的交換媒介物トシテノ職能ヲ盡ス場合ニ、其レヲ以テ、貨幣デア
ルト規定シヨウト思フ。

貨幣代用物

貨幣ノ代用物トシテ紙幣等ヲ以テスル人ガアル。(註) 即チ紙幣ハ元素ノ貨幣・鑄貨ヲ代表シ、之ニ代ルベキモノデ、紙幣ヲ持参シ、ソノ兌換ヲ請求スレバ金貨ヲ与ヘラレルノデアアルガ故ニ、紙幣ハ貨幣ノ代用物デアルト謂フ。

註 田辺忠男氏「經濟原論」ニ依レバ「我々ハ資本主義ニ於ケル貨幣ノ機能ノ中、國際的ナル交換ノ媒介手段タルコト、富ノ最も優レタル存在形態、特ニ資本ノ存在形態デアアルコト、交換價值ノ標準タルコト等ハ、少ナクとも長イ期間ニ於イテ資金屬貨幣、特ニ金貨ニヨツテテ無ケレバ具備出采ナイモノト思フカ故ニ、政府紙幣以下ノモノヲバ凡テ貨幣代用物トシテ觀念スル」ト述ベテアル。

紙幣ヲ以テ貨幣代用物ト謂フモ、職能カラ云ヘバ、即チ、一般的交換ノ媒介物トシテ機能スル限り、紙幣モ何等貨幣タルニ変リハナイ。

註 Helgerich ハ「貨幣トハ與ヘラレタル経済範圍内並ビニ組織内ニ於
イテ経済ヲ営ム個人間ノ交通ヘ或ハ価値ノ移転」ノ仲介ヲナス本末ノ役
目ヲ有スル客體ノ全体レデアルト云フコトヲ以テ、貨幣トソレ以外ノモ
ノトヲ區別セントシテキル。

貨幣ノ請求權ト一般財貨ノ請求權

註 Mises ハ、交換ノ媒介物ヲ、貨幣ト貨幣ノ代用物ヲ以テ貨幣ノ請求
權 (Geld-Vorderungsrecht) トナシ、銀行券並ビニ帳簿勘定
(Kassenführungsguthaben) 等ヲ含マンメテキル。

貨幣請求權ト其ノ一般経済財貨トニ対スル請求權トハ性質上、多大ノ差異ノ
存スルモノデアツテ、コノ間ノ區別ハ明ラカニシナケレバナラス。

貨幣ノ請求權ハ何等貨幣ト引換ヘラルコトナクシテ、ソノマ、取扱シテ流
通スル。更ニ貨幣請求權ハ一朝貨幣ノ必要ナル場合ニハ、例ヘバ戦争等ノ如キ
場合ニ於イテハ、貨幣請求權ノミノ増加ニ依ツテ貨幣ノ増加ト同様ノ目的ヲ達

スルコトが出来、現実的ナル貨幣ノ増加ハ必要デハナイ。コノ意味ヨリシテモ、
実質的ナル貨幣ト、請求權タリ又代用物タル紙幣トハ、職能ヨリスレバ同ジク
貨幣タルニ何等相違ハナイ。

之ニ反シ、一般財貨ノ請求權ノ場合ハ、唯請求權ノミヲ増加スルモ、其ノ財
貨自体ヲ増加スルノデナケレバ、決シテ請求權ノミヲ慾望ハ充足サン得ナイノ
デアル。

註 Keynes ハ貨幣ノ職能ヲ以テ計算貨幣 (Money of account) タル
ニ在ルトシ、之ヲ以テ根本的ナル職能ト考ヘテキル。

貨幣ノ種類

若シ貨幣ニ於イテハ、其ノ目的が結局物価問題ノ解決ニ在ルトスルナラバ、
次ノ如キモノヲ含ムト云ヒ得ルデアラウ。

- (一) 鑄造貨幣
- (二) 本位貨幣
- (三) 補助貨幣

(二) 紙幣

更ニ発行者ニ依リテ種別スレバ

- イ) 政府紙幣 (政府ノ発行スルモノ)
- ロ) 銀行券 (中央銀行ノ発行スルモノ)
- 三) 預金貨幣

即チ銀行ノ当座預金ガ之レデアル。

鑄造貨幣・紙幣・預金貨幣ノ三者ハ何レモ一般的交換媒介物 (*allgemeine*

Geldmittel) トシテ財貨ヲ購ヒ得ル。

第三章 貨幣ノ職能ト貨幣ノ種類

貨幣ハ確立セル貨幣制度ノ下ニ発行セラレ、其ノ内部ニ於イテ発行セラルル凡ベテノ貨幣ノ間ニハ完全ナル代替性ガ存在シ、統一的一体 (即チ空間的ニモ、時間的ニモ統一セラレテオルコトニ就イテハ既述シタガ)、従ツテ其ノ貨幣制

度内ニ於ケル貨幣ハソノ種類ニ不拘、皆、一般的交換媒介手段ナル本源の職能ヲ盡スモノデアル。

然シ乍ラ、職能ノ種類ト貨幣ノ種類トヲ考ヘ合ハスト、貨幣ノ派生的職能ニツイテハ、職能ノ分担ガ存スルコトガ分ル。

金貨ハ信用制度ノ基礎トシテノ職能ヲ有シ、一般的ニ交換媒介手段トシテノ職能ハ補助貨幣ニ移ツテナル。即チ金貨自体ハ金貨デナケレバナシ能ハザルガ如キ職能ヲ盡セルモノデ、例ヘバ、金本位国ニ於イテハ、貨幣発行ノ基礎ハ金ニ存スルガ故ニ、準備トシテハ金貨ノミ役立チ得ルモノデアリ、銀貨、銅貨等ハ準備タリ得ザルモノデアル。即チ、金貨以外、モノデハナシ能ハザルモノナルガ故ニ、一般的交換媒介ノ職能ノ如キ、孰レノ種類ノ貨幣ヲ以テシテモナシ得ルガ如キ職能ハ、之ヲ他ノ種類ノ貨幣ニ譲リ、金貨タルコトノ特色ヲ發揮シ得ル職能ヲ盡スニ過ギナイ。

日常市場ニ於イテ流通セルモノハ補助貨幣・兌換券 (銀行券) 其他政府紙幣ノ小額紙幣デアルガ、小額政府紙幣ハ現今ハ殆ンドナイ。

註・ 歐洲大戦前、英国デ金ガ貯蔵 (*hoarding*) サレテ、即チ價值貯蔵

(store of value) ノ手段トシテ機能シタタメニ金が姿ヲ隠シ、其如デ小額ノ政府紙幣が發行サレタ例ガアリ、又日本ニ於イテハ大正六年ニ銀地金が高価デ、從ツテ銀貨ノ素材価値が上騰シ、銀貨トシテ流通セズ銷潰サレタタメニ、緊急勅令ヲ以テ小額政府紙幣ヲ發行シタ、斯クノ如ク金銀ハ返藏サレ銷潰サレルガ、紙幣ハ最後迄残存シテ流通スル。

信用制度ノ基礎トシテハ金貨ノミ役ニ立ツガ、他ノ貨幣ハ役ニ立タナイ。
註、米國ハ一八九三四年ニ、金ヲ以テ信用ノ基礎トシテキルガ、ソノ中ニ五%迄ハ銀デモ良イコトトナリ、日本ハ全額金ヲ以テ正貨準備トシテキル。

種類ト職能ノ分担
支拂手段トシテノ職能ハ、ソノ本質ニ於イテハ、經濟上交換ノ一般の媒介物トシテノ職能ト何等異ルコトナキガ故ニ、金貨以外ノモノガ用ヒラル。

価値標準トシテノ職能ハ、貨幣ノ種類ヲ問ハズ、如何ナル種類ノ貨幣ヲ以テモナシ得ルモノデアツテ、コレヲ本位貨幣ニノミ限ルモノデハナイ。若シコノ職能ヲ以テ金貨ノミニ限ルモノトスルハ、貨幣ノ価値ヲ以テ金屬ノ一定量ノモ

ツ価値トナス考ヘ方ヨリ発スルモノト云フベキデアリ、誤リト云ハネバナラナイ。

価値貯藏タル職能ニ就イテハ硬貨(hard money)即チ金貨及ビ銀貨ノ如キ金屬貨幣が先ヅ用ヒラレ、次イデ銅貨ニ及ガ、紙幣ハ不可デアル。実価値値ヲモツ金屬貨幣ハ、假令ソレが貨幣トシテノ価値ヲ失フトモ、尚金屬が工業用トシテモツ価値ニヨツテ価値ノ支持ヲ持ツノデアル。ダが貨幣制度が確立シ、其ノ基礎益々強固トナルニ從ツテ、貨幣ヲ以テ価値ノ貯藏ノタメニ用フル慣習ハ漸次減退シツ、アルモ、一朝事アル時、例ハバ恐慌又ハ戦争等ニ依ツテ人心ノ動搖ヲ来スガ如キ時ニハ、コノ事實ヲ頭着ニ現ハスモノデアル。

對外的關係ニ於イテハ、紙幣ハ駄目デ、金ヲ以テ支払フ慣習ニナツテオリ、金以外ハ何等役ニ立タナイ。
其ノ他一方的財産ノ給付、或ハ消費貸借ノ對象物タル職能等ハ共ニ紙幣、補助貨幣等金貨以外ノモノが主トシテ用ヒラレルモノデアル。
要之、貨幣ノ種々ナル職能ト貨幣ノ種類トノ間ニハ、自ラ種類ニ依ツテ職能ノ分担が存スルモノト云ヘル。

一三〇
而シテ、總テノ職能ヲツクサナイカラト云ツテ、貨幣デナイトハ言ヘズ、唯
一般的交換媒介タル手段トシテ機能スレバ足リルノデアル。

第四篇 貨幣制度

第一章 貨幣發行ノ統一

造幣主權

貨幣ハ往時ニ於イテハ國家ガ獨占的ニ鑄造發行セズシテ、或ハ地方ノ權力者
が發行シ、一般ニ私鑄が許サレタガ、コレニ伴フ種々ナル弊害ハ、独り貨幣改
悪ニ依ル貨幣価値ノ下落ノミナラズ、不統一ニヨル流通上ノ不便ハ取引ノ発達
ニ對シテ大ナル障害デアッタ。

而ルニ、近世中央集權ノ確立以來、造幣主權 (*Mintage*) ハ原則トシ
テ國家ノ独占スルトコロトナリ、嚴格ナル貨幣法規ノ下ニ統一的ニ發行セラレ
テ中ル。

吾國ニ於イテモ、貨幣法第一條ハ「貨幣ノ鑄造及ビ發行ノ權利ハ政府ニ屬ス」

ト規定シテナル。

國家獨占ノ理由

(1) 貨幣統一上

成ル可ク広汎ノ範圍ニ於イテ、同一ナル貨幣ノ流通スルコトが取引上最モ必要デアリ、此ノ意味デ地方的ニ種々ナル貨幣ノ流通スルコトハ取引ノ円滑ヲ圖ル上テ避ケナケレバナラナイ。何トナレバ、貨幣が交換ノ媒介物タル以上、其ノ本質ハ流通スルコトニ在ルカラ、

註、支那デハ地方ニ依リ秤が異ナリ、一々秤量シ直スノハ取引上不便テ、取引ノ円滑ヲ妨ケル。

歐洲ニ例ヲトルナラバ、フランスハ歐洲大戦中、五フランカナフラノノ小額ノ紙幣ノ裏面ニハ地圖が描カレテアリ、奥が打ツテアツテ、其ノ土地、マルセイユ、ツィロン、ニース等ノミニ通用シ、其ノ他ノ土地デハ取引又ハ拒絶サレタ。
又戦争ノ如キ非常ノ場合ニ於イテ、ドイツデ *Hamburg* ノミ通用ス

ル貨幣が存シタ。

(2) 貨幣信用ノ維持

種々ナル貨幣がアルト、甲ノ貨幣ト乙ノ貨幣トノ間ニ信用上ノ差異が生ズル。例ヘバ甲ノ貨幣ハ地方勢力家ナル強カ大名ノ発行セルモノデ、又乙ノ貨幣ハソレ程勢力ノナイ者が発行シタリトセンカ、之が流通場裡ニアレバ、人ハ甲ノ貨幣ヲ受領シ、假令乙ノ貨幣ヲ受領スルニシテモ、一割余計デナクバト抗辯スベク、信用低下ニ依ツテ授受ノ円滑ヲ欠キ、貨幣ノ目的ニ反スルコトトナル。何トナレバ、貨幣鑄造チ一私人ニ委ネル場合ニハ、財政窮乏ノ場合ニ、改悪ノ誘惑ニ陥ルコトが歎クナイカラデアル。

故ニ、國家が発行ヲ独占シ、統制アル貨幣ヲ発行スルコトハ、貨幣ノ信用維持上ヨリモ必要デアリ、流通ノ円滑ノタメニモ必要デアツテ、貧弱ナル私人が発行スレバ往々流通ノ円滑ヲ欠クニ至ルノデアル。

註、アメリカカノ *Wild Cat Bank* (山猫銀行) が嘗テ紙幣ヲ発行シ、都會デ流通サセタノデアルが、兌換ヲスル場合ニハ一日汽車デカ、リ、從ツテ事實上兌換不能デアツタ。

(3) 貨幣政策 (monetary policy) 下

多クノ人マカ発行シテ居ル時ニハ、物価が急激ニ着シク上下スル場合ニ、如何ニ貨幣ノ数量ヲ調節シ、物価ノ安定ヲ求ムルコトが出来ルカ、多クノ人々が発行スル場合ニハ、各々インフレーションの傾向ニナリ勝チデ、之ハ各々皆購買力ヲ増サシメルカラデアル。従ツテ、インフレーション政策ヲ採ルコトが其ノ場合ニ好望デアアル如キ場合ニハ、假令発行者が多クトモ何等差支ヘガナイ。然シ、デフレーション政策ヲ行ハントスル場合ニハ、統一サレタ貨幣制度デナイナラバ、其ノ貨幣政策ヲ行フコトハ出来ヌ。多クノ発行者ニ依頼シテ通貨ノ数量ヲ減少セネバナラヌ。若シ統一サレタ貨幣制度ナラバ、政府ノミが通貨ノ数量ヲ調節スレバ有効デアリ、通貨が政府ニ戻ツテ来レバ之ヲ保留シテ流通場裡ニ出サズ、従ツテ貨幣価値ハ上リ物価ハ下ルノデアアル。即チ、国家ニ依ツテ独占的ニ発行セラレル場合ニ於イテハ、国家がコレヲ統制スルコトニ依ツテ流通貨幣ノ数量ヲ適当ニ調節スルコトが出来、貨幣政策ヲ行フコトが極メテ易クナノデアアル。

独占的統制ノ形式

- (1) 鑄造ハ一概ニ行ハシムルモ、発行ハ政府ノミ行フ場合、貨幣鑄造発行ノ法規ハ国家がコレヲ規定シ、統一アル規定ノモトニ唯其ノ實際的ナル鑄造ヲ各地方ニ委託スル場合デ、一八七三年以前ニ於ケル独乙がソレデアアル。
- (2) 造幣主権ハ国家が原則トシテ独占シ、特殊ノ貨幣ハ、コレが発行ヲ私人ニ委ネ、国家ハコレヲ監督スル。
- (3) 鑄造・発行トモ政府が行フ。貨幣ノ鑄造発行ニ関スル法規ヲ国家が定ムルト共ニ、現実ニ、鑄造及ビ其ノ発行ヲ国家が自ら行フ場合デ、現今ニ於ケル貨幣発行ノ形式ハ即チコノ形式ヲ一般トスル。

第二章 貨幣ノ種類

第一節 金屬貨幣

貨幣素材ヲ金屬ニ求ムルモノデ、金屬貨幣ニハ本位貨幣及ビ補助貨幣ノ二ツ
ガアル。

第一項 本位貨幣

standard money
Währungs geld

本位ノ意義

本位貨幣トハ何デアアルカナ定義スルニ当リ、先ツ本位トハ又何デアアルノカナ
述ビナケレバナラス。

本位ノ意義ニハ種々ナルモノガアリ、寧ろ濫用サレテキルト謂ヘル。

(1) 貨幣制度ヲ布ク国家ニ關係セシメテ用フル場合。

例ヘバ、日本ノ本位ハ円、ドイツノ本位ハマルク、フランスノ本位ハフ
ラント云フガ如ク、本位ヲ貨幣制度ノ意義ニ用フルコトガアル。

(2) 貨幣素材トシテ用フル物債中、ソノ國ノ貨幣制度ノ基礎タル素材ニ關係セ
シメテ用フル場合。

即チ、金本位又ハ銀本位ト云フ様ナ用法ガアリ、此ノ場合本位ノ内容が金
又ハ銀ナノデアル。

(3) 貨幣制度ノ持ツ貨幣單位ニ關係セシメテ用フル場合。

即チ、円本位、法本位ト云フガ如キ用法デアル。
法律上ニ於ケル貨幣ノ意義ハ、支拂關係ニ於イテ認めラレルモノデアリ、
斯クノ如ク一般ナル交換ノ媒介物デアツテ、法律ニヨツテ一般支拂手段
トシテ認めラレタル場合ニ本位ナル觀念ヲ生ズル。

吾ガ國ノ本位ノ意義

明治四年五月発布ノ新貨條例ニヨレバ、本位貨幣（即チ二十円、十円、五
円、二円、一円）ノウチ、一円金ヲ以テ原貨ト定メ、各種共何レノ拂方ニモ

用ヒ、ソノ高ニ制限アルコトナシ。

ト云ヒ、又本位ヲ説明シテ

「本位トハ貨幣ノ主本ニシテ、他ノ準據トナルモノナリ、故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ツルヲ要セス、尤モ一円金ヲ以ツテ本位中ノ原貨ト定ムルトハ、就中一円金ヲ以テ本位ノ基本ヲ定メ他ノ四種ノ金貨モ却ツテ標準ヲ一円ニ取レバナリレト云フ。」

此ノ意味カラ考ヘルト、本位ハ貨幣ノ主本デアリ、他ノ準據トナリ、他ノ價值關係ヲ決メル基本デ、何レノ拂ヒ方ニモ用ヒラレ、ソノ高ニ制限ナク、法律上支拂手段トシテ用ヒラレルノ意義デアル。

本位ノ性質

(1) 貨幣ニ対シテ本位トハ、債權債務ノ關係ヲ豫想シテ考デアル。

(2) 同時ニ價值關係ヲ豫想シテ考デアル。

之ヨリシテ見レバ、本位トハ法律關係ヲ豫想シテ法律用語デアル。

其レヲ具体化シタル、即チサウ云フ性質ヲ具備シテオルモノガ本位貨幣デア

ル。

本位貨幣ノ性質

(1) 無制限法貨 (Unlimited legal tender) タルコト。

(イ) 法貨トハ、法律上ノ支拂手段デアツテ、ソレデ支拂ヘバ相手方ハ拒絶シ得ナイ。之レガ法律上ノ貨幣デアル。即チ、強制通用力 (Zwangsbeweis) ヲ有スル。

(ロ) 無制限ナルトハ、支拂ノ額ニ制限ナク、金貨デアレバ一億円デモ、ソレデ支拂ヘバ相手方ハ拒絶出来ナイ。

吾國ノ貨幣法第七條ニハ「金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用スルトアル。」

制限法貨 (limited legal tender)

「銀貨ハ十円迄、ニッケル貨ハ五円迄、青銅貨ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用スルト、補助貨幣ニツイテハ、ソノ支拂ニ際シ金額ノ一定ノ限度ヲ

設ケテキル、コレハ授受ニ際スル便宜ヲ考慮セルモノデアル。
 本位貨幣ノ素材金屬ト本位貨幣トノ間、完全ナル融通性ノ存在。
 (2) 金本位國ニ於イテハ、金ト本位貨幣トノ間ニ完全ナル融通性ヲ保有シ、地金ハ何時デモ金貨ニナリ得ルシ、又金貨ハ何時デモ地金ニナリ得ル。金貨ハ嘗テハ鑄潰シ地金ニサレタガ、現今ハ禁止サレテキル。太政官令ニハ「鑄潰禁止」ノ規定ガアルモ罰則ハナイ。金輸出禁止ノ現在デハ罰金及ビ徴役ニ處セラレル。



自由鑄造ノ制限

自由鑄造ノ制度トハ如何ナルモノカ。貨幣素材タル金屬、例ヘバ地金ヲ持ツテキル人が、之ヲ貨幣ニ鑄造シテ莫フコトヲ國家ニ対シ請求スルコトヲ國家が認メル制度デアル。

現代ニ於イテハ、貨幣鑄造ノ権利ハ、國家ガコレヲ独占シ私鑄ヲ許サズ。且地金ト金貨トノ価値関係ヲ規定シテキル。

我國ノ貨幣法第十四條ニハ
 「金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ、政府ハ其ノ請求ニ應ズベシ」

トシ、又造幣規則第一條ハ

「金貨幣ノ製造ヲ請ハントスル者ハ金地金ヲ造幣局ニ輸納スベキト規定シテキル。」

註 独乙デハ「造幣局ガ忙シケレバ断ハル」ト規定シテキル。

自由鑄造ノ目的

(イ) 貨幣單位ノ有スル価値ハ常ニ金屬(殊ニ金)ノ一定量ノ有スル価値ニテ表
示サレテキル。コノ故ニ、兩者ノ間ニ価値ノ差が生ジナイヤウニスルコトガ
必要デ、自由鑄造ノ制ハ兩者ノ融通性ヲ完全ニ行ハシメ以テソノ価値ノ差ヲ
抑制スルタメニ存スル。

自由鑄造ノ制度ガナケレバ地金ハ金貨ヨリモ安クナル。何トナレバ、地金
ハ美術工藝品トシテノミノ用途ヲ有シ、貨幣的用途ハナクナルカラデアリ、
地金ト貨幣(金貨)トノ価値関係ニ開キが出來ル。

又、鑄造ヲ禁ズルト地金ノ供給ガ減ズルカラ、地金ガ騰貴シ、金貨ガ下落
スル。自由鑄造ヲ禁ズルト地金ガ下落シ、金貨ガ騰貴スル。

即チ、金貨ト其ノ素材金地金ノ価値トガ一致スルハ一定量ノ金地金ハ何時
ニテモ一定額ノ金鑄貨トナリ、又反対ニ一定額ノ金貨ハ何時ニテモソノ必要
ノ場合ニ金地金トナルコトヲ得ベク、ソノ間ニ完全ナル融通性ガ與ヘラレテ、
キルカラデアル。

(ロ) 貨幣數量ノ自然的調節

自由鑄造制度ニヨリ貨幣ノ供給ガ潤沢トナル。自由鑄造制度ヲ利用シテ地
金ガ金貨ニナリ、金貨ノ必要ナルトキハ自由鑄造ヲ依頼スル者ガ増加シ、貨
幣ハ増加スル。

然シ、之ハ現今デハ余リ重要デハナイ。現代デハ中央銀行デ地金ヲ買入レ、
自由鑄造制度ニ代ヘテキル。ソノ場合、自由鑄造ヲシナイデ、一般ノ通貨ヲ
受領スル。

(ハ) 外国ノ本位貨トノ比率ヲ一定セシム。相互ノ國ニ自由鑄造制度アルトキハ、
外國ノ金貨ハ何時ニテモ他國內ニ入りテ、ソレニヨツテ當該國ノ金貨(本位
貨)タルコトヲ得ルモノデアルガ故ニ、ソノ外國貨ト相手國ノ貨幣トノ価値
関係ヲ金ノ量ニヨツテ比較スルコトが出來ル。而モソノ比率ハ兩國ニ於ケル
貨幣法ノ変更ナキ限り一定ノモノデアル。換言スレバ兩國間ニ於イテ法定平
価ノ計算ガナシ得ルワケデアル。

例ヘバ、日本ノ五円金貨ハ糞スト純金一匁ヲ得ル。ソノ金ヲ外國例ヘバ英
吉利ヘ持ツテ行キ、日本ノ一円ノ金貨(純金二分) 英吉利ノ磅(標準金)

英国貨幣法ト比較スルト、日本ノ本位貨幣タル金貨ノ内容ト英吉利ノソレトハ紙上デ計算サレル。

註、英吉利ノ一磅ハ九円七六・三錢トナリ、日本ノ一円ハ 2 Shilling
イクラトナル。之ヲ紙上ノ計算デナク、現実ナラシメルノハ、英吉利
ノ Sovereign coin ヲ持ツテ未テ鑄造スルト、九円七六・三錢ト
ナルノデアル。

自由鑄造ノ制度デアルが故ニ、兩者ノ價值關係が、即チ価値比率が一定ス
ルカガアルノデアル。

(二) 消極的作用デハアルが、一國ヨリノ金ノ流出ヲ防ギ、又ハソノ國ニ金ヲ誘
致スルカヲ有スル。自由鑄造制度ナキ場合ニ於ケル金地金所有者ハ、コレヲ
直接貨幣タラシメルコトヲ得ズ、従ツテ若シコレヲ以ツテ貨幣ヲツクラント
スレバ、自由鑄造ノ制度ヲ認ムル他ノ國ニ於テナサナケレバナラナイ。自由
鑄造制度ナクバ地金トシテノ用途シカナク、従ツテ商品トシテノ価値シカナ
ク、一匁ノ金ガ五円以下トナル。故ニ自由鑄造制度ノアル國ヘ持ツテ行キ貨
幣ニ鑄造シテ貰フ。自由鑄造制度ノ行ハルル國カラ云へバ、金ヲ誘致スルコ

トトナル。

鑄造手数料 (Seigniorage or Brassage)

註 Seigniorage ハ王權ニヨル鑄造ノ場合ニ用ヒラレ、Brassage
ハ造幣局ノ鑄造ノ場合ニ用ヒラレルが、一般ニハ同意味ニ用ヒ區別サ
レナイ。

鑄造費用ヲ依頼者ニ負担セシムベキヤ否ヤ、或ハ当然國家ノ費用ニテ鑄造ス
ベキヤ否ヤ、コトニ鑄造手数料ニ關スル問題が生ジテ来ル。

(一) 徴收是認論

貨幣ノ鑄造ハ技術上ヨリ多大ノ費用ヲ要シ、又、鑄造ニヨル受益者が負担
スルノガ公平デアルトスル。

(二) 徴收否認論

(1) 自由鑄造制度ノ主旨タル金地金ト貨幣トノ間ニ生ズル価値ノ差ヲ抑制シ其ノ間ニ連絡ヲ保タシムルタメ。

(2) 地金が貨幣ニ鑄造セラルル場合ニハ、ソノ利益ハ独リソノ依頼ノミニ限ラズ、ソノ貨幣ヲ交換ノ媒介トシテ使用スル社会全般デアル。従ツテ、コレヲタダ一人ノ依頼者ニノミ負担セシムルハ公平ノ觀念ニ反スルモノデアリ、ムシロ社会全般ガコレヲ負担スルコトコソ、公平ノ觀念ニ合致スル。即チ國家ガ公益ノタメニ負担スベシト主張スル。

註、實際鑄造手数料ヲトルニシテモ、一〇%或ハ二〇%ト云フ様ナモノハ極メテ少ナイ。少イ位ナラ費用ニモ当ラヌデハナイカ。徴収スルニシテモ無駄ニ鑄造ヌハ輸出ヲ防止スルタメ。

日本ニ於イテハ造幣手数料ニ関シテハ無手数料主義ヲトルモノデアツテ、吾貨幣法第十四條ハ自由鑄造ノ權ヲ認メ、造幣規則ハソノ造幣局ニ輸納スベキ金ニツイテノ規定ヲナシ、更ニ金銀地金精製及ビ品位証明規則ノ附則ハ「精製ノタメ輸納シタル地金ノ金分ヲ貨幣ニ製造スル場合ニ於イテハ、当分ノ内其ノ金

分ニ就イテハ手数料ヲ徴收セズト規定シテキル。結局一般ニハ鑄造手数料ヲ徴收シナイ。ヨシンバ徴收スルニシテモ極メテ僅カナモノヲトル。

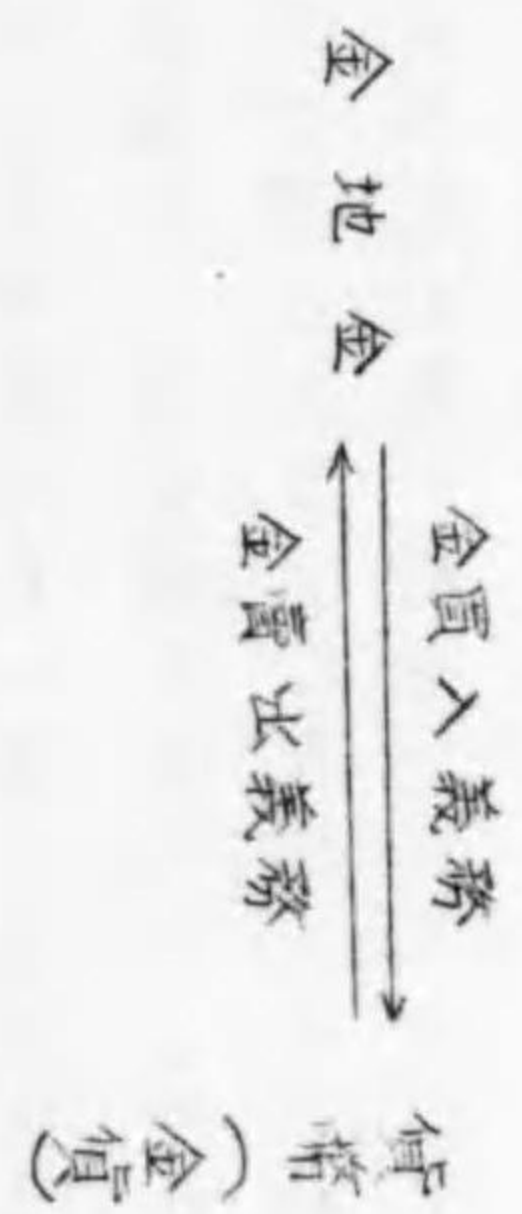
金買入義務

政府又ハ中央銀行ノ金買入義務ニヨリ、自由鑄造制度ニ代ラシム。即チ、政府又ハ中央銀行ハ一定ノ品位ノ金地金ヲ一定ノ価格ニテ無限ニ買入ルル義務ヲ有スル。金地金所有者ヨリ見ル時ニハ、其ノ所有スル金地金ヲ政府又ハ中央銀行ニ呈出シテ、公定相場ニテ買取ルコトヲ請求シ得ルナラバ、此ノ方法ニヨツテモ又一定ノ地金ヲ常ニ一定量ノ貨幣ニ代ヘラレル。

英國ニ於ケル金地金本位制 (Gold Bullion Standard) ノ下デハ、兌換ヲ請求シタ場合ニ元來金貨ヲ兌換スルガ、此ノ場合ニハ金貨ヲ鑄造セズ、自由鑄造ハ一般ノ人ニハ許サズ、唯英蘭銀行ノミガ金貨が必要ナル際ニ、自由鑄造制度ヲ利用シ得ル。金貨ト金地金トノ關係ガナクナル。英國ノ Standard Gold ($\frac{11}{12}$) < 103. = 23, 175. 9d. ディアナ。

兌換紙幣デ以テ $\text{£} 3, 17s. 10 \frac{1}{2} d.$ テ地金ヲ賣出ス義務ガアル。(地金兌換)

「 £ 」ガ造幣費用ニ相当スル。即チ、中央銀行ガ無制限ニ地金ヲ賣出ス義務ガアル。之ニヨリテ自由鑄造制度ニ代替セシムル。



現在ハ英國ハ gold *off* シテキルカラ賣出サナイ。
又、瑞典デハ金地金ヲ無制限ニ買入レナイ。若シ金地金ヲ買入レレバ金ノ準備が多クナリ、余計ニ兌換券ヲ発行シテ、紙幣ヲ支拂ハネバナラナイ。ソノ結果通貨膨脹 (*inflation*) ヲナリ物価ガ高騰スル。斯クシテ、中央銀行ハ正貨準備トシテ金ノ強化ヲハカルコトハ必要ガナイカラデアル。
之ヲ要スルニ、本位貨幣ニハ

(1) 自由鑄造制度

(2) 金買入義務

ノニツガ認メラレルガ、補助貨幣ニハ之ガ認メラレナイ。
次ニ補助貨幣ニ就イテ述ベヨソ。

第二項 補助貨幣

(Subsidiary Coins)

Token Money
Scheidemünze

本位貨幣ハソノ單位ガ相当大デアリ、(例ヘバ、日本ハ円、英國ハポンド、米國ハドルノ如ク) 日常ノ小額ノ取引ニハ不便ヲ感スルコト多ク、之ヲ円滑ナラシメルタメニ、本位貨幣ノ補助ニ出テキル。
斯クノ如キ目的ノタメニ出テキル補助貨幣ハ、其ノ目的(即チ本位貨幣ヲ補助スルタメノ小額貨幣タルコト)ノタメニ本位貨幣ニ比ベテ次ノ諸点ヲ異ニス

ル。

(一) 制限的法貨デアル。

(イ) 法貨トハ米國ノ合法貨幣 (Lawful Money) ニ當リ、法律上ソレヲ以テスレバ債權債務ノ關係ガ消滅スルモノデ、本位貨幣ニ對シテ一定ノ價值關係ヲ規定セラレテアル。

(ロ) 支拂額ニ一定ノ制限ガアル。

我國貨幣法第七條ニ曰ク「金貨幣ハソノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス。銀貨幣ハ拾円迄、白銅貨幣ハ五円迄、青銅貨ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用ス。」ト。

補助貨幣ニ支拂制限ヲ設ケタ理由

(1) 本来ノ目的ガ小額取引ノタメデアルカラ、何等日常ノ取引ニ支障ハナイ。

註、十円以上デアレバ銀貨、白銅貨ヲ以テセズモ、金貨モ紙幣モアル。

(2) 受取ル人ノ不便・不利

コレニヨツテ多額ノ支拂ヲスル時ハ、補助貨幣ハ素材モ安価ナル銅、白銅等ヲ用フルカラ受取ル人ガ大ヘン不便・不利ヲ感ズル。

補助貨幣ニ支拂制限ヲ設クル規定ハ、市場ノ取引・民間ノ取引ニ於イテノミ制限アルモ、政府ノ支拂ニハ差支ヘナイコトニナツテキル。又發行規定デナイカラ、相手方ノ了解アル時ニ於イテハ無制限ニ引渡シ得ル。

(二) 自由鑄造ノ制度ナシ。

何故ナレバ、補助貨幣ハ次ニ云フ実價価値ト名目価値(例ヘバ五十錢銀貨ガ五十錢ト云フ名目価値ヲ有シ、ソレヲ鑄解シタ素材価値、即チ地金トシテノ銀ノ価値(実價価値)ハ現在ハ十五・六錢ニ過ギナイ)トが大ナル差ガアル。故ニ銀ノ安イ時ハ地金トシテ用ヒズ、自由鑄造ヲスレバ、二倍、三倍ノ価値ニ通用スル。即チ安イ實價デ高イ価値ヲ持ツテ来ルコトトナル。

(三) 名目価値ヲ實價価値ヨリ遙カニ大ニスルコト。

ソノ理由ハ

イ 取引小額ナレバ日常頻繁ニ授受シナケレバナラヌ。取扱上便宜ナモノヲ造ル必要ガアル。

補助貨幣ノ素材ハソレヨリモ安イ商品トシテノ価値ヲ有ツ金屬デアルカラ。若シ実價価値ト名目価値ヲ一致サセルト大變大キナモノヲ造ラネバナラヌ。例ヘバ、銀貨ナレバアノ三倍位ノモノヲ造ラネバナラヌ。ソレデハ取扱上大變不便デアル。

ソノタメ名目価値ト実價価値トノ間ニ差ヲ附ケ、名目価値ヲ実價価値ヨリ落スノデアアル。即チ、取扱ノ便宜ノタメ内容ヲ落ス。

(ロ) 鑄造ヲ之ニ依リ禁止スル。

補助貨幣ノ実價価値ガ名目価値ニ等シイカ。又ハソノ差餘リ大ナラザル場合ニハ、金屬ノ価値變動ノ場合ニハ、鎔解・鑄造等ノ現象ヲ見ルモノデアアル。

註、大正六年ニ大銀貨ガ鑄造サレタ。之ハ実價価値ト名目価値トノ差ガ少ナカツタノデ、銀ノ値ガ fluctuate シ、銀價ガ暴騰スレバ鑄

造シタ方が利益トナリ、ソノ際余程実價価値ヲ小サクシテオケバ鑄造シタラ損ヲスル。

又、一九二〇年カラ一九二一年ニカケ、ニユーヨーク及ピロンドンデ相場ハ異ナルモ、一オンスガ八九ペンスニナリ、鑄造シタ方が得デアルトメ、当時多クノ補助貨幣ハ鑄造サレタ。英国ハ歐洲大戦前マデハ銀貨ノ純分ハ千分ノ七百五〇デアツタガ、最近ハ千分ノ五百ニ下ゲタ。

一九三三年ノ銀協定デハ、之ヨリ以上ニ補助貨幣ノ内容ヲ悪クスルコトヲ止メヨウト決メタ。

一般ニ補助貨幣ノ内容ハ悪クナル。

鑄造サレタラ鑄造年数料ガカ、ツタダケ損トナル。何トナレバ技術的ニ正確ニ鑄造ヘ現在ハ打抜キニシテキルカラ、大變費用ノカ、ツテキルモノヲ、相場ノ上リ下リデ鑄造サレテハ國費ノ濫費デアアル。然シ大變小形ニスルト養口ノ何處ニアルカ分ラナクナル様デハ之レ又困ル。

(2) 政府ノ財政收入

補助貨幣ノ内容ヲ悪クシテ、餘分ノ銀デヨリ多クノモノヲ造ル。市場デ銀ヲ十五・六錢デ買ヒ、五十錢ノ銀貨ヲ造ルト、鑄造手数料ヲ引クモ尚儲カル。

各国ハ量及ビ質共ニ減ラシ、実質価値ト名目価値ノ差ヲ増シ、ソノ減ラシ方が段々増シテ來ル。

(イ) 品位ヲオトス方法

純粹ナル金屬ヲ用ヒズ、雜分ヲ混入スル

(ロ) 量目ヲオトス方法

ソノ金屬ノ目方ヲ当然ノ比例以下トシテ、ソノ実質価値ヲ名目価値以下トナスコトガアル。

第二節 紙幣

第一項 紙幣ノ起源

紙幣 (paper money) ハ發生史上カラ云フト、物品貨幣→鑄造貨幣→紙幣デアル。

鑄造貨幣ニ於イテハ元來ノ機能(使用価値)ガ之ニヨリ独立スルガ、紙幣ニナルト此ノ觀念ハ極メテ明ラカデアル。

鑄造貨幣デハ実質価値ガ常ニ、ソノ背後ニアル。ソレガ假令廢貨トナルモ、尚銀或ハ銅トシテノ価値ガアル。紙幣ガ廢貨トナレバ一枚ノ紙片ニ過ギズ、何等実質価値ヲ有タナイ。紙幣ガ流通スル場合モ貨幣(紙幣)ノ価値ヲ *back* スルモノハ鑄造貨幣ノ様ナモノハナイ。

紙幣ノソレ自身ノ有ツ価値デ、ソノ価値ガ維持サレテキル。

紙幣デハ貨幣トシテノ觀念ガ実質カラ独立シテキル。ソノ価値ニツイテハ価値論デ述ベル。

紙幣ノ沿革ハ新ラシイ。紙幣ニ類似ノモノトシテハ皮幣 (leather money) ガアル。

註、皮幣ノ起源ヲ見ルト、寒キ地方及ビ牧畜民ニアツテハ、毛皮ガ一般的ニ交換媒介物デアツタガ、ソノ最初ニ於イテハ交易毎ニ一タソノ全皮ヲ

授受シテホタガ、取引ノ煩繁ニナルニツレテ、ソノ全部ノ移動ヲナサズ、ソノ毛皮ノ一部分ヲ引渡スコトニヨツテ全部ノ毛皮ニ代フルニ至リ、遂ニソノ一部分ノ毛皮ノミガ軋々流通スルニ至ツタ。皮幣ノ实例ハ、ロシアニ於テハ、ピーター大帝ノ時ニ、ソノ例ガアツタト云フ。又支那ニ於テハ唐ノ時代ニ皮幣ケアツタ。吾国ニ於テハ楮幣ナルモノガアル、即チ楮ノ皮ニテ作ツタモノデ、後醍醐天皇ノ時代ニ発行セラレタ。歐洲ニ於テハ、十七世紀ヨリ十八世紀初メデアツテ *John Law* ノ発行セル札ガアリ、ソノ悪例ヲ残シタモノデアル。ロシアニ於テハ、カザリン二世ノ時、即チ一七六八年ニ紙幣ノ発行ヲ見タ。

紙幣ハ便利デアル。鑄造貨幣、補助貨幣デ形ヲ小サクシ、携帯ニ便利ニシテアルガ、目方ガアル。然ルニ、紙幣ハ目方ハナク、大々携帯ニ便利デアル。鑄造貨幣ノ不便ヲ除去シ、漸次鑄造貨幣ニ代ハルニ至ツタ。

金貨カラ紙幣へ

紙幣が発行セラレテモ、或ル程度迄金貨が流通スル。英国及ビ米国デハ金貨が流通シテキル。日本デハ金貨ハ流通セズ、金貨ハ藏セラレ、其ノ身代リトシテ紙幣が流通シテキル。之レハ、ソノ理由ハ金貨ガナクモ、紙幣デ十分デアリ、且ツ取扱ヒガ便利ダカラデアル。

第二項 紙幣ノ種類

(1) 発行者ヲ標準トシテ分ケルト

イ) 政府紙幣 (Government Notes)

ロ) 銀行券 (Bank Notes)

註、吾国ニ於テ大正六年十月二十九日ノ緊急勅令ニヨツテ、翌月初旬発行セラレタ五十銭紙幣、二十銭紙幣、十銭紙幣ナル小額紙幣ガ政府紙幣ノ一例デアル。

又吾国ニ於テハ中央銀行タル日本銀行ノ発行スル現在ノ十円、

五円、一円ノ銀行券ヲ以テ原則トシ、他ノ特殊銀行ハ例ヘバ朝鮮銀行ニ就イテハ地域ヲ限リ、例外的ニ認メテキル。

(2)

兌換ノ有無ヲ標準トシテ分ケルト

イ) 兌換券(又ハ兌換紙幣)

ロ) 不換紙幣

ハ) 発行者ニ於イテ何時デモ一覽デ本位貨幣ト引換ヘルコトヲ約シタモノ
四) 兌換ヲ請求シ得ザルモノデアル。然シ乍ラ発行ノ初メヨリ不換紙幣トシテ発行セラルルモノハナク、多クノ場合兌換紙幣トシテ発行セラレタモノガ、後ニ兌換停止ニアツテ、不換紙幣トナツタモノガ多イ。

不換紙幣ハ通常強制通用力ヲ附セラレル。又兌換紙幣ハ銀行券トシテ発行セラルルモノ多ク、不換紙幣ハ政府紙幣タルモノガ多イ。

註、人ニヨツテハ紙幣ノ価値ニ就イテ云フ場合ニ、兌換シ得ル部分ト兌換シ得ザル部分ガアルト云フ人ガアル。例ヘバ、十億円ノ紙幣ガ発行セラレ、正債準備ガ五億デアル場合ニ、五億ノ紙幣ハ兌換シ得ルモ後ノ五億ノ紙幣ハ兌換シ得ズ、單ニ流通手段タルノミデアルト觀念的ニ

分ケル人ガアルモ、実價的ニ云ツテ、ソナナコトハ考ヘラレヌ。片方ヲ本末ノモノ、片方ヲ流通手段ト考ヘルコトガ無理デアル。一切平等デ、日本銀行ヨリ出シタ紙幣ノ価値ハ何處カラ末ルカヲ考ヘネバナラス。
吾國ノ兌換銀行條令第六條ニ曰ク「兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アル時ハ、日本銀行本店及ビ支店ニ於イテ、営業時間中何時ニテモ兌換スベシ。但シ支店ニ於イテハ本店ヨリ準備金ノ到達スベキ時間ソノ兌換ヲ延期スルコトアリト。」

第三項 紙幣ノ性質

(一) 紙幣ノ利益

(1) 正債ノ節約

紙幣ガ日常取引ニ用ヒラレルト、正債殊ニ本位貨幣ハ流通場裡ヨリ姿ヲ隠シ、中央銀行ニ集中シ、コノ正債ヲシテ一層有効ナル國際的職能ヲツク

サシム。

又紙幣ノ発行流通ニヨツテ金貨ノ磨損ヲ防グトが出来ル。普通二十年
スレバ金貨ハ磨損シ、目方モ減ジ、通用最輕量目ヲ超エテソレ以下トナリ
法律上完全ナル貨幣トシテ通用セス。ソノ因ノ磨損ハ政府が負担セネバナ
ラヌ。

故ニ、紙幣ノ発行ニヨツテ、正貨ヲ節約スルコトが出来ル。

(2) 正貨ヲ造ル費用ノ節約

紙幣ノ印刷費ト鑄造貨幣ノ製造費トノ間ニハ大ナル開キガアル。

(3) 携帯ニ便利デアル。

(二) 紙幣ノ弊害

過剰発行ノ危懼

紙幣ハ費用少ク、何時デモ印刷出来ルカラ過剰発行ニ陥リ、インフレ
シヨントナル危懼ガアル。

兌換紙幣ハ問題ハナイが、不換紙幣ハ準備ト発行額ノ間ガハナレル。政

府ハ財政上ノ收支ヲ合ハスタメ過剰発行ヲナス。

紙幣本位ニ於イテハ、インフレシヨントナル心配ガアリ、ヒイテ貨幣
価値ノ下落、貨幣制度ノ破壊トナル。故ニ管理が緩ムト不可デアル。

政府紙幣ト銀行券

政府自身ニ発行セシメルノが良イカ、或ヒハ又、中央銀行ヲシテ銀行券
トシテ発行セシメルが良イカ。

曰ク「中央銀行ヲシテ、銀行券トシテ発行セシムル方が可ナリ」

銀行券ノ政府紙幣ニ優ル理由、

銀行券が経済市場ノ需要ニ適應シ、ソレニ對シ終始必要ナルトキハ銀行
券が出、不必要ノトキハ銀行ニ入ツテ回收サレル。

即チ市場ニ對スル弾力性、伸縮性ハ銀行券ノ方が大デアル。

政府紙幣ト銀行券ヲ比較シ、ソノ発行並ビニ回收ノ経路ヲ考ヘルト、

(A) 政府紙幣

イ) 政府紙幣ヲ出ストキハ一定ノ経路ヲ經テ中央市場ニ出ル。官吏ノ俸給、

政府ノ仕事（建築等）ノ材料費・請負ノ時ニ金ガ要ル。官廳ノ物品購入、專賣局ノ煙草ヲ栽培人カラ買上ゲルトキモ等デアル。

(ロ) 政府紙幣ガ入ルトキハ、租税・罰金・郵便貯金・簡易保険・專賣事業ノ賣上ゲ等デ、入ツテ来ル経路ニモ限度カアル。且ツ又入ツテ来ル時期ガ一定シテオ、所得税ハ四期デ、而カモ前年ト同様ニ徴收スル。不景氣デモ好景氣ノ時モ同ジク徴收スル。且又出ル時モ季節的デアル。

(B) 銀行券

銀行券ノ場合ハ一應経済界ノ事情ニ支配サレ、中央銀行カラ金ガ出ルノハ一般経済界ガ金ヲ必要トスル時デアル。貸出・手形割引ガ請求サレ、紙幣ガ市場ニ出ル。ソレダケ市場ニ金ヲ要求スルトキデアルカラデ、ソレダケ銀行券ガ出ル。

回收スルトキモ、銀行ノ預金トナリ、銀行ノ窓口ニ戻ツテ来ル。即チ、銀行券ハ市場ノ状態ニ應ジテ出タリ入ツタリスル。此ノ意味デ銀行券ガ経済状態ニ應ジル使命ヲ果シテキル。ソノ檢閲モ存在スル。

政府紙幣ナレバ直グニ引上ゲルコトハ出来ナイ。政府ト発行者トノ關係ガ

密接デアル。政府ガ発行権ヲ有スルトキニハ必要アレバ、ドンドン発行シ遂ニ收拾スベカラザル通貨状態ヲ惹起スル。

註・一時ドイツ・ロシアデ官營中央銀行ガ発行シタガ、現在ハ半官半民ノ中央銀行デ発行シテキル。最近ニ至リ再び官營ノ中央銀行デ発行スルヤウニトノ説ガアル。

第四項 不換紙幣

不換紙幣 (Inconvertible Paper Money)

兌換紙幣 (Convertible Paper Money)

不換紙幣ト兌換紙幣トノ區別ニ就イテハ先ニ述ベクガ、不換紙幣トハ発行者ニ兌換ノ義務ナキモノデアル。

従来ノ兌換紙幣ヲ後ニ不換紙幣トスルモノガ多ク、初メカラ不換紙幣トスルコトハ少イ。戰爭中ニ不換紙幣ヲ発行スルトキニモ將來ニ対スル兌換ノ期待ヲツケテ発行スル。本來ノ不換紙幣ハ極メテ少ナク、大抵ハ兌換ヲ停止シタモノ

デアル。而シテ不換紙幣ハ法貨タルノ効力ヲ附與セラレタルモノデアリ、即チ
強制通用力ヲ有スルモノデアル。

不換紙幣ノ発行セラレル場合ハ、

(1) 貨幣ニ対スル需要増加

(2) 政府ノ財政困難救済ノ場合

而シテ、政府が財政上ノ理由ヨリ不換紙幣ヲ発行スル場合ニハ濫発ニ陥リ易
ク、金ニ対スル打歩ヲ生ズル。

アッシニア紙幣 (*Assignats*) ハソノ有名ナ例デアル。

又、南北戦争当時、財政ノ窮乏ヲ補フタメニ、一八六二年米國政府ヨリ発行
セラレタグリーン・バック紙幣 (*Greenbacks*) 及ビドイツノ政洲大戦中ニ
発行シタ不換紙幣ハ有名デアル。

又、紙幣ハ国内ノミニ流通スルモノデアルが故ニ、支拂ノタメニ外国ニ出テ
行クノハ金貨デアリ、従ツテ益々金貨ハ流出シテ紙幣ノミ残り、ソノ結果ハ相
対的ニモ紙幣が横行スルニ至ルノデアル。

第五項 銀行券

今一ツハ銀行券(兌換券)カアルが、ソレハ銀行論ノ講義デオ聞キニナルダ
ラウカラ簡單ニ云フ。

通貨主義ト銀行主義

(1) 通貨主義

通貨主義トハ制限主義デ銀行券ノ発行ニハ嚴重ナル規定ガ必要デアル。兌
換券ノ発行ヲ *control* シナケレバ通貨ノ過剰発行トナル。従ツテ貨幣価値
ハ下落シ、一般物価ハ騰貴スル。銀行券ノ発行ニツイテハ人為的ナ統制ヲシ
テ、嚴重ナル規定ヲ必要トスルト説クノデアル。

(2) 銀行主義

兌換券ハ必要ニヨリ出ルノデアツテ、ソレヲ *control* スル必要ハナイ。借
リニ来ナケレバ兌換券ハ出ナイが、銀行ニ貸ス気持ガアレバ幾ラデモ兌換券
が出ル。銀行ノ裁量デ通貨ガ世ノ中ニ出ル。需要ニ應ジテ銀行券が出ルトハ

限ラズ、過剰ニ発行スル。

銀行主義者ハ、銀行ハ社会的需要ニ應ジテノミ銀行券ノ発行ヲナシ得ルノ
テアル。従ツテ此ノ裏ヨリ見ルナラバ、銀行券発行ニ関シテ法律的制限ヲ設
クルノハ正当デナク、一般経済事情ニソノ増減ヲ委セルノが良イト説クノデ
アル。

発行制度ノ種類

戦前ノ発行制度ノ種類ハ

- (A) 定額以上全額準備法（一部準備法）
コノ制度ハ従来英國ガ採用セルモノデアアル。
- (B) 最高発行額制限法
コノ例ハフランス銀行ニ見ル。
- (C) 比例準備法
ベルギー、及ビオランダガ之レデアアル。
- (D) 証券準備法

北米合衆國ノ採用セルモノデアアル。

(E) 伸縮制限準備法

コノ制度ノ合法的ナ例ハ我が國デアツテ、正貨準備ト保証準備トガアリ
更ニ緊急ニ必要ノ場合ニハ、コノ保証発行ノ限度ヲ超エテ一定ノ手續デ
許シテナル。

次ニハ歐洲大戦後ノ発行制度ヲ見ヨウ。

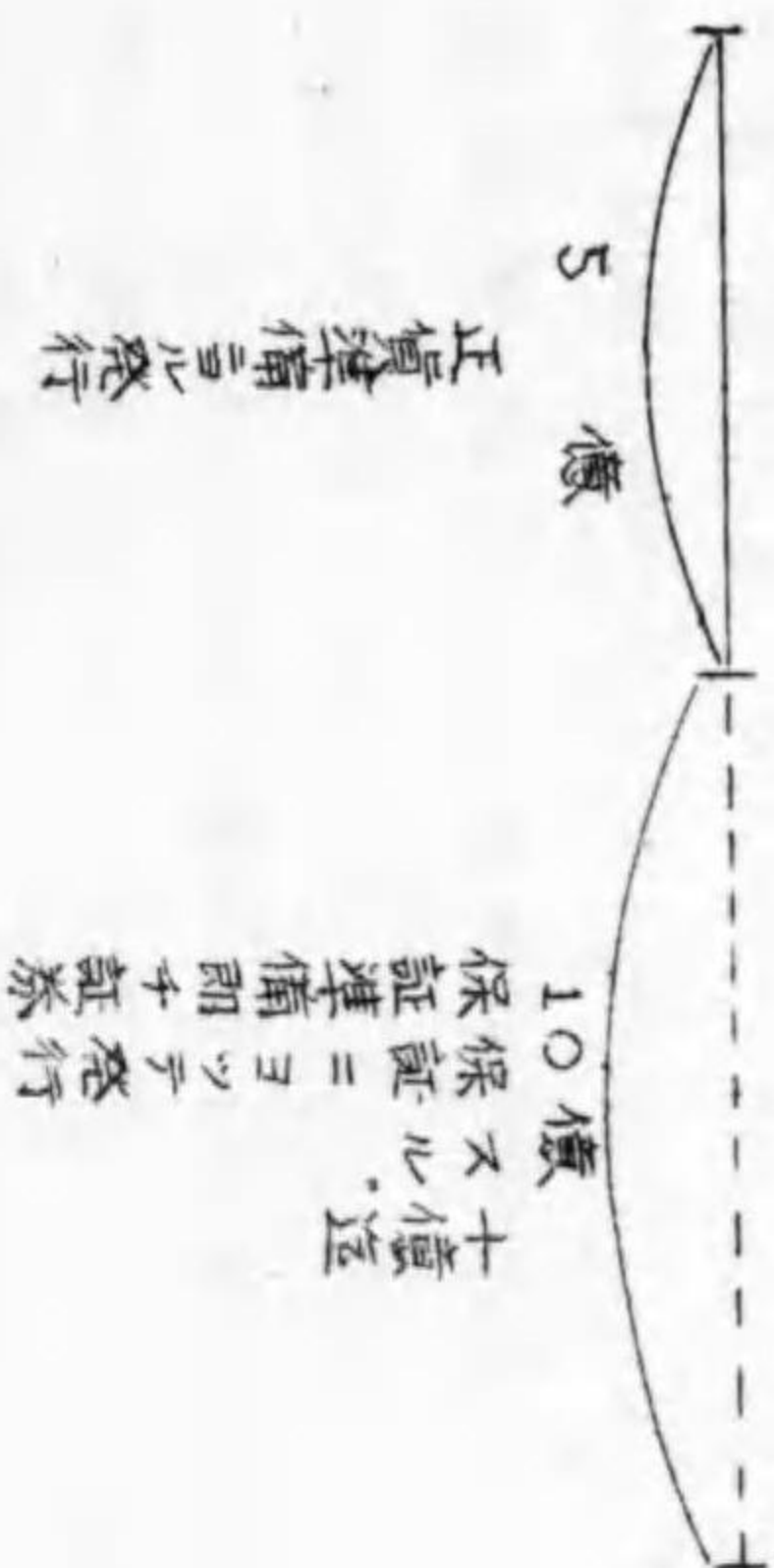
前述ノ発行方法ニ就イテ、戦後ノ歐洲諸國ヲ見ルニ、其處ニ最モ特徴付ケラ
レルモノハ比例準備法ト對立、殊ニ前者ノ隆盛デアアル。

(A) 比例準備法

之レヲ採用スルモノハ、ドイツ、フランス、ハンガリー等世界ノ大部分ノ
國ガアル。コノ制度ハ発行額ノ何割、何分ノ一ト云フヤウニ正貨準備ヲ嚴定
スルモノデアアル。

(B) 伸縮準備法（日本及イギリス）

元來日本ガ之ヲ採用シテ中々、
日本ノ制度ハ次ノ如クデアアル。



兌換銀行券條例第二條ニヨレバ「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ同額ノ金銀貨及ビ地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツベシ。但シ銀貨及ビ銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ（正貨準備）」
 日本銀行ハ前項ノ規定ニヨル準備発行高ノ外、拾億円ヲ限り政府発行ノ公債証券大藏省証券其ノ他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ、兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得（保証準備）
 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニヨル発行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得。但シ十五日ヲ

超エ、仍其發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス（制限外發行又ハ略シテ限外發行トモ云フ）。即チ經濟界ノ必要ガアレバ大藏大臣ノ許可ニヨリ限外發行ガ認めラレテキルノデアル。

英國銀行ハンノ準換タルベキ銀行條令（Bank Act）ニヨレバ、従来限外發行ハ認めラレズ、只定額準備デアツタクメニ、數度ノ恐慌ニ際シテハ法律ニヨツテ銀行條令ノ停止（Suspension of Bank Act）ヲサセルノ他ハナカッタ。

一九二八年ニ英吉利ハ制限外發行ヲ認め、日本ノ例ト同様ニナツタ。

（ハ） 最高發行法

コレハ兌換券發行ノ最高範圍ヲ定メ、コノ限度内ノ發行ニハ準備規定ヲ有セヌモノデアル。戰前ノフランス銀行ガ行ツタガ、今ハ行ハレナイ。之ニハ準備ヲ余計ニスルコトが必要デアル。 Keynes (Macmillan Report) ニハ之ニ賛成シテキル。

註、フランスハ金本位ヲ離脱シテ不換紙幣ノ國トナツタ。

① 金ノ兌換停止及ビ金ノ輸出禁止（尤モ禁止的輸出税ヲ課スルトノ説ガアツタガ）今マ金ト貨幣トノ關係ハ離レタ・金ハ國外ニモ出セヌカラ完全ニ不換紙幣ノ國トナツタ。

② 平価切下ゲ

フランノ内容タル金ノ分量ヲ少クスル・千分ノ九百ノ金ガ四九ミリグラムカラ四三ミリグラムノ間デ切下ゲル・ソノ矣迄切下ゲル。

③ 百億フランノ為替平衡（安定）資金ヲ平価切下ゲノ利益デ得ル。

① ② ③ ハアメリカガ先ヅ行ヒ、ソノ次ニベルギーガ、ソシテ今度ハフランスガ断行シタ。

平価切下ゲニ就イテ説明シヨウ。

今迄ノ純分ハ一九二八年ニハ品位千分ノ九百デ量目六五・五ミリグラムデアツタガ、今回ノ平価切下ゲデ量目ヲ四九ミリグラム乃至四三ミリグラムニ下ゲル。今四九ミリグラムトスレバ七四・八％トナリ、

約二五％ノ切下ゲトナル。又四三ミリグラムトスレバ六五・六％トナリ、約三五％ノ切下ゲトナル。要スルニ、二五％乃至三五％ノ切下ゲヲ行フコトトナル。

又、為替安定資金ニ関シテハ、一九三一年ニ英國ガ *Exchange*

Equalization Funds ヲ設定シ、次イデ米國ガ二十億ドルノ為

替平衡資金ヲ作り、ベルギー之レニ次ギ、次イデ、フランスガ同様ナモノヲ設定シタ。

附帶的事項ヲ附シタノハ以上三ツノコトヲ強化シ、保護スルタメノ手段デアル。

モラトリアム・株式取引所立會停止（財界混乱ニ備ヘルタメ）、又金ヲ回收（五〇グラム以上ノ所有者ニハ申告セシメ、金ノ流出ヲ防グタメ）、又俸給生活ニ順應セシム（社会政策的目的ヨリ出ヅ）

佛蘭西ノ金本位停止ハ当然デアル。

一九三一年ニイギリスガ、又一九三三年ニアメリカガ金本位ヲ停止

シテキルガ、以テフランスハ金本位ヲ維持シテキタ。コ、ニ於イテ金
ブロックノ崩壊ヲ見タノデアル。

フランスノ経済状態ヲ見ルニ、一九三一年ニイギリスガ金本位ヲ停
止シテ以來、兌換(通貨)ハ増サズ、次表ノ如シ

兌換券発行高	億フラン
1931	857
1932	850
1933	826
1934	831
1935	811
1936	815

一九三六年ハ一月以來漸次増シテキテ、八五〇億フラン迄ニ上ツテ
キル。

従ツテ経済発達ニヨル貨幣ノ需要増加ニモ拘ハラズ、貨幣供給ハ少

ク、相対的ニ減少シ、*deflation* トリ、物価ハ着シク下落シテキル。

金ノ保有量ト準備率

年	準備率	億フラン	準備率
1932	830	77%	
1933	770	78%	
1934	820	80%	
1935	664	71%	
1936 (1H)	652	69%	
〃 (5H)	570	61%	
〃 (8H)	545	58%	

他国ノ金本位停止後フランスカラ金ガ流出シタ。

物價指數 (フランス)

一七四

1929	100
1931	80 (イギリス金本位停止)
1932	68
1933	63
1934	60
1935	54
1936	60

物價指數 (イギリス)

1931	70
1935	74
1936	76 (本年上半年)

物價指數 (日本)

1931	69
1935	84
1936	88

物價指數 (アメリカ)

1931	76
1936	83

又、貿易ニ就イテ見ルニ、フランスノデフレーションノ為メニ法ハ高ク、フランスノ商品ハ買ヒニクイ。従ツテ輸出入共ニ減ジタ。(賣レナイカラ、買フコトハ出ネス) 物價ハ下落スルシ、輸出入貿易不振トナリ、茲ニ財政ハ赤字トナツタ。

今フランスノ財政状態ヲ見ヨウ。

一九三六年ノ豫算ハ

特別会計

六〇億フラン

普通一般会計 (軍軍費・公共土木)

四二億フラン

事業費ヲ入レル)

合計

一〇〇億フラン

特別豫算が増加シテキル。

又、

1933	4841 (-) 百フラン
1934	1882 (-)
1935	825 (-)
1936	9 (+)

赤字モ漸次減少シ、一九三六年ハ九百万フランノ黒字デアアルガ、之ハ實際ノ黒字デハナイ。今迄ノ普通豫算ヲ特別豫算ニ編入シタカラ生ジタノデアアル。

帳尻ハ通貨が増加シナイカラ、公債ヲ発行スル、公債ハ漸次増加シ

テキル。

1932	2640 百フラン
1935	3330

又、法ヲ恐レタタメ、金ノ *hoarding* が行ハレ、小額ノ公債ヲ発行シタ。

フランスノ状態ハ金本位ヲ維持スルトハ云へ、対内的ニモ、対外的ニモ早ク金本位ヲ停止スベキ状態ニアツタノデハナイカト世界ニ云ハレテキタ。

金ノ國外逃避モ顕著ナモノガアリ、八百億フランカラ五百億フランニ下ツタ。フランスガ金利ヲ引上げテモ奏効シナカツタ。

此ノ夏、世界ノ通貨ニハ夜ツタコトガアツタ。

言論機関 (例ヘバ商工会議所トカ、米國ノ經濟會議トカ) ニ依ル協議ニヨラズシテ、人ノ動キが見エ、通貨ノ安定ヲハカラウト云フコトが見エル。佛蘭西ノラヴエールガ独乙ヲ訪レ、シヤハトニ会見シタ。

フランスカラ独乙ニ至リ、更ニオランダノアムステルダムヲ訪向シタ。又独乙カラモフランスヲ訪レテ、國際間ノ通貨立直シ、世界ノ銀行ノ協同ヲ策シタ。

ソシテ、仏・米・英ノ間ニ通貨ノ安定協定ガ成立シ、之ニ依リテ、フランスガ金本位ヲ離脱スルコトガ出来タノデアル。

モシ、法ガ下レバ、相対的ニ英・米・独ノ為替ガ上ル。スルト為替安ナレバ貿易上有利デアリ得ヲスル。ソノ結果、為替平衡資金ヲ以テ為替戦争ガ起ルコトガ予想セラレタ。コノ為替戦争ヲ避ケルタノニ協定ガナサレタノデアル。

- (1) 三國政府デ國際經濟關係ノ秩序回復ニ努ムコト
 - (2) 自國政策デ國際為替内衡ヲ破ラヌコト
 - (3) フランス政府ガ金本位離脱ヲシテ良イト云フ黙認
 - (4) 為替戦争ヲ回避シ協議ヲ行フコト
- 以上ノ政治工作ニヨリ、フランスノ金本位離脱ノ素地ガ作ラレタコト。

政治的ニハ人民戦線ガ有リトナリ、社会政策ヲ要求シ、出費ヲ伴フニ至ツタ。又政治上ノ不安ニヨリ國防ガ叫バレ、軍事實ハ増大シ、公債インフレーションガ起ツタト今時ニ、失業救済ガ叫バレ、金本位維持ハ現在ノ政策ニ反スルコトトナツタ。

外匯ヘノ資本逃避ガ行ハレ、英・米ニ金ガ流出シタ。カテテ加ヘテスイス、オランダノ金本位ハ崩壊シタ。

茲ニ於イテ一應金紙(金本位ト紙幣本位)ノ対立ハ一應結末ヲ附ケタ。ソシテ國際通貨ノ立直シニ一歩近付イタツケデアル。何トナレバ金紙ノ対立ガ存スレバ、通貨ノ立直シハ不可能デアルカラデアル。

金本位國ハデフレーション政策ヲ採リ、紙幣本位國ハインフレーション政策ヲ採リ貿易ノ振興上前者ハ高為替政策トナリ、後者ハ低為替政策ヲ採ル。

金本位ガ崩壊シテ紙幣本位ト同一ノ *level* ニ立ツ。紙幣本位國(英・米・独・仏)デソノ國ニ相当スル為替ノ率ガ出ル。平價切下ゲヲ此ノ程度ニシテ、大体平均ガトレル。

今若シ、協定ナシニ切下ゲヲ漸行スレバ時ヲ經テ次第ニ法ガ下落シ、又英米モ貿易振興上ノ見地カラ為替ノ切下ゲヲ行ハントスル。ソシテ通貨ハ混乱スルニ至ル。ソナテ無駄ナコトヲセズニ、法ヲ四九ミリグラムカラ四三ミリグラム迄ノ間ニ切下ゲヲスルコトヲ事前ニ決メタリテアル。

次ノ如キ過程ヲ經テ新貨幣制度ヲ樹立セントスル。

(2) 為替協定 (暫定的)

(6) 修正

即チ、必要アレバ各國ガ話し合ツテ修正スル。事實上ノ安定ヲモタラス。

(C) 平価切下ゲ

安定シタ為替協定。之ヲ各國デ承認シテソノ程度ニ平価ヲ切下ゲル。

(2) 新貨幣制度

現下ノ平価切下ゲハ暫定的デアル。金ノ *devaluation* ヲ漸行シテ、為替平衡資金ヲ得ル。アメリカハ四九%ノ平価切下ゲニヨリニ

十一億ドルノ金ノ評価益ヲ出シタ。フランスハ二十五%乃至三十五%ノ平価切下ゲヲ漸行シ、一五〇億フランノ金ノ評価益ヲ得、其ノ内一〇〇億フランヲ為替平衡資金ニアテル。

更ニ、國際通貨安定問題ニ関シテ銀ノ障害ガアル。

第三節 預金貨幣

貨幣ノ一種トシテ預金貨幣ヲアゲルコトガ出来ル。預金貨幣トハ小切手ヲ使用スルコトガ出来ル預金即チ当座預金ヲ指称スルモノデアル。

蓋シ貨幣ノ本質ヲ以テ、交換ノ一般的媒介即チ日常取引ニ於ケル流通手段タルコトニアリトスレバ、預金貨幣ハ同様ノ役目ヲツクスモノデアルト云ヘル。

預金貨幣ハ購買力ヲ有シ、一紙ノ交換媒介物デアル。

然ルニ、小切手ハ貨幣デハナイ。預金ガナケレバ小切手ハ振込スコトが出来ナイ。財貨ヲ購買スルノハ当座預金デアル。甲ノ預金カラ乙ノ預金ヘ移セト云フ命令書ガ小切手デアル。

銀行、小切手發行ノ制限

金額ハ何円以上、枚數ノ制限、最低ノ *balance* ヲオイテ受シ。小切手ノ費用ハ一枚十五銭カ、ルノデ六十銭（私ノ嘗ツテ見聞シタ最小額ノ小切手ハ六十銭デアル）ノ小切手ヲ切ラレルト、銀行ハカナハマ。ソコゾ一定ノ制限ヲ設ケテキル。詳細ナコトハ銀行論ヲ聽カレ度イ。

日常ノ小取引ニ於イテ用ヒラレルモノハ主トシテ鑄貨タル補助貨並ビニ紙幣デアリ、小切手ニ依ル預金ノ利用ハ極メテ少イ。

大額面ノ取引ニ於イテハ主トシテ小切手ニヨル。支拂ノヨリ便宜ナルタメ、当事者間ニ喜ンデ使用セラレル。

預金貨幣ノ造出方法

- (イ) 現金ヲ銀行ニ預ケル場合
- (ロ) 割引貸附ノ振替ニヨル場合

預金貨幣ノ起源

コノ預金貨幣ハ、十七世紀初頭ニ於イテ伊太利地方ニ於ケル銀行ノ業務ニ其ノ起源ヲ有スルモノデ、例ヘバヴニス或ビニゼノアノ銀行ガコレデアル。

第三章 鑄造貨幣ノ諸問題

第一節 貨幣單位ノ決定

ドノ程度ノ購買力ヲモツモノヲ以テ單位トスレバ良イカ。單位ガ大デアルト奢侈ニナル。單位ノ決定ハ日常取引ニヨツテ決定サレル。之モサウ云フ議論ガアルカラ注意ヲスル必要ガアル。

貨幣單位ニ就イテハソノ大小ハ經濟社会ニ重大ナル影響アリトナスモノガアル。貨幣單位ノ大小ハ歴史的ノモノデアツテ、ソレハ漸次時間的ニ遷及スルコ

トニヨリ理解シ得ルモノデ、今日ノ大キサハ突然ニ成立シタモノデハナイ。今日ノ貨幣單位ハソノ以前ノ貨幣單位ニ關係シ、斷クノ如クシテ結局最初ニ貨幣トシテ用ヒラレシモノハ一定量ト解スベキデアラウ。而シテ、ソノ單位ニシテ大ナル時ハ奢侈トナリ、低キニ過グル時ハ取引ノ円滑ヲ失タス。之ハ凡テ物ノ價格ハ貨幣單位ニ引ツケラレテ決定セラレルカラデアアル。

第二節 貨幣ノ種類

如何ナル貨幣ハドウ云フ種類ノモノニスルカ。

悉算ナレバ形状ハ大トナリ、ロシアノ様ニ白金ニスレバ形状ハ小サク、何レモ取扱上不便デアアル。

吾國貨幣法第三條ニヨレバ

金貨幣 二十円、十円、五円

銀貨幣 五十銭、二十銭、

白銅貨幣 十銭、五銭

ニツケル貨幣 十銭、五銭

青銅貨 一銭、五厘

人ニヨツテハ二十五銭ノ白銅貨又ハニツケル貨ヲ依ルト良イト云フ人ガアル。又円ガ日本ノ貨幣ノ中心デアアルガ、之ヲ代表スル貨幣ガナイ。紙幣ハアルガ硬貨ガナイ。故ニ依ルト云フ人ガアルガ、必ズシモナケレバナラヌト云フコトハナイ。技術的ニモ困難デアアル。何トナレバ銀貨ナレバ大トナリ、金貨ナレバ小トナリ、取扱上モ不便デアアル。

第三節 品位ニ關スル規定

純粹ナル金銀ハソノ質軟弱ニシテ磨損、毀損ノ憂アルタメ雜分ヲ加ヘテ硬度ヲ適當ナラシムルガタメト、他方ニハ雜分ヲ加ヘルコトニヨツテ貨幣ノ形状ノ大小ヲ適宜ニ定ムルコトヲ得ルカラデアアル。

吾國ノ貨幣法第五條ニヨレバ

金貨幣 純金九百分參和銅一百分
 銀貨幣 純銀七百二十分參和銅二百八十分
 ニツケル貨幣 純ニツケル
 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分重鉛十分
 金貨幣ノ品位ハフランスモ曰木ト同ジデアル。
 銀貨幣ハ曰本ハ良質デ、イギリスハ純分千分ノ五百銅千分ノ五百デアル。之
 ハ鑄造シテ防グタメデ、又形状が大デアルト使用ニ不便デアリ、假令悪質デモ
 補助貨トシテハ差支ヘナイ。補助貨幣ニ於イテハ大分内容ガオケルガ、此ノ理
 由ニ就イテハ先述シタ。

第四節 量目ニ関スル規定

量目トハ貨幣片ノ目オノコトデ、一定ノ品位ト一定ノ量目ガ決定サレテ、各
 貨幣片ノ価値ガ一定シ、完全ナル代償性ヲ保持シ得ル。
 量目ハ貨幣法及ビ造幣規則デ定マル。

貨幣法第六條ニヨレバ

二十円金貨幣	一六、六六六グラム
十円金貨幣	八、三三三三グラム
五円金貨幣	四、一六六六グラム
五十銭銀貨幣	四、九五グラム
二十銭銀貨幣	一、九八グラム
十銭ニツケル貨幣	四グラム
五銭ニツケル貨幣	二、八グラム
一銭青銅貨幣	三、七五グラム
五厘青銅貨幣	二、一グラム

第五節 公差ニ関スル規定

貨幣法上一定セラレテホル品位及ビ量目ノ如キ正確ナル貨幣ヲ鑄造セントス
 ルモ人工的、技術的ニ、絶對的ニ正確ナモノヲ鑄造スルコトハ不可能デアル。

故ニ、法律ハソノ許容シ得ル技術上ノ差異ヲ認ムルモノデアル。之ヲ公差 (remedy, tolerance) ト云フ。

(1) 品位ニ関スル公差
貨幣法第九條ニヨレバ「金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一、銀貨幣ハ一千分ノ三トス」

(2) 量目ニ関スル公差
貨幣法第十條ニヨレバ

- 「金銀貨幣量目ノ公差ハ次ノ如シ
- 一、金貨幣二十円ハ每枚〇・〇三ニ四グラム、一千枚毎ニ三・一一ニ五グラム、十円ハ每枚〇・〇ニ六ハグラム、一千枚毎ニ二・三ニ五グラム、五円ハ每枚〇・〇一六ニグラム、一千枚毎ニ一・五三七五グラムトス」

第六節 通用最輕量目ニ関スル規定

通用最輕量目ハ *Passiergewicht* トイフ。

貨幣ハ一定ノ期間ノ内ニハ流通ノタメニ磨損シソノ量目ヲ減ズルニ至ル。而シテソノ磨損ノ程度著シキニ至レバ結局ハ貨幣価値ノ下落ヲ来タス。

各國ノ貨幣法ハコノ通用シ得ル最輕量目ヲ規定スル。我が國ニ於テモ貨幣法第十一條ハ

「金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十円金貨幣一六、五七五グラム十円金貨幣ハ、二ハ七五グラム五円金貨幣四、一四三七五グラムトス」

コノ通用最輕量目ニヨツテ初メテ貨幣ノ信用ヲ完全ニ確保シ得ル。又、通用最輕量目ヲ定メ無手数料引換主義ヲトルハ、元來貨幣ノ信用ヲ保テ一般ノ利益ヲ計ラントスルタメナレバ、ソノ磨損ハ流通ニヨリ生ズルモノニ限ル。

貨幣法十三條ニハ

「貨幣ニシテ模倣ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀損セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效用ナキモノトス」ト規定シテ中ル。

第七節 貨幣ノ形状

現今諸國ノ採用スル形状ハ殆ンド円形ニシテ、往マソノ中央ニ孔ヲ穿ツ。ソノ円形ヲトル所以ハ、磨損ヲ防グタメ（円形ハアタリガ良イ）及び取扱上ノ便宜ニ由ヅル。

小形デモ孔ヲ穿ツテ適當ナ大キサニスル。

貨幣ノ表面ニ横線又ハ刻目ヲソノ縁ニ施シテ偽造ヲ防ゴ、認識シ易イヤウニスル。

第八節 貨幣ノ算則

日常ノ取引上ノ本位貨幣ノ單位ニヨル計算ヲ以テシテハ分數ヲ生ズルガ如キ小取引ガアルノデ、勘定ノ方法ヲ定メル必要ガアル。

十進法ガ一般的ニ多ク用ヒラレ、最モ簡單ニシテ便宜デアル。

貨幣法第四條ハ「貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用テ一円以下ハ一円ノ百

分ノ一ヲ錢ト稱シ次ノ十分ノ一ヲ厘ト稱スレト規定セリ。

第四章 グレシヤムノ法則

貨幣ト一振商品トノ差違ニ就イテハ貨幣ノ職能ノ知、貨幣ノ種類ニ就イテノ場合等其ノ時々ニ於イテ詳シク述ベタ。ガ又此知ニ一振商品ト貨幣トノ間ノ差トシテ拳グベキモノガ一ツアル。ソレハ一振ニ *gresham's laws* (グレシヤムノ法則)ト言ハレルモノデアル。

グレシヤムノ法則トハ何デアアルカ。

此知ニニツノ貨幣ガ存在シ、ソレガ同一ノ額面金額ヲ持ツトスル。例ヘバ一円ナラ一円、ポンドナラポンドト云フ如クニ。而カモ二個ノ貨幣ノ内容、素材価値ガ兩者相異ナルトスレバ、コノニ良貨 (*good money*) 内容ノヨイ貨幣)ガ流通市場カラ容ヲ消シ、悪貨 (内容ノ悪イ貨幣)ガ流通スル。此ノ場合ニグ

レシヤムノ法則が実現シタト云フ。

一般商品ナレバ良イモノが行ハレル。何トナレバ値段が全ジアルナレバ、人々ハ良イモノノ商品ヲ買フ。ソノ結果自然の淘汰ノ競争が行ハレル。

之ニ反シテ、貨幣ハ悪イモノガ流通シ、良イモノハ流通シナイ。

日常状々、經驗ヲ綺麗ナ貨幣ト汚ナイ貨幣トガアレバ、汚ナイ貨幣ヲ出ス。

金貨デアレバ磨損シタモノノ模様ノウスレタモノ（最輕通用量目以下ニハ至ラズ通用スルモノ）ヲ出ス。斯カル場合ニグレシヤムノ法則が行ハレタ、又ハ實現シタト称ス。

コノ貨幣ニ関スル現象ハオランダニ居ツタ英國財務官 *Lie Thomas*

Presham ニヨツテ注目セラレタ。

日本ニ於イテモ三浦梅園ガ「極廉」ナル書ヲ安永三年ニ出シ、曰ク「悪貨盛

ンニ世ニ行ハルレバ精金皆カクル」ト。

然ラバ果シテ悪貨ハ積極的ニ良貨ヲ駆逐スルカアリヤ。

悪貨ハ良貨ヲ駆逐スルニ非ズシテ、良貨ハ自身ヨリ外ニ、ヨリ有物ナルモノ

グレシヤム法則ノ行ハルル條件

此知ニ二種ノ良貨ト悪貨トアルモ必ズシモ、グレシヤム法則が行ハルルトハ限ラズ、次ノ條件ガ必要デアル。

(一) 同一額面ナル二種以上ノ貨幣ノ存在

(二) 異等ノ貨幣ハ素材価値ヲ異ニスル

即チ一方ガ目方モ質モワルイ。

(三) 素材価値ノ差ヲ利用シ得ル事情ノ存在

例ヘバ恐慌、死藏、銀価暴騰、戦争等、良貨ノモノデアルト云フ価値ノ差ヲ利用スル機会ガナケレバ、グレシヤムノ法則が行ハレヌ。

例ヘバ吾國ニ於イテ嘗テ五十銭銀貨二種アリ、大小ノ差ガアリ、名目価値同

一ニシテ実質価値ヲ異ニシタガ、並ビ流通シテコノ法則ノ實現ヲ見ナカッタノ

ハ、一方ガ良貨デアルコトヲ利用スル機会ガハジメナカッタカラデアル。然ル

ニ後、銀価暴騰スルヤ、大ナル銀貨ハ舞濱サレ流通市場ヨリ姿ヲ没シタ。

グレシヤム法則發現ノ形式

(一) 輸 出

対外的支拂ノ場合ハ金貨トシテデナク、実貨価値、金地金トシテ自方デ計量シ國際間ニ流通スル故ニ良イモノヲトル。

日本ニ於イテ、金貨ハ流通セザル故ニ産額ハナイカラ日本銀行デ兌換スルト規定ノ量目ノモノヲ入手スルカラ同額ハナイガ、一般ニ流通シテオル時ニハ産額ナキ純麗ナ貨幣ガ流通スル(國際間ニ)

(二) 鑄 餅

良貨ガ先ヅ鑄カサレル。同ジナ円デモ良イ貨幣ヲ鑄カシタラ金ノ量ガヨリ多ク得ラレルカラデアル。

(三) 剝 窃

良貨ガ出ルト殺ニ入レテ振り廻シ、金貨ノ摩滅ニヨツテ金粉ヲトル。スルト、良貨ガソノマ、悪貨ニ下落シ、流通場裡ニ残ル。之レモ、グレシヤム法則ノ現ハレデアル。良貨ガ自分ノ方カラ悪貨トナツテ止マリ、悪貨ガ流通ス

ル。

(四) 打 歩

良貨ニハ打歩ヲツケテ悪貨百円ナラバ良貨八百二十円ニテ流通スル。悪イ貨幣ナレバ百円良レ、良イ貨幣ナレバ八十円良レト云ツテ、打歩ヲ生ジテ尚ホ流通スルコトガアル。

(五) 蓄 藏

素材価値大ナルモノヲ選ンデ蓄藏スル。

以上ノ如ク種々ナル形式デ、グレシヤム法則ガ行ハレルガ日本ニ於テハ有名ナ小判ノ流出ガアツタ。

当時、日本ハ未ダ海外事情ニ通ゼザリシタメ、外國人ニ乘ゼラレタノデ、金銀比価ニ相異ガアツタメデアル。

ヨーロッパデハ銀が安イ。金銀ノ比価ハ、フランスガ兩本位制ヲトリ、即チ金一匁が銀十五匁半デアツタ。

之ニ反シテ日本ノ相場デハ金銀ノ比価ハ一匁一〇一ニ即チ金一匁が銀十匁乃至十一匁ニ相当シ、銀ガ高ク評価サレテホタ。逆ニ外國デハ金ガ高ク評価サレテ

キタワケデアル。

ソコデ、外國ノ金デ銀ヲ買ヒ、ソノ銀ヲ日本ノ貨幣ヲ考ヘルトキ、銀ガ高ク
評価サレ、外國デハ銀ハ安く評価サレルカラ、日本ノ銀ニ比較シテ考ヘルト、
日本ノ銀貨ノ目オトノ比例デ銀貨幾ラニ相当スルカガ判リ、ソノ値段デ金ヲト
リカヘル。



僅カ幾ヶ月ノ間ニ莫大ナ金貨ガ外國ニ輸出サレ、*barren* ガ之ヲ幕府ニ進
言シテ止ツタ。小判ハ四ヶ月ノ間ニ一才枚輸出サレタ。

之ハ日本ト外國トノ金銀ノ比價ガ異ナルカラデ、即今同價デ以テ、片方ノ銀ガ
良貨デアルコトニヨリ、カ、ル現象ヲ生ジタト傳ヘラレル。

グレシヤム法則モ貨幣ト一般商品トノ差異ノ一ツトシテ察グベキデアル。
以上デ貨幣自体ニ關スル話ハ終ツタ。

第五章 本位制度

第一節 本位制度ノ種類

貨幣ハ貨幣制度ノ一ツノ分子(構成分子)トシテ考フベキデアツテ、バラバ
ラニナツテアルノデハナク統一休タル制度ヲ形成シテモルト云フコトヲ講義ノ
冒頭ニ於テ述ベタ。
然ラバ貨幣制度トハ何デアルカ。

I. 本位制度ハ金屬ニ關係ガアルカ否カニヨツテ

A. 拘束本位制度

B. 自由本位制度

ノニツニ分レル。

拘束本位制度ト云フノハ金屬ノ一定量ニ關係ヲ有スルモノデ、例ヘバ円ハ純金ニ分トスルガ如キモノデアル。故ニ金屬ノ多少ガ貨幣ニ關係スル。即チ通貨発行ニ制限ガ出末ル。

自由本位制度ト云フノハ一円ハ金ノ幾ラニ相当スルト云フヤウナ規定ナキモノ即チ金屬ノ一定量ト關係ナキモノヲ云フ。不換紙幣國即チ紙幣本位國ノ制度ハ之レデアル。

II 拘束本位制度ハ更ニ次ノ如ク分レル。

A. 單本位

B. 複本位

單本位制ト云フノハ一ツノ金屬(例ヘバ金又ハ銀)ニシバラレテキル。即チ關係ヲ有スル制度デアル。

複本位制トハニツノ金屬、例ヘバ金及ビ銀ニシバラレテキル。即チニツノ

金屬ノ一定量ト關係ヲ有スル制度デアル。

III 單本制度ハ更ニ次ノ如ク分レル。

A. 金本位制

B. 銀本位制

金本位制ハ金デシバラレル即チ金ノ一定量ト關係ノアル場合、例ヘバ円ハ金ノ一定量(純金二分)ニ關係ヲ有スル。

銀本位制ハ銀ノ一定量ニ關係ヲモツ場合デアル。

IV 複本位

金デアレバ幾ラ、銀デアアルナラバ幾ラト云フ如ク二種ノ金屬ノ一定量ト關係ヲモツ。

金ダケ決メテ、銀ト金トノ間ノ比例デ以テ金一ナレバ銀ハ一五・五ヲ出セト云フ。故ニ円ハ金二分ニ相当スルトセバ、ソシテ金ト銀トノ比價ガ一對一五・五トナル故、銀三双ヲ払ヘト云フガ如クデアル。

複本位制ニ於イテ、現実ニハ金、銀デソレ以外ノ貨幣ハナイ。金ト銀トノ
間ニ法定比価ガアル。之ヲ決メタノガ複本位制デアアル。

二〇〇

V. 複本位制ハ更ニ次ノ如ク分ケル。

A. 両本位制 (法定比価)

B. 平行本位制 (市場比価)

両本位制トハ金ト銀トノ間ニ法定比価ヲモツモノデアアル。

平行本位制トハ両本位制ノ如ク金銀ノ比価(比率)ノ規定ガナク、之ハ其
ノ時其ノ時ハ市場比価 (market ratio) デ決スル。

金ト銀ガ並び行ハレテアルキルカラ平行本位制ト云フ。金モ独立シテ支拂
手段トシテ存在シ本位ヲ拘束シ、銀モ同様ニ独立シテ支拂手段トシテ存在シ、
本位ヲ拘束スル。

ソノ間ノ比率ハ金基準トセズ、ソノ時ノ市場ノ比率デ決定スル。之ハ一時
英國デ行ナハレタ。

VI. 両本位制ハ更ニ次ノ如ク分ケル

A. 完全ナル両本位制 (交代本位)

B. 不完全ナル両本位制

完全ナル両本位制トハ金本位貨及ビ銀本位貨ガ存在シ、何レモ無制限ノ法
貨デ、支払ニ制限ナク用ヒラレ(完全ナル支払手段)、又何レモ自由鑄造制
度ガ認めラレテキル。

註 両本位デアアルカラ金本位貨モ銀本位貨モアル。

註 本位貨幣デアアルカラ

1. 無制限法貨デアリ

2. 自由鑄造制度ガ認めラレル。

但シ日本ニ於イテハ銀ハ制限法貨デアリ勿論自由鑄造モ許サレヌ。

文藝(又ハ交代)本位

完全ナル両本位制ヲ採用スレバ遂ニ一ツノ現象ガ起ル。

亦若シ銀ノ値段ガ金ニ対シテ下落シタトスレバ両本位制ニ於イテハ兩ツタコ

二〇一

トニナル。

金銀ノ法定比価 1 : 15

金銀ノ市場比価 1 : 20

トスル。

スルト、金貨ト銀貨ノ価値比例ヲ考ヘルト市場比価ニ關係ナク、15 (法定比価) デアル。而カモ市場デ地金トシテノ金ト銀トノ比価ヲ考ヘルト、20 (即チ貨幣トシテハ銀ハ高く評価サレ、地金トシテハ銀ハ安く評価サレテモ)。

此ノ場合、一ノ金デ銀 (二〇) ヲ買フ。二〇ノ銀デ銀貨ノ自由鑄造ヲシテ戻レト云フト、一対一五デ銀ガ金ニカハルカラ、二〇ノ銀ハ必要デナク、一五ノ銀デ一ノ金ニナル。結果ヲ見ルト、一ノ金デ造ツタモノガ銀十五以上ニ流通スル。

斯クシテ金ノ地金ヲ手ニハレ、ソノ金ノ地金デ安イ銀地金ヲ買ヒ、ソレヲ鑄造シテ金貨ヲ請求スル。スルト、銀ノ鑄造ヲ請求スル者多ク、金ハ出テ行キ、此規ニグレシヤムノ法則ガ行ハレル。

両本位ニ於イテハ、市場比価ト法定比価トノ間ニ差ガ出テ来ルト、グレシヤム法則ノ現象ガ發現スル。

逆ニ、金銀ノ比価ガ一對一トナツタトスル。即チ金ガ銀ニ対シテ下落スルト、金貨ノ自由鑄造ヲ請求スル者多ク、銀貨ヲ賣シテ金ヲ買ヒ、ソノ金地金デ金貨ニ鑄造スル。ソノ結果金貨ノ自由鑄造ヲ請求スル者ガ増加シ、銀ガ市場カラナクナル。

従ツテ両本位制ハ現実トシテ困難デアル。法定比価ト市場比価トガ同じデアレバ良イガ何レカニ差ガ生ズレバ困ル。事實上一致スルノハ困難デアル。

金ガ余計ニ出タリ銀ガ余計ニ出タリスルカラ之ヲ交替本位ト云フ。金ガ安ケレバ金ガ出ル。銀ガ安ケレバ銀ガ出ル。

實際ノ場合ニ、法定比価ト市場比価トガ一致スルコトナク、為替ノ場合何レカ一方ニ片寄ル。両本位制ハ困難デアル。

註 將來、アメリカガ銀ヲ買入レ、金、銀ヲ行カウトスルガ丁度ニ徴シテモ駄目ダ。ラテン同盟 (フランスヲ中心トセル日耳曼、普魯、伊太利) ハコノヤウナ事ニ苦シンダ事ハ明ラカデ、斯カルコトモ此ノ形式

デヤルノハ無謀ナコトデアル。

二〇四

跛行本位制（不完全ナル面本位）

完全ナル面本位制ノ有スル欠点ヲ回避シタルモノガ跛行本位制デアル。即チ完全ナル面本位制ニ於イテ存スル銀貨ノ自由鑄造制ヲ停止セル本位制ヲ跛行本位制ト云フ。

歐洲ニ於イテ、フランスガ面本位制ヲ採用シテ以來、フランスヲ中心トシテベルギー、イタリア等ノ國々ハ相次イテ面本位制ヲ採用シ、所謂ラテン貨幣同盟ヲ締結シタルデアルガ、一ハセ。年代ヨリ生ジタル銀産額ノ増大ニヨル銀價下落ノ現象ノ結果、此等ノ國々ハ銀貨ノ横溢ニ苦シムコトトナツタ。

茲ニ於イテベルギー先ヅ一ハセ三年銀貨ノ自由鑄造ヲ停止シ、フランスモ一ハセ六年八月五フラン銀貨ノ自由鑄造ヲ禁止シ、跛行本位制トナツタ。

金本位制（無制限法貨及ビ自由鑄造制度）ニ無制限法貨ナル銀貨ノクツツイタモノガ跛行本位制デアル。

又、跛行本位制即チ不完全ナル面本位制ハ完全ナル面本位制カラクヅレタモ

ノト云ヘル。

跛行本位制成立ノ経路

- (1) 両本位カラ生ズル場合
- (2) 金本位カラ生ズル場合
- (2)ノ場合ハ銀本位制ヲ止メテ金本位制ヲ採用シタガ前時代ノ銀貨ハ本位貨幣トシテ支払額ニ制限ナク用ヒテモヨイガ、但シ自由鑄造ハ許サナイ。之ハ作用カラ跛行本位制ニナツタノデアル。丁度一ハセ一年ドイツガ金本位ヲ採用シタ時ノ *Taler* 貨ノ如キモノガ之レデアル。

第二節 金本位制

金本位制 (*gold standard*) ニハ今日迄四ツノ形式ガアル。

- (1) 金為替本位制 (*gold exchange standard*)
- (2) 金貨本位制 (*gold coin standard*)

二〇五

- (3) 金地金本位制 (gold Bullion Standard)
- (4) 金為替準備制 (gold Exchange Reserve System)

金本位制

本位が法現上金ノ一定量ト関係ヲモツノミナラス、具体化サレタル貨幣(本位貨幣)ヲ造ル。

註 金ノ一定量ト関係ヲモツガ、直接ニ一匁五円ト規定スルモ、又間接ニ金十ポンドデ Reichsmark 十個ヲ分ツト規定シテモ良イ。金ノ幾ラデ、幾千トスルト云フヤウナ直接的ナ規定ガナクトモ良イノデアツチ、ドイツハ金一ポンドデ金貨ヲ幾個ト規定スル。(之ハ一定ノ値限デ fixed サレテホル)

紙幣本位國デ為替ヲ通ジテ金本位國ノ金貨即チ金ト関係アルコトトナル(ソノ國ノ商貨モ同ジク)其ノ為替モ変動スル。

金地金ノ一定量ト貨幣トガ関係ヲ有チ、且ツ其ノ割合ヲ有スル現貨ノ金貨ヲ鑄造スルコトガ金貨本位制ノ特色デアル。

Scandinavian monetary Union 即チスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、イギリス及びアメリカニハ現貨ニ金貨ガアルガ、ソレ以外ノ國デハ金本位制ヲ採ルガ事實金貨ハ流通セズ、ソレデモ金本位制トシテノ役目ヲナシテモタ。金本位制デハ金貨ハ流通セズトモ、ソノ信用ヲナシ(貨幣制度ノ基礎トシテ)、國內ニ於イテハ金貨ヲ鑄造セズ紙幣又ハ銀貨ヲ流通セシメ、金ノ地金ノマ、デ中央銀行ニ保有シテオク。

金地金本位制

歐洲大戦前ノ状態ヲ見ルト、イギリス及びアメリカニハ現貨ニ金貨ガアルガ、ソレ以外ノ國デハ金本位制ヲ採ルガ事實金貨ハ流通セズ、ソレデモ金本位制トシテノ役目ヲナシテモタ。金本位制デハ金貨ハ流通セズトモ、ソノ信用ヲナシ(貨幣制度ノ基礎トシテ)、國內ニ於イテハ金貨ヲ鑄造セズ紙幣又ハ銀貨ヲ流通セシメ、金ノ地金ノマ、デ中央銀行ニ保有シテオク。

従つて本制度ハ金ヲ本位制ノ中心トシ、主トシテ金ノ國際的通貨タル性質ヲ發揮セシメントスル制度デアル。

- (一) 自由鑄造權ノ制限
- (二) 自由鑄造ニ代ヘ一定ノ値段ヲ制限ナク中央銀行ガ金ヲ買入レル。
- (三) 兌換ノ代リニ、一定値段ヲ制限ナク金ヲ売却スル。

金為替準備制

歐洲大戰後、各國ハ金本位制ヲ回復セントシタガ、金が不足デアツタ。何トナレバ、經濟的發展ニ伴フ金ノ需要ノ増加ト、金ノ生産量(供給量)ノ増加トガ相應シナカツタカラ。且ツ又、金ガ主トシテアメリカ及ビフランスニ備在シ、僅カノ殘部ヲ歐洲各國ガ有シテホルニ過ギナカツタ。

理論的ニ考ヘテ金本位ガ良イト云フノデ英國ハ之ヲ採用シ、他國モ之ニ追隨シタガ、金が不足デアツタ。斯カル場合ニ經濟力ノ強イ國ハ良イガ、弱イ國ハ困ルノデアル。

經濟力ノ弱イ國ニハ金ガ集マラナイ。ソコテ金ト同様ナモノヲ置キ、ソレヲ

金ト考ヘテソレデ貨幣ヲ發行スル方法ハナイカマ同類トナツタ。ソレハ金為替デアル。

註 金為替トハ金本位國デ金貨券ノ為替デアル。フランス拵ノフランキ形ノ如キガ其レデ、之ヲ國外ニ有ツ。ソノ金為替ハ一枚ノ紙ダガ金ト考ヘテ良イ。

此ノ金為替ヲ準備トシテ本位貨幣ヲ發行スレバ、何時デモ金ニ代リ得ル。ソレヲ金ト同様ニ考ヘ、ソレヲ引キ當テニ貨幣ヲ發行スル。即チ金為替ヲ引當テニ發行スル。

歐洲大戰後ニ於テ、金本位制ハ採用シ度イガ、金ハ無ク(ドイツノ如キ)、經濟力ノ弱イモノハ此ノ金為替準備制ヲ採用シタ。

最近ハ金為替準備制ガ多く、金本位制ハ少イ。

一九二四年八月三十日ノ独乙新中央銀行法ハ、左ノ如キ發行準備規定ヲ有スルノデアル。

同法條二十八條ニ曰ク

「本銀行ハ銀行券流通高ニ対シ常ニ次ノ準備ヲ保有スベキ義務ヲ負フ。

A、少クトモ四〇%ハ金又ハ外國手形ヲ以テ準備スベシ、而シテ本準備ノ少クトモ四分ノ三ハ金ヲ以テスルコトヲ要ス、本規定ニ所謂金トハ本銀行ノ金庫又ハ何時ニテモ自由處分ヲナシ得ル状態ニ於テ外國中央銀行ニ係有スル金地金並ニ内外國金貨ヲ謂フ、但シ純金一封度ヲ一千三百九十二ライヒスマルクトシテ計算ス。

本規定ニ於テ所謂外國手形トハ外國金融中心地ニ於テ支拂能力確實ナル銀行ニヨリテ外國貨幣ヲ以テ支拂ハルベキ銀行券、十四日以内ニ満期日ニ到達スベキ手形、小切手及ビ日々満期トナルベキ債權ヲ云フ。

発展的ニ見レバ、

- (1) 金貨本位制ガ最初ニ採用サレタ原始的形態デアアル。
 - (2) 金地本位制ハ一九二五年以來採用セラレタ。
 - (3) 金為替準備制ハ歐洲大戰後、經濟力ノ弱イ國デ行ハレタ。
 - (4) 金為替本位制
- 人ニ依リ金為替本位制ヲ以テ金本位制ト銀本位制トノ間ニ入レル人ガアル

ガ、私ハ金本位ト考ヘル。

英領印度ノ金為替本位制ヲ見ルニ、本國或ハ英國官吏ニ移フノハ金貨押ノ責務デアアル。銀ガ安クナルト、安イ銀デ高イ金ヲ買フト西ル。十九世紀ニ於テ、銀ガ安クナル傾向ノアル場合ニ、銀本位制ヲ採用スルト財政上困難ヲ生ズル。且又、英本國デモ自办ニ關係ノアル印度ガ興ナル貨幣制度ヲ採用シテキテハ困ルコトガ多イ。英國ハ銀為替ヲ買ハネバナラヌ。之レ恰モ日本ト滿洲トノ貨幣制度ト同様デアアル。

今若シ銀本位制ヲ止メヨウトスルナラバ、自國ノ有スル銀ヲ売リタ、カネバナラヌ。従ツテ銀價ハ下落スル。ソノ國ニハ大ナル損デアアル。印度カラ言ヘバ急激ニ金本位制ニ移轉スルコトハ損デアアル。而モ、英國ニ對スル關係デハ金本位ニナル方が良イ。

ソレデハ成ル可ク、サウトハセズニ、金本位制ニ代ハル方法ハナイカ。ソレハ金為替本位制デアアル。

印度ニ於ケル金為替本位制ノ実施方法ハ大略左ノ如クデアアル。

(一) ルーピー銀貨ハ國內ニ於テハ無制限ノ法貨トシテ通用スル。(ハ即チ銀本位ヲ継統スル)

(二) 銀貨ノ自由鑄造ノ禁止

註 十九世紀ノ中頃カラ、ラテン同盟モ禁止シテキルガ、印度モヤメル。

(三) 英貨ソヴァレン金貨 (Sovereign) ハ一五ルーピーノ割合ニテ法貨トシテ國內ニ流通セシム。

(四) 金ヲ提供スル者ニハ英貨一ポンドニツキ一五ルーピーノ割合、即チ一ルーピーニツキ一六ペンス(一シルリング四ペンス)ノ割合ニテルーピー銀貨ヲ与フ。

(五) 印度政府ハ外國ニ支拂ヲ爲サントスル者ニ、一ルーピーニツキ約一シルリング三ペンス三ニ分ノ二九ノ割合ニテ、英國宛金貨拂ノ手形ヲ売出ス。

即チ一定値授ケ金ヲ請求スルモノニハ金貨拂ノ手形ヲ與ヘル。今迄ハ銀ヲ買ヒ、地金ヲ以テ支拂ツテキタガ、其ノ時其ノ時ニヨリ銀ノ相場ニ高下ガアリ、銀ガ安イト困ルコトガ生ズル。然シ、此ノ規定デハ一定シテキル。約一シルリング何ペンスト云フノハ、約ト云フ意味ハソノ時ノ時ノ相場

デ政府ガ変ヘルカラデアル。

金為替準備制(新金為替本位制)ト金為替本位制トノ間ニハ發展的ナ相違ガアル。

金為替準備制ハ独乙ニ行ハレタモノデ、外國ニ債券、手形ヲ有シナケレバナラヌガ、在外正貨ハナクモ良ク、独乙新中央銀行法ニモ、少クトモ四〇%ハ金又ハ外國手形ヲ以テ準備スベシト銀行券流通高ニ対スル準備率ヲ規定シテキル。

金為替本位制ハ印度ニ於テ採用セラレタモノデ準備金即チ振当地ニ在外正貨ヲ有スルコトガ必要デアル。

註 日本ハ英米ニ在外正貨ヲ有シテキルガ為替ヲ振出ヌニハ在外正貨ヲ有タネバナラヌ。

此ノ金為替本位制ハ金本位制本素ノ役目ヲシテキルノデアルカラ、機能ノ上カラ見レバ金本位制ニ入ルガ、銀本位制カラ金本位制ヘ移ラントスル中間ノモノナリトスル人ガアル。

第三節 本位制度論

第一項 金本位論

金本位トハ如何ナルモノデアルカニ就イテハ本位ヲ述ベル際ニ説明シタ所デアル。

金本位ノ概念規定

金本位ノ概念ヲ規定スルニアツテ、之ヲニツノ方面カラ規定スル。
(i) 形式的、外面的、法制的規定
内務即チ本質機能ニヨル規定。如何ナル實質的ノ作用ヲ有スルモノガ金本位デアるかト云フ方面ヨリ金本位ノ概念規定ヲ行フ立場デアル。

形式ヨリ見たル金本位ノ概念

之ニ就イテハ色々ナリトヨリ種々ナル形式的(即チ法制的)規定ガナサレ

テキル。

例ハバ、(A) *Hautrey* ニ依ルバ、

- (イ) 中央銀行ノ内國紙幣兌換ノ義務
- (ロ) 他ノ金本位國ノ金貨ヘノ轉換
- (ハ) 貨幣單位ノ重量及ビ品位ヲ規定シテキル。

(B) *Helgerich*

- (イ) 貨幣單位ト金貨幣トノ間ノ等価關係ノ存在
- (ロ) 自由鑄造ヲ金ノシニ認ム、
- (ハ) 法定支拂手段トシテハ金ノシ(コノ外金貨ニ兌換シ得ル証券ヲ含ム)

然シテラ、色々ノ人々ノ説ク所ハ少シヅ、異ナルモ、夫等ヲ綜合シテ考ヘルト金本位トハ次ノ如ク規定シ得ルト私ハ考ヘル。

(C) 荒木教授ノ意見

貨幣ノ單位(註一)ノ有スル価値(註二)ガ常ニ金ノ一定量ノ有ツ価値ト兩聯セシメラレテキル制度ヲ金本位ト云フコトガ出来ル。即チ金本位トハ貨幣ノ單位

ノ価値ガ一定量ノ金ノ価値ト關聯ヲ有ツノガ金本位デアルト形式上規定出来
ル。

二一六

註1. 貨幣ノ單位トハ円トカ磅トカデ之ハ貨幣ノ數量ノ單位デア
ル。

註2. 例ヘバ円ノ有ツ購買力ヲ指ス。

- (1) 金ト關聯ヲモツ
- (2) 而モ、一定量ノ金ト關聯ヲモツ
要スルニ、金ニ關係ナクバ金本位デハナイ。

金貨幣ト金トノ關聯ノセシメ方

(i) 間接的

一ポンドノ金カラ幾ツノ拾マルクノ貨幣ガ出来ルト云フヤウニ間接ニ規定
シテモヨイ。

(ii) 直接的

又イギリスノ一ポンドハ幾ラノ金ニ相当スルト云フヤウニ(日本ト同様)
ニ直接ニ規定シテモヨイ。

何レニシテモ貨幣ノ有スル価値ガ金ト關係ヲ有タネバナラヌ。

又(i)、(ii)何レノ場合ニ於テモ夫等ノ間ニ等価關係ガ存在スルガ、何レガ原因
デア
アルノカ分ラナイ。

其ノ場合ニ、唯關係ガアルト云フノデハナク、一定ノ金即チ何々、何グラム
ト關係スルト規定スル。(i)ノ場合ノ様ニ間接的ニ規定シテモ良イ。漢然ト關係
スルノデハナク、又ソノ時ノ相場ヲ決メルノデモナク、何時モ一定ノ金ト關係
ヲ有タネバナラヌ。

ソノ様ナ關係ヲ維持スルタメニハ、之ニ伴フ補助的ナ規定ガ必要デア
ル。

即チ貨幣本位ノ形式的條件ハ如何。私ハ此処ニ、テイピカルナ規定ヲ挙
ゲヨ
ウ。

之ハ鑄貨(硬貨)ト紙幣トニ分ケテ規定サレテ
ホ
ル。

(A) 硬貨ニ就イテハ

(i) 自由鑄造制度

一定量ノ金ヲ輸納スルモノニハ自由鑄造ノ求メニ應ズル。之ハ金ノ地金
ト貨幣トノ融通ヲツケ等価關係ニアルコトヲ維持スル。之ハ第一ノ條件デ

二一七

アル。例へば純金2分ヲ以テ一円トス。

(四) 中央銀行ニ於ケル一定値段ニヨル金ノ無制限買込義務

之ハ自由鑄造ニ代ルモノトシテ自由鑄造ト同様ナ職能ヲ盡スモノデアル。

故ニ(一)、(四)ノ何レカノ條件ヲ備ヘネバナラヌ。共ニ地金ガ金貨ニカハル制度デアアル。

註 (一)ノ場合ハ、地金ガ直グニ金貨ニナル。(四)ノ場合ハ地金ガ直グ金貨ニナラヌ。ガ一定量ノ金貨ニナル。

(B) 軟貨タル紙幣ニ就テハ

(1) 金貨、金地金、金為替兌換

註 金貨兌換ハ金貨本位制ニ於テ行ハル。

金地金兌換ハ金地金本位制ノ下ニ行ハル。

金為替兌換ハ金準備本位制ノ下ニ行ハル。

兌換ノ形式ニヨリ本位制ノ種類ガ分ルガ、金貨、金地金、金為替ノ何レカト兌換スル。

(四) 金貨、金地金、金為替ノ中央銀行ニ於ケル一定値段ニヨル無制限売込義務

註 イギリスノ場合ハ兌換ト云フヨリモ中央銀行ノ金ヲ無制限ニ売出ス。

(法律上、貨幣法上ヨリ以テスレバ幾ラデモ売出ス)

貨幣(硬貨及び紙幣)ガ何時デモ地金ニ変リ得ル。



(i) 金貨、金地金ノ輸出ノ自由

金貨本位制ノ下ニ於テハ法貨タル金貨、又ハ金地金本位制ノ下ニ於イテ
地金ヲ請求シ外國ニ輸出スル。

換言スレバ硬貨ニ就イテハ(イ)何レカーツヲ満足サセレバヨク、軟貨ニ就
イテハ(イ)、(ロ)何レカーツガ満足サレレバ良イガ(ハ)ハドウシテモ満足サレネバナ
ラヌ。

之等ノ條件ガ具備サレレバ金本位ガ完全ニ維持サレテオル。

之等ノ内、(A)自由鑄造制度又ハ(ロ)無制限買込義務ガナクナレバ金本位ノ職
能ニ欠陥ガ現ハレル。

通常、中央銀行ガ金地金ノ無制限買込ヲ拒絶スルコトハナイ。尤モ、金ガ余
リ多イトキハ紙幣ガ過剰発行トナリ一時金ノ買入ヲ停止シタコトガアル。然シ
ソレ以前ニ於イテモソレ以後ニ於イテモ斯カル例ハナイ。

(B) (イ)ノ紙幣ノ兌換ヲ停止スレバ地金ト貨幣トノ關係ガ絶エ、金本位ノ職能ハ
ナクナル。

(B) (ハ) 金ノ輸出ヲ禁止スレバ外國本位貨幣トノ一定ノ關係ガナクナル。
以上ハ金本位ノ形式的、外形的、法制的ノ規定デアル。

金本位制ノ職能

金本位ハ如何ナル機能ヲツクスモノデアルカ。本位一級ニ就イテ考ヘル場合
ニ就ニ述ベタガ、ニツノ兵カラ金本位制ノ職能ヲ觀察スルコトガ出来ル。

(i) 金本位制ノ對内關係ニ於ケル意義

(ii) 金本位制ノ對外關係ニ於ケル意義

即チ、本位制度ヲ國內關係デ見テ行ク仕方ト對外關係デ見テ行ク立場トガア
ル。

貨幣制度ヲ確立シ、ソノ貨幣制度内デ發行サレル貨幣ハニツノ価値關係ヲ有
スルモノデアツテ、之ハ貨幣ノ価値ノ所デ述ベヨウト思フ。

國內關係デ考察スル態度ハ、一國ノ貨幣ガ國內ノ商品ニ對シテドレダケノ購
買力ヲ有スルカ、國內ノ物価デ國內ノ購買力ヲ知ルコトガ出来ヨウ。

對外關係ヲ考察スル態度ハ一國ノ貨幣ガ他國ノ貨幣トノ間ニドンナ価値關係

ガアルカ。即チドンナ購買力ヲ有スルカデアル。
 即チ、対内及ビ対外ノ兩關係カラ貨幣ノ価値ヲ見ネバナラヌ。
 國內ノ物価ノミデ貨幣ノ価値ヲ見ルノハ片手落デアツテ、対外的ナ關係カラ
 モ見ル必要ガアル。國內的物価カラ見ルコトモ必要デアル。此ノ場合外國為替
 ノ相場、貨幣ノ対外価値ヲ重要視スルコトハ國內的ナ物価安定ガ必要ダカラ重
 要視スルノデアリ。國內物価ヲ儼然ニシテ為替ノ安定ガ必要デアルカト云フガ
 之ハ形式論デアルト言ハネバナラヌ。國內物価安定ト為替相場ノ安定ト何レガ
 重要デアルカハ初メカラ判然トシテモル。

〔其一〕 金本位制ノ對内關係ニ於ケル意義

即チ金本位制ノ職能ヲ國內關係カラ見ル。

(A) 國內的ナ貨幣価値ノ安定

金本位制ヲ維持スルコトニヨリ國內貨幣価値ノ安定ヲ俾ラレルト云フコト

ヲ論拠トスルモノガアル。

何故ニ金本位ヲ維持スレバ國內的ナ貨幣価値ガ安定スルカ。ソノ論拠ニ就
 イテモ考ヘガ分レル。

(Q) 金ノ有スル特性ヨリ説明セントスルモノ

金ノ価値ガ安定シテモルカラ國內ノ貨幣価値ガ安定シ、従ツテ物価ガ安
 定スル。即チ、金ノ一定量ト貨幣ノ單位ノモツ価値トガ關係ヲモツカラデ
 例ヘバ純金ニ分ヲ以テ一円トスルガ如ク、二分ト云フ金ノ価値ガ一定デア
 ルカラ、貨幣価値ヲ安定シテモル。

従ツテ金本位ガ維持サレレバ貨幣ノ國內価値ハ安定シ物価ハ安定スル。

何故ニ金ノ価値ハ安定シテモルカ。

金ハ古クカラ採リ出サレ、金ノ集積高ハ現在相当ナモノデアリ。各中央銀行
 ノ有スル金ハ二百億ドルト称セラレ、ソレニ更ニ工藝用ノ金、還積サレテオル
 金ヲ合ハセルト非常ナモノニナル。イギリスガ金が不足テ困ツタトキ印度カラ
 毎年入ツテ来ル金工藝品ヤ還藏(ツボ、カンニ入レタ)サレタ金が売リ出サレ

恰モ印度ニ於テ金脈脈が発見サレタト同様ダト言ハレタ。

普通ノ商品ノ値段ハ生産費ガ全体ノ商品ノ値段ヲ規定スルガ、金ノ存在量ハ非常ニ大キク、ソノ存在量ハ供給トシテ現ハレル。今年新シク生産サレタ金モ従来生産サレタ金モ供給ノ側ニ現ハレル。新シク生産サレタ金ノ分量ガ全体ノ金ニ比シテ少イカラ新シク産出サレタ金ノ値段ガ全体ノ金ノ値段ヲ支配スルコトガ出来ヌ。今迄存在セル金ニ極ク少イ *Reserve* ヲ与ヘルニ過ギナイ。大キナ *Stock* ノ金ガ新シク生産サレタ金ガソノ値段ヲ引受ケ、金ノ値段ガ変化セズニ金ノ今迄ノ値段ヲ少シク理論的ニ修正スルノミデ、今迄ノ金ノ値段ヲ引キ受ケルカラ金ノ値段ガ安定スルノデアル。

Baris ハ次ノ如ク述ベテアル。

「普通ノ商品ノ場合ニハ新生産ノミガ供給サレルト考ヘテ宜イガ、然ルニ金ノ場合ニハ数百年来ノ貯藏品ガ貨幣トナリテ收受セラレツ、アリ、恐ラク其ノ額ハ毎年ノ産額ノ二十倍ヲ超エテ居ルデアラウ。従ツテ第一ニ金ノ生産費ハ其ノ交換価値ニ対シテ積極的ナル影響ヲ與ヘナイ。新生産ノ金ハ商品ニ対シテ既ニ一定セル交換価値ヲ与ヘラレル」

即チ金ノ値段ヲ新シク生産サレタ金ガ引受ケルノデアル。現在金ノ存在量ハ二十五億九千七百ポンドデアルニ対シ、年々産出サレル金ノ量ハ増加シテアルガ、一九三三年ノ金ノ生産高ハ二、三五六、三〇〇オンスデ全体カラ比較スルト極メテ少量デアル。

今一ツハ貨幣ノモツ値段ガ、新シイ金ノ値段ヲ規定スルト云フガ、ソノ場合ニ元ノ金ノ値段ハ何故ニ安定スルノカ。年々産出サレル金ノ量及ビソレニ伴フ生産費ガ大体ニ於イテ安定シテキルカラデアル。即チ技術上カラシテモ、金ノ生産費ガ安定シテキルカラ金ノ値段ガ安定シテキルノデアル。金脈脈が良質デアルカ悪質デアルカニヨツテ生産費ハ規定サレルワケデアルガ、之ハ昨年ト今年ト比ベテ大シテ変リハナイ。技術的变化モナク、條件モ昔カラ今日迄同じデアル。従ツテ生産費モ同じテアリ、金ノ値段ガ安定スルノデアル。

値段安定セル金ト一定ノ関係ニアル貨幣制度ナルガ故ニ、ソノ貨幣ノ値段ハ安定シテキルト云フ議論デアル。

金ノ生産量ガ多ク、今迄ノ金ノ値段ヲ引受ケルガ、工藝用トシテドシドシ用ヒラレルトスレバ別ナ値段ヲモツコトモ想像サレル。

金ノ消費方面ハ大部分ハ貨幣用途デアリ、工藝用トシテ金指輪、金時計等ニ用ヒラレルガ、ドレ位ノ金ガ用ヒラレルカ。

金ノ新生産量ノ中一九二七年一、九三一年迄ノ平均デハ貨幣用途ニ用ヒラレルモノ七四、五%デアツテ、貨幣用途ノ金ノ価値ガ金ノ価値ヲ規定スル。

一九二二年一、九三一年ノ平均ハ五十六%デアツテ、銀本位ノ行ハレタ時デアルカラ、ソノ外ニ二〇、五%オ工藝用ニ用ヒラレル。

欧米ニ於イテハ金ノ十五、五%ハ工藝用ニ、一〇%ガ印度ニ吸收サレ、残り七四、五%ガ貨幣用途ニ充テラレタ。ヘ一九二七年カラ三一年迄ノ平均)

貨幣用途ニ大量ノ金ガ吸收サレルカラ、金ノ価値ヲ規定シ、金ノ価値即チ金ノ貨幣用途ノ価値ハ安定シ、残ツテ金貨幣ノ価値ハ安定シテホル。

金ノ価値ノ安定シテオトルコトヲ以テ貨幣価値ガ安定シテオトルト云フノハ、貨幣ノ商品性ヲ認メタ考ヘ方デアル。此ノ考ヘ方ハ誤リデアルト謂ハネバナラヌ。

貨幣ノ価値ハ金ノ価値ニ規定サレヌ。金ノ価値ガ安定スルモ貨幣価値ハ安定セヌ。

之ハ根本的ナ問題デハアルガ、此ノ位デ止メ貨幣ノ価値ノ問題ノ所デ述べル

コトトスル。

(B) 自然的貨幣調節作用

此ノ調節作用ハ金本位ノモツ重要ナ役目デアリ、国内価値ノ安定ガ金本位ノ重要ナル職能デアル。

而ラバ自然的ナ調節作用トハ何デアルカ。次ノ様ナ順序デ調節作用ガ繰返ヘサレル。

(j) 物価騰貴ノ場合

- (A) 物価騰貴
- (B) 輸入促進、輸出阻止
- (C) 支拂勘定ノ増加
- (D) 貨幣ノ対外価値下落
- (E) 金ノ流出
- (F) 通貨収縮
- (G) 物価下落

今若シ國內物価ガエルト、外國カラノ競争ガアリ輸入ハ促進サレ輸出ハ阻止サレル。即チ國內物価ガ高イ時ニハ外國ニ売ルノ困難デアアル。

ソコデ輸入超過トナリ、支払勘定ハ増大シ、國際貸借關係ガ逆トナル。即チ借方ガ増加スル。

ソコデ貨幣ノ対外価値(為替相場)ハ下落スル。換言スレバ支拂勘定ノ増加ノタメ外國支拂手形ガ多クナリ、外國貨幣ニ対スル需要ガ増シ、其ノ結果外國貨幣ノ価値ヲ上げル。(外國貨幣ノ買付ケラヌルカラ)此ノコトハ自國ノ貨幣価値ガ外國ノ貨幣価値ニ対シテ下落シタコトデアアル。

ソノ結果、金ガ流出スル。(為替が高クナレバ為替ヲ買フヨリ地金ヲ出ス)

従ツテ國內ノ金ノ保有高ガ減ズル。之ニ就イテハ最近ノフランスノ实例オアル。ソレデ通貨ノ收縮ヲ招来スルコトナル。何トナレバ兌換準備ガ減少スルカラデ、比例準備制ヲ採用シテマルトスレバ大段ナ勢デ通貨ガ收縮ヲ来タスノデアアル。

註 金1ニ対シテ3ノ通貨ヲ発行シテマルトスレバ、二億円ノ金ガ一

億ニ減少スレバ六億円ノ紙幣ガ三億円トナリ、三億ダケノ收縮ヲ来タスコト、ナル。

(ii) 物価ノ下落ノ場合

デフレーションノ場合、貨幣価値ハ上リ、國內物価ハ下落シ、輸出ハ促進セラレテ輸入ハ阻止サレ、輸出超過トナリ、國際貸借ハ受取勘定多ク、貨幣価値ハ対外的ニ上ツテ来ル。即チ外國カラ金ガ輸入セラレ、國內ノ金ノ保有高ガ増大シ、國內的ニインフレーショントナリ、國內的通貨ハ増加シ物価ハ上ル。

即チ物価騰貴ハヤガテ物価下落トナリ、又物価下落ハヤガテ物価騰貴ヲ結果シ、此知ニ自然的ナ調節作用ガ行ハレル。

以上ガ金本位制ノ有スル自然的ナ調節作用ノ調節作用デアアルガ、之ハ何ニヨツテ行ハレルカ。

金ノ流入ニヨツテ國內ノ貨幣価値ガ調節サレルノデアツテ、此ノ場合金ガ出ナケレバコノ調節作用ハ行ハレナイワケデアアル。

註 金本位制ニ於イテ「金貨、金地金ノ輸出ノ自由ノ存在」ハ金本位

ノ重要ナル條件デアルト述ベタ。

二三〇

此ノ金ノ輸出ノ自由ハ理論的ニハ言ヘルガ實際的ニハ中断セラレテ居ル。日本ノ例ヲトレバ、金ガ流出シテ金ノ國內保有高ガ或ル程度迄減ツテ来ルト金ノ流出ヲ中断スル。貨幣理論的ニ斯カル調節作用ガアルトシテモ金ノ流出ヲシテソノ程度ニ至ラシムル迄待テ放任スルコトハ未ダ。ソコへ行ク迄ニ色々ナ政治的要素ガ作用スル。ソコ迄我慢出来ナイノデアアル。フランスノ金ノ保有高ガ八百億フランカラ五百億フランニ迄金ガ流出スルヤ之ヲ憂ヒ國防ノ見地カラ金ノ流出ヲ止メタ。

要スルニ實際的ニ見テ、斯カル自然的調節作用ヲ行ハセルダケノ十分ナ金ヲ各國ガモタナイノデアアル。

此ノ自然的調節作用ノ論極ハ極メテ薄弱デアアル。

然ラバ金本位ハ國內關係デ主張スル論極ハナイカ。消極的ナ作用ガアル。

(C) 信用統制ノ消極的機能

金本位ハ貨幣單位ノ価値ト金ノ一定量トガ關係ヲ有シ、金ニシバラレテ居

ル制度デアアル。即チ拘束本位制デアアル。

従ツテ、金ガ充分ナルナラバ、ソレニ伴ヒ紙幣ヲ発行シ得ルガ金ガナケレバ直グニ兌換ヲ請求サレル。即チ貨幣ノ數量ガ金デシバラレテ居ル。

此レハ紙幣ノミナラズ貨幣ノ皆ガシバラレテ居ル。

(i) 硬貨

(ii) 紙幣

(iii) 預金貨幣

以上三種ノ通貨ハ何レモ金ノ保有量ニ制限セラレテ居ル。

(i) 硬貨

之ハ原始的ナ金本位デアツテ、直接金ノ數量ニ規定サレルワケデアアル。現在ハ金貨ヲ鑄造スル制度ヲ実施スル國ハナイ。日本、ドイツ、アメリカニハ古イ規定ガアル。

(ii) 紙幣

兌換ノ準備トシテ金ヲ基礎ニモツ。

ベルギー、オランダ、ドイツハ比例準備制デ、ドイツデ四〇%ハ金

二三一

ニ三二
ヲ有タネバナラヌ。ソノ額ガ、政府紙幣デモ銀行券デモ、金ニシバリツケ
ラレルノデアル。

〔iii〕 預金通貨

貸附ニ廻ツタ場合モ金デシバラレル。貸附高ハ紙幣ノ発行高ニヨリ制限
サレテキル。銀行カラ貸附ヲ控ケルトキ、銀行ニ貨幣ガナケレバ中央銀行
ノ有スル金ニヨリ貸出ノ限度ハ規定サレル。当座預金デモ貸附ノ場合カラ
考ヘルト金デシバラレテキルノデアル。即チ以上ノ如ク、信用ノ量ガ金ニ
ヨリシバラレテオル。此ノ意味デ金本位制ハ信用ノ量ヲ統制スル。

金本位デナイナラバ之等ノ統制力(量ノ統制)ガナクナリ、紙幣ノ発行
ハ幾ラデモ出スル。紙幣ハ金ニシバラレルコトナク、紙幣單獨トシテ流通
場裡ニアリ、紙幣ハ何処迄行ツテモ紙幣デ兌換ノ心配ガナイカラ、数量ノ
統制ガナイ。預金通貨ノ場合モ同様デアル。國內ニ於テハソノ結果、イン
フレーショントナル可能性ガ多ク、貨幣価値ハ下落シ、物価ハ騰貴シ、イ
ンフレーションノ惨害ヲ招来シ、(註)貨幣価値ノ暴落、貨幣制度ノ破壊
トナル。

金本位制ガ國內的ニ有スル信用ハ信用ノ量的ナ統制ヲナスト云フ所ニ論
換ガアル。

金本位ノ國內的意義ハ信用統制ノミデアルガ、此ノ論拠ハ極メテ消極的
デアル。何故カト云ヘバ金本位制ヲ採用スレバ紙幣ノ溢発ヲ防グト云フガ
之レハ極メテ消極的ナモノデアル。

然ツテ金本位反対論者モ金本位ノ良イ兵ハ此ノ消極的ナ信用統制デアル
ト云フ。

註 ケアンズノ統制通貨論ハ紙幣本位ニスレバ信用ニ *Control* (統
制) スル必要ガアルト云フ

即チ信用ガ統制サレルコトニヨツテ貨ノ数量ガ *Control* サレ、イン
フレーションニナルコトヲ防止スル。

然シ、此ノ論拠ハ極メテ衰弱デアツテ、之ヲ以テシテハ金本位制ヲ維持
スベシト云フ論拠トハナラナイ。

結論 (國內的意義ニ於イテハ金本位ハ無意義)

之ヲ要スルニ國內的ニハ金本位制ヲ主張シナクトモ、國內的ニハ紙幣本位デモ良イ。私モ此ノ場合、不換紙幣デモ統制通貨デ十分デアリ信用統制ヲ行ヒ得ルト考ヘル。

(其二) 金本位制ノ對外關係ニ於ケル意義

吾々ノ生活ハ極メテ複雑デアツテ單独ノ個人デナク他人ニ依存シテナル。自己ノ生キテ以テ消費セズニ他人ノ生産スルモノヲ以テ經濟生活ヲ行フガ故ニ、個人間ノ依存關係ハ極メテ密接デアル。

之ト同様ニ國民經濟間ノ關係モ依存關係ニ在ル。一國ガ全然封鎖經濟ヲ營ムコトハ困難デアル。ソノ國民ノ需要スルモノハ國際的ニ之ヲ求メナケレバケラズ、國民經濟ノ依存關係ハ個人的ナ關係ト同様ニ、此ノ關係ハ漸次強化スル。國際間ノ經濟交通ハ益々密接トナルノデアル。

此ノ國際關係、國民經濟間ノ關係ハ商品ノ交易ノミナラズ、貨幣ノ側カラモ益々密接ナ關係ニアル。貨幣ノ對内価値ハソノ對外価値ノ変化ニヨツテ影響セラレルコトガ甚大トナツテ末々。

換言スレバ現在ノ國際關係ハ凡ユル方面デ密接デアルガ、コノコトハ貨幣現象ニ就テモ同様デアツテ、一國ノ貨幣ニ關シテ國內的ナ価値ト等シク對外的ナ価値モ重要デアル。

吾々ノ國民經濟ニトツテ貨幣価値ノ安定ガ重要デアルト考ヘラレルガ、國內的貨幣価値ノ安定ノミデハ不十分デアル。例ヘバ内ノモツ購買力ヲ國內的ニ安定サセルコトモ必要デアリ、無法ト通貨ノ發行ヲセヌコトデアルガ、ソレノミデ内ノ購買力即チ貨幣価値ノ安定ヲハカルコトハ困難デアル。

外國貨幣カラノ影響ノミヲ考ヘテモ又一方的デ不可デアル。ドルニ對シ、ポンドニ對シ幾干ノ購買力ヲ有スルカラ考ヘネバ、貨幣価値ノ安定ハハカレマコトトナル。

即チ、具體的ニ云ヘバ、國內的政策ニヨリ(綿密周到ナ國內政策デ貨幣価値ノ變動ヲ防ガントスルモ)、外國為替相場ハ上下シ、日本ノ対ドル、対ポンド

価値が上下シ、ソレガ日本ノ国内物価ニ影響スル。即チ対外価値ト対内価値ト
ガ影響シ合フノデアル。

二三六

(i) 対内価値ノ方面カラ対外価値ニ影響スル。

対外価値ノ方面カラ対内価値ニ影響スル。

(ii) 即チ対内価値ガ上レバ対外価値ハ上リ、対内価値ガ下レバ対外価値モ下ル。

即チ対外価値ト対内価値トハ均衡ヲ得ヨウトシテ可ル。

国内物価ヲ安定ササントスルモ、対外価値ガ上下スレバ、ソレニツレテ対内
価値モ上下スルカラ、対外価値ノ方モ考慮セネバナラヌ

註、子供ヲ家庭ニ於テ慎重ニ育て一切ノ豫防ヨスルモ（対内的ニ）ソノ子
供ガ学校ニ於テタマママ病氣ノ子供ガオレバ、ソレカラノ影響ヲ免レル
コトハ出来ナイ。（対外的ニ）故ニ、家庭ニ於イテモ、又等シク重要ニ
家庭外ニ於テモソノ子供ノ健康ヲ注意シ、対内的ニモ手段ヲ講ズルコト
ガ必要デアルノト同様デアル。

現在ノ国民経済ノ国際間ノ關係ハ極メテ密接デ、此ノ対外的方面ノ影響ヲ國
内的ニナイヤウニスルコトハ困難デアル。

外國トノ通商關係ガアレバ、外國トノ支拂關係ガ生ジ、外國貨幣トノ關係ガ
起ル。ソレデソノ影響ハ貨幣ノ國內価値ニモ影響シ来ルノデアル。

故ニ対外的ナ影響ヲ除外スルコトハ困難デアル。ソノ影響ノ来ルノハ外國貨
幣ガ動クカラテアル。外國為替相場ノ安定ヲハカラネバ國內物価ノ安定ハハカ
レナイ。

国内物価ノ安定ガ必要デアルカラ、其ノ前提トシテ外國為替相場ヲ安定スル
コトガ必要ナルノデアツテ、為替相場ノ安定ノミガ必要デアルト云フコトハ
ナイ。

現在、国際間ノ支拂關係ハ金デナサレテオル。金輸出禁止ハ民間ニ対シテデ
アル。最後ニハ金ガ移動スルノデアツテ、金ガ現貨ニ輸送サレルカ。又ハ

Warmark スルコトニヨツテ金ノ流出ト同様ノ結果ヲ生ズル。

要スルニ、國際取引ノ決済ハ金ヲ以テサレルノデアルガ、而ラバ此ノ苦ハ
ドウシテ起ルノデアルカ。

何故國際間ノ取引ノ決済が金デナサレタカハ事實問題デアツテ歴史的考察ヲ
シナケレバナラヌ。

二三七

金ハ需要ノ側カラ觀察スルモ工藝用トシテ或ハ裝飾品トシテ實用ニモ供セラレルカラ、金ヲ以テ國際間ノ支拂手段トスルニ至ツタ。之ハ金ノ有スル商品トシテノ性質ノタメデアル。

又、需要ト供給トノ關係ガ調和ヲ得テ、ソコニ過不足ガナイ。水スギモセズ、少ナスギモシナイ。

一八一六年當時ノ有勢ナル商業國タル英國ガ金ヲ以テ本位トスル貨幣制度ヲ採ルヤ、之ト關係アル諸國ハ相次イデ金本位ヲ採用シタ。コレハ英國トノ取引關係上同様ニ金本位ヲ採ルコトガ便宜デアツタコトモ重要ナ理由デハアルガ、根本的ニハ金本位ノ確立ガ貨幣ノ自然的發達ノ一過程デアリ、之ニヨツテ國內ニ價值安定セル貨幣ヲ供給スルニ至ツタノデアル。

國際間ニ於テ金ヲ以テ支拂ワコトカラ金ガ共通ナル國際間ノ支拂手段トナリ、金ハ國際貨幣 (international money) トナル。

各國ノ貨幣ヲ金ノ上ニ置クコトハ、世界ノ國々ノ貨幣ヲ共通ナル基礎ノ上ニ置クコトデアル。金ヲ以テ支拂ヘバ如何ナル國モ文句ハナイ。

金本位ヲ停止シテキル國デモ金デ決済スルガ、金ノ上ニ基礎ヲオケバ、共通ナルモノヲ各國ノ貨幣ハ持ツコトトナルワケデアラ。

共通ナルモノノ上ニ立ツカラ各國ノ貨幣ノ價值關係ハ同じモノデハカラルルコトトナル。

甲ノ國ノ有スル貨幣價值ハ金ノ一定量幾ラ幾ラデアリ (貨幣單位ノモツ金ノ一定量) 又乙ノ國ノ有スル貨幣價值ハ金ノ一定量幾ラ幾ラデアルトスレバ、ソノ間ニ一定ノ關係ガ出ルワケデアラ。

英國ノ金貨ト日本ノ金貨トノ間ニ、又米國ノ金貨ト日本ノ金貨トノ間ニ一定ノ貨幣價值關係ガ生ジ、ソノ價值關係デ以テ支拂ガ確定的ニ決マルワケデアラ。金デ支拂フコトニナルト、一定ノ貨幣價值ノ率ヲ定メル。例ヘバ、円トカドルトカ云フガ如クニ貨幣ノ名目ハ異ナルモ、金ノ量ヲ考ヘルト同じ一定ノ割合デ辨ヘバ良イト云フ確定的ナモノガ決マル。

金ハ國際通貨デアルガ、國際間ノ支拂關係ニ於テ、最後ニ金ガ商品トシテ受渡サレルノデアル。即チ、金ノ移動デ各國ハ満足シテキル。

ソノ際、通貨トシテノ金ニ満足セズシテ、商品トシテ各國ハ満足シテキルノデアル。ソノ商品ノ一定分量デ各國ノ貨幣ノ割合ガ決マルワケデ、貨幣ノ對外

的ナ關係ハ變動セヌト云ヘル。

註 日本ハ「純金ノ量目七五〇ミリグラムヲ以テ價格ノ單位トシ之ヲ円ト稱ス」トアリヌ、英貨一磅ノ貨幣法上ノ金ノ量目ヲ見ルニ之ハ標準金（十二分ノ十一品位）一ニ三グレンニ七四四ニ相当スルモノデアル。従ツテ茲ニ兩貨幣ヲ純金ナル共通標準ニヨツテソノ価値ヲ比較スルコトガ出来ル。

金本位制ヲ維持スルコトニヨツテ對外的ナ相場ノ變化ハ大キクハナラナイ。金ヲ輸送スル運賃、保險料、荷造費ガ變化スルカラ、少シク變化ハスルシヌ、多クノ人が外國為替ノ買付ヲシタリスルノデ多少ハ修正サレル。而シテ金本制ヲ採用スレバ、ソノ価値ノ變動ノ幅ハ決マリソノ価値ハ確定スル。全然變動シナイノデハナクテ、少シク一定ノ範圍内ニ於テ變動スル。即チ法定平価ヲ中心トシテ變動シ上下スルノデアル。然シソノ變化ノ幅ハ小ナルガ故ニ貨幣価値ハ安定スルノデアル。

金本位ハ此ノ意味デ對外的価値安定ヲハカリ得ルモノデ、對外的価値カラ来

ル國內的影響ハソレヲ遮断シナクトモ、影響ガナイト同様デアル。

従ツテ金本位ノ維持ニヨリ國內物価ノ安定ヲ完全ニハカルコトガ出来ル。之コソ金本位ノ積極的ナ論據デアルト私ハ考ヘルノデアル。

國內的ナ關係ニ於イテハ金本位ハ不要デアルガ、對外的ナ變動ヲナクスル意味デ金本位ハ重要デアル。

金本位ハ漸次對外的ナ意味ヲモツニ至ツタノデアル。

即チ金貨本位制、金地金本位制、金為替本位制ト順次金本位ノ性質ガ變化シテ来テキル。

換言スレバ、金本位ハ國內的ナ意味カラ國際的ナ意味へ変ツテキル。

(2) 金貨本位制ニ於イテハ國內的ナ意味ヲ極メテ重視シ、金デ現実ニ金貨ヲ造リ流通サセタ。若シ、金貨ヲ流通サセナイナラバ金貨ヲ造ル必要ハナイ。

(3) 金地金本位制ニ於イテハ、金貨ヲ造ラナイデ兌換ヲ請求スレバ金地金ヲ与ヘル。之ハ外國支拂ガ目的デアツテ、為替ガ高イトキニハ金ヲ支拂フ（但シ、戰爭トカ恐慌トカデ兌換ヲ請求スルノハ別トシテ）

對外的ニハ金ヲ支拂フナラバ必ずシモ金貨デナクトモ良イ。金貨ヲ持ツテ

行ツタトシテモ相手方ハ地金トシテ実質的価値ヲ受取ルノデアル。
金地金本位制ニ於イテハ金貨ガ流通セズシテ金本位ヲ維持シ、流通スルノ
ハ紙幣及ビ補助貨幣デアル。金貨ノ流通ハ金本位制ノ本質デハナイ。一九二
五年ニイギリスハ金地金本位制ヲ採用シタガ、金ト貨幣トガ關係シテオレバ
ソレデヨク、金本位ノ國內的意味ハナク、唯對外的ニノミ意義ガアルノデア
ル。

(C) 金為替準備制ニ於イテハ金貨、金地金ノ代リニ金為替ガ入ツテ来ル。唯、
金ト關係ガアレバヨク、支拂關係デ金デナクトモ金為替デモ良イ。
之ヲ要約スレバ金貨本位制デハ金貨ガ流通シ、金地金本位制デ金貨ハ流通
セズ、金為替準備制デハ金貨ヲ流通セシメズ金貨ガ發退シ裏面ニ行クノデア
ル。
金本位ハ斯クシテ國內性ヨリ國際性ヘ移行シテ行クモノデ、之ハ金ノ國際
性ヲ利用シタ制度デアルト謂ヘル。
國際金本位制 (*international gold standard*)
之ハ金本位制ノ國際性ヲ明カニシ、金本位制ヲ國際的ニ樹立スルコトニヨ

リ一層意義ガアル。金本位ハ此ノ意味デ重要ナル意義ヲ有スルト言ハネバナ
ラヌ。

結 論

金本位制ハ結局、現在ハ對外的關係ニ於テノミ積極的ナ職能ヲツクスモノデ
アルト考ヘラレル。國內的ニハ金本位制ノ必要ハナイ。
世界各國ガ金貨ヲ國際通貨トスルトキハ必要デアル。貿易關係ニ於イテハ少
クトモ金拂ヒガ為替相場ノ維持上必要デアル。
今若シ、世界各國ガ銀貨ヲ以テ國際通貨トスルトキニハ銀本位制デモヨイワ
ケデアル。

金本位制ハ何等カノ意味デ金ト關係ノアルコトガ必要デアル。
而ラバ如何ナル意味デ金ト關係ガアルコトガ必要ナノカ。

- (1) 金ノ売出制限
金ノ売出ヲ制限シ、貿易關係ニノミ限ル。
- (2) 為替平準資金

為替平衡資金ヲ為替ヲ安定ナセル。現在之レヲ恒久的ニ結ビツケル方法ハ
ナイカト考究ナレテモ。

英國ハ三億九千五百萬磅、米國ハ二十億弗佛國ハ百億法ヲ所有スルガ如ク、
巨額ナル金ヲ保有スル國ニ於テハ為替平衡資金ハ有カデアルガ、日本ノ如
ク一億トカニ億ト云フヤウナ少額デハ自ラ積極的ニ動カシ又、動キハジメル
トキニハ上下出来ナイ。結局強イ者勝テトナル。ソウ云フ國際的協調ハハカ
リ得ズ、結局、國際通貨ノ安定ハ期待シ得ラレナイ。

第二項 兩本位論

兩本位制ノ意義

金銀兩本位貨幣ガ存在シ、何レニモ自由鑄造ガ認めラレ、又何レモ無制限
法貨トシテ通用スル。

一八〇四年フランスガ兩本位制ヲ採用シテヨリ一時ハヨーロッパヲ支配シ、
ラテン同盟、即チ、ベルギー、スイス、イタリーノ國々モ之ヲ採用シタ制度
デアル。

兩本位制ノ作用

兩本位制ハ如何ナル作用ヲ有スルカ。

註 現在兩本位制ヲ採用スル國ハナイガ、私ガ此ノ問題ヲ云フノハ、ア
メリカガ銀ヲ大變集メテオリ、アメリカガ之ヲ如何ニ使用スルノカト
云フ問題ガ論ゼラレテモ、金本位ガ秀レテアルガ、アメリカガ通
貨發行ノ準備トシテ四分ノ一迄ハ銀デモヨイコトニナツテモ、
アメリカガ銀ヲ集中シテ一体如何ニ処分シヨウトスルノカ。モシ、
売出シタナラバ銀ハ下落スルダラウシ、銀ヲ高ク買ツテ安く売ルトハ
考へ得ラレナイ。

銀ヲ貨幣トシテ使用シナケレバ銀ノ價值ハ維持シ得ナイ。銀ヲ貨幣
ノ中ニ混入シヨウトスルノカ。

ソレラニ就イテ私ハ茲ニ兩本位論ヲ繰リ上げタワケデアル。

(一) 補正作用

兩本位制ノ一ツノ作用ハ補正作用デアル。

ソノ補正作用トハ何デアルカ。金銀兩本位貨幣ガ存在シ、ソノ一方ノ受ケ

ル影響ヲ他ノ本位貨幣ヲ以テ、ソノ変動ヲ抑ヘル。即チ兩者互ニソノ変動ヲ抑止シ合フノデアル。

例ヘバ銀ガ下落シ、銀本位貨ニ影響ガ生ズル。銀地金ガ安クナツタノデア
ルカラ銀地金ヲ銀本位貨ニ自由鑄造スルコトヲ請求スル者ガ多クナル。(銀
貨ニ鑄造シタコトニヨリ銀ノ価値ガ上ルカラデアル)

銀地金ヲ自由鑄造ニヨリ銀貨ニ造リ、之ヲ金銀比価(註)ヲ以テ金貨ト交
換シ、コノ金貨ヲ安イ銀地金ヲ買ヒ、再ビ之ヲ以テ自由鑄造ニヨリ銀貨トシ
テ更ニ金貨ト交換シ銀地金ヲ買フト云フガ如クニ之等ノ過程ヲ繰返ストセヨ。
而ラバ安イ銀地金ニ対スル需要ハ増加シ銀地金ノ下落ヲ防止スルコトトナル。
ソシテ金貨ガ要ラナクナリ金ノ需要ガ減ジ、金ノ値段ノ上ルノヲ抑止スル。
即チ銀地金ノ下落及ビ金地金ノ上騰ヲ補正スル。

註 金地金ト銀地金トノ値段ガ市場ヲ変ツテモ、法律ガ変ラヌ限り金銀
法定比価ハ変ラヌ。
今若シ金ガ安クナノタトコヨ。スレバ安イ金地金ヲ以テ自由鑄造ノ制度ニ
ヨリ金貨ヲ造リ、之ヲ銀地金ニ代ヘコノ銀貨ヲ以テ金地金ヲ買ヒ再ビ以上ノ

過程ガ繰返ヘサレ、金地金ノ下落ヲ補正スルデアラウ。

金銀ノ何レカゞ寧クナツタトキニ、ソノ安イ方ノ金屬ガ無茶ニ安クナルノ
ヲ防グ作用ヲ有スル。ソウ云フ作用ガ行ハレルカラ安イ方ノ貨幣ガ増ス。ソ
シテ何レカニ比寄ルコトトナル。

此ノ補正作用ノ結果何レカニ比寄リ金ガ安クナレバ金貨ガフエル。而方ノ
並ビ行ハレルノハ稀デアル。何トナレバ法定比価ハ法律ヲ人爲的ニ定メラレ
ルガ、市場ノ比価ハソノ時ノ需要供給ノ關係ヲ変化スルカラデアル。法定比
価ト市場比価トノ差ガ小デアレバ良イガ一定ノ幅以上ニナルト(兩者ハ一致
スルノハ稀デアル)ドムラカニ比寄リ、金貨ガ余計ニナルカ、銀貨ガ余計ニ
ナル。銀が高クナレバ金ガ相対的ニ安クナリ金貨ガ多クナル。

故ニ、之ヲ交代(替)本位制(Alternative Standard)ト云フ。
次ニ、ソノ補正作用ニヨツテ価値変動ノ幅ハ小サクナル。

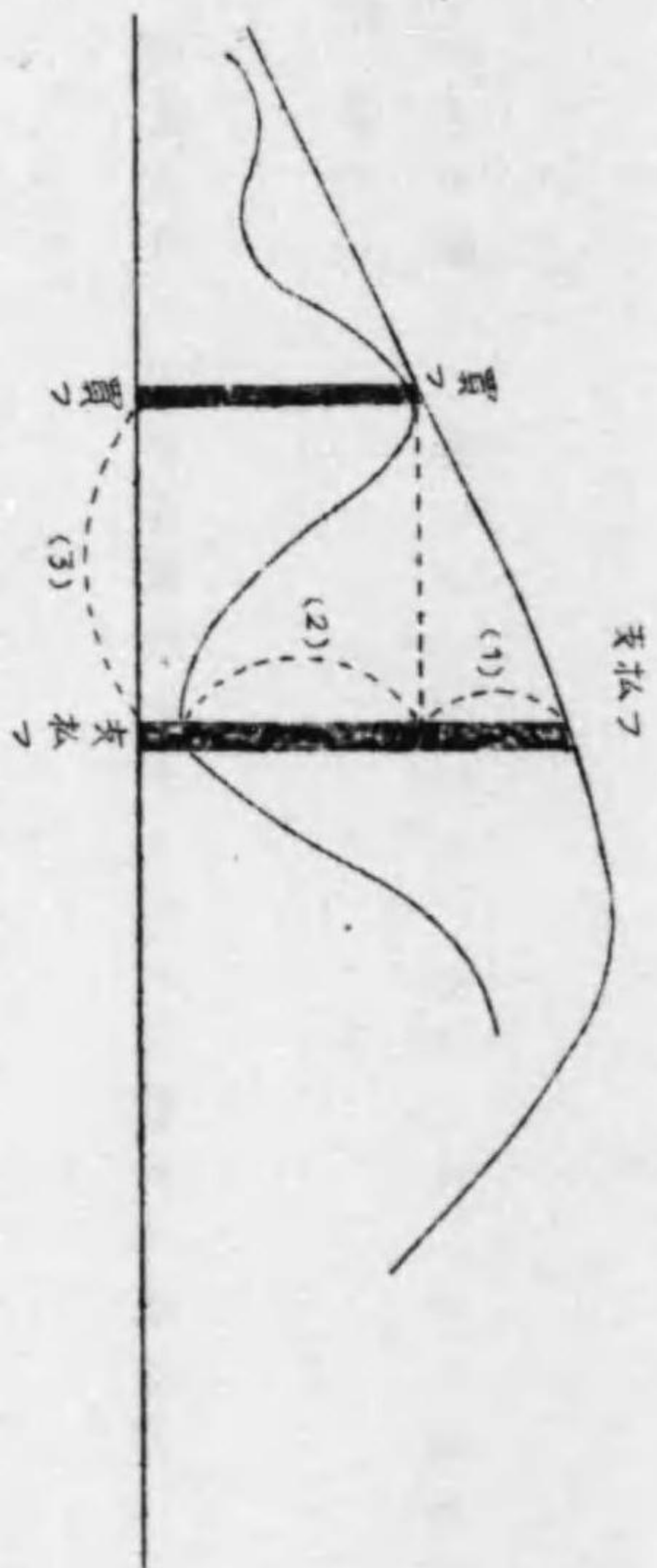
而シテ、変動ノ回数ハ当然増大スル。何故ナレバ金軍本位ナレバ金変動ノ
影響ヲ受ケルノミデアル。銀本位ノミナレバ銀変動ノウケル影響ノミヲ受ケ
ル。之ニ反シテ両本位制ニ於イテハ金本位貨ト銀本位貨トガアリ、金ノ変動

デモ影響セラレ、銀ノ変動デモ影響セラレルカラ、コノニツノ影響サレル要
素ヲ有スルワケデアル。

従ツテ、兩本位ハ單本位ニ比シテ変動ヲ受ケル回数ガ多クナル。ソノタメ
ニ貨幣価値変動ノ回数ハ増加シ、細小ナ変動ガ余計ニナル。此ノコトガ極メ
テ重要ナノデアル。

今日常ノ取引ニ於イテ、ソノ期間ハ長クテ一年、短クテ一ヶ月、三ヶ月ト
スルト、此ノ間ニ於ケル変動ヲ考ヘルト、大キナ変動デアレバ極クソノ一部
カデアルガ、小カイ変動ナレバ頻繁トナリ、山トナリ或ハ谷トナル所ガ出テ
クル。

即チ、左ノ如キ変化ヲ採ルノデアル。



(1)、(2)ハ貨幣価値ノ変動ヲ示ス
 (3)ハ一定期ノ期間ヲ示ス。

短イ時間ヲ考ヘルト高売ガ割合ニ不規則デアツテ、現在ノ貨幣価値ガ予測
 出来ナイ。大キイ変動ノ波ノ一部デアラナラバ今日買ツタモノモエルト云フ
 コトガ分ル。規則的ニ分ル。一日先ニ於ケル貨幣価値モ分ル。少シエルカ或
 ルニハ下ルカト云フコトガ予測シ得ルノデアツテソレノ方ガ正確デアル。
 兩本位制ガ補正作用ヲ有スルト云ハレルガ之ハ普通ノ商取引カラ見レバ、

変動ノ幅ハ小サイガ、変動ノ回数ガ頻繁デアルタメニ、ソノガ利益デアルトハ云ヘズ寧ロ不便ナリデアル。

(二) 貨幣素材ノ不足ヲ補フ

十九世紀後半ニ於テハ金ノ生産高ガ減少シ、ソノタメニ金ノミデハ金価値ガ高クナリ物ノ値段ガ安クナル。(貨幣価値ガ上レバ物価ハ下落スル) 金ガ購買スレバ、ソノタメニ受ケル経済的影響ハ大デアル。ソコデ金ノミナラズ銀モ又貨幣素材トシテ用ヒラレタ。此ノ方ガ貨幣ガ潤沢ニナルカラデアル。

之ハ一ツノ金属ヨリニツノ金属ヲ使用スルカラ素材ノ供給ガフェルワケデアル。

(三) 銀価ノ救済

十九世紀ニ於テ銀ハ下落シツツアツタ。即チ、ロンドン銀相場ハ次ノ如シ、

1870

(1オンスニ於テ) 50シリング

1875	55 $\frac{1}{2}$ シリング
1880	52 $\frac{1}{4}$
1885	48
1890	47
1895	29
1900	28

之ヲ救済スルタメニ銀ヲ貨幣ノ中ニ含メ、銀ノ需要ヲ増大シ、銀価下落ヲ緩和シヨウトシタ。

アメリカノ銀買上政策ニヨリ銀ガ上ツタ。(銀救済法) アメリカ、メキシコノ銀産國ハ之ヲ潤ツタノデアツテ、十九世紀ノ銀価下落ノ際ニ銀ノ救済が行ハレタノデアル。

國際両本位制ノ主張

補正作用ハ両本位制ノ有スル特色デアルガ、一國ノミデ行フノハ困難デアル。一國ノミデ行ヘバソノ國カラ金ノミガ流出シ、銀ヲ買込ミ、又銀ノミ流出シ金ヲ買込ムコトトナル。ソシテ國外ニ金銀ノ流出ガ行ハレル。ソウデナ

クバ補正作用ノ充分ナル効果ハアラハレヌ。金ガ失ハレル國カラハ銀ヲ買込ミ、
金ノ流出ヲ見テホルワケデハ行ケナイ。國ニヨリ金銀ノ値段ガ一致シナイ。ソ
ノ場合、流出シタ國ハ金ニ対シテ執着ハナイカ。

多クノ人々ガ協同シテヤルコトニヨリ始メテ完全ニ行ハレルモノデアアル。金
ガ入ツテクレバ入レ、銀ガ出レバ出スト云フヤウニオ互ニ助け合ハネバナラヌ。
金本位ガ國際的ナ金本位デアアルヤウニ、兩本位モオ互ノ間デ行ツテハジメテ有
効デアアル。

註 一九三一年ニ英國ハ金本位ヲ停止シタ。之ハフランス、ベルギーガ金
ヲ引上ゲタカラデアアル。

兩本位ノ場合モ金銀共ニ出入自由デ、互ニ助け合ヒ、必要ノトキニハ
出シテヤリヌ、出レバ戻ケルヤウニシナケレバナラヌ。

ソコデ兩本位制維持ト云フ見地カラ、兩本位制ヲ國際的ニヤラウデハナイカ
ト云フ主張ガ生レルニ至ツタ。

第三項 國際兩本位論

國際兩本位論ハ何故ニ生レタカ。

- (1) 國際的ニ行ヘバ兩本位制ノ有スル補正作用ガ充分ニ現ハレルデアラウ。
- (2) 十九世紀ハ銀ノ暴落時代デアツテ銀ヲ有スル國々、例ヘバアメリカ、フラ
ンスハ大喪因却シタ。フランスハ一八〇四年ニ兩本位制ヲ採用シタ。フラン
スニ於イテモ金ト共ニ、銀ノ保有高モ相当デアツタノデアアル。又アメリカハ
有名ナル銀産國デアリ、アメリカニ於イテハ手持今銀ガ下落スレバ因却スル。
即今銀価救済ノタメニアメリカトフランストガ主唱シテ會議ヲ開イタ。
- (3) 當時、金ノ不足

十九世紀ノ後半ニ於イテ即今一八九〇年代ニ於イテ金ノ生産高即今供給ハ
減ツタ。(尤モ一八九〇年代カラ金ノ生産額ハ増加シタガ)
一八七八年ニ壞太利(註)ノ地質学者 *Charles Sias* ガ「金ノ將來」
ヲ著シタ。

註 オーストリーハ金ノ生産高ノ減ツテ行ク國デアアル。
Sias ハ結論ヲ言ヘバ「金ノ生産量ハ今後減少スルデアラウ。金ヲ今後
ノ貨幣制度ノ基礎トスルナラバ益々金ノ不足ヲ来タスデアラウ。(註)」ト

述べた金ノ将来ニ暗影ヲ投ジタ。

金ガ高ク銀ガ安イ。若シ貨幣制度ノ基礎トシテ金ノミヲ用フレバ金ガ高クナリ、物価ハ低落シ不景氣ヲ招来スル。ソレデ銀ヲ貨幣ニ入レテ貨幣ヲ淘汰ニスル。銀ノ値段ノ安イ時ニスレバ銀価ハ上ル。

即チ一方ニ於イテハ銀ノ救済ヲ目的トシ、他方デハ金ノ不足ヲ補フタメニ國際間デ両本位制採用ガ主張サレタノデアル。

國際貨幣會議

第一回 アメリカノ主唱ノ下ニ、國際的ニ両本位制ヲ採用スベシト主張セラレタガ、イギリスハ金本位制ノ変更ニ反対シ、又ドイツハ一八七一年普佛戰爭ノ償金デ金本位制ヲ採リ、此ノ主張ニ反対シタ。

第二回、第三回會議モ行ハレタガ何等成果ヲ得ズシテ終ツタ。

両本位制ニ關スル國際會議ノ失敗シタ理由。

(A) 理論上ノ缺陷

第一ニ両本位制ノ元来有スル理論的缺陷ガ考ヘラレル。

(イ) 貨幣価値ノ変動

(四) 交代本位制トナル。金銀両本位貨ノ両方ガナラビ行ハレルコトハナイ。

(B) 實際上ノ問題

(イ) 各國利害ノ衝突

イギリスハ五十年ノ長キニ汚ツテ金本位制ヲ採用シ来タリ、又ドイツハ一八七一年ニ金本位制ヲ採用シタバカリデアル。故ニ英、独ハ金デ銀ヲ代ヘタトキ、銀ガ不足シ不利デアル。

然シ、ドイツノ農民中ニハ金本位ヨリモ銀本位ニスレバ金本位制デ貨幣価値ガ上ツテキタモノガ、両本位制ニヨリ下落ヲ来タシ、ソノ結果穀物価値ノ上ルコトヲ有利トシテ両本位ニ賛成シ、イギリスノ金融市場ノ人々ハ市場ノ擾乱ヲ恐レテ金本位ヲ主張シタ。アメリカ及ビフランスハ両本位ヲ有利トシ之ヲ賛成シタ。

(ロ) 法定比價決定ノ困難

金銀ノ比價即チ比率ヲ如何ニ決定スルカト云フコトハ極メテ困難ナ尙類

デアル。

フランスヲ中心トセルラテン同盟デハ一対一五、五デアツタガ、フランス及ビアメリカノ如キ銀ノ保有高ノ多イ國ハ銀ノ高ク評価サレンコトヲ望ミ、英、独ノ如キ金本位國ハ金ノ高ク評価サレンコトヲ望ム。

(ハ) 根本問題トシテ一八九〇年代カラ金ノ生産額が増加シタ。

両本位制ハ孤立ノ貨幣制度トシテハ效果ハ上ラナイ。國際的協力がナケレバ欺目デアル。

然シテラ、之ハ理論的及ビ實際的理由ノタメニ困難デアルト共ニ、又ソノ必要モナクナツタノデアル。

故ニ今後ノ米國ヲ見ルニ、従来ノ金銀両本位制ナレバ失敗スルノハ当然デアツテ之ニハ先例モアルノデアル。

而ラバ、米國ガ如何ニ金銀ヲ結び付ケルカ。之ガ重大ナ問題デアル。両本位論ハ米國ノ貨幣制度ト關聯シテ研究スベキデナク、アメリカハ金ト銀ノ需要ヲフヤスコトヲ考ヘテホル。

金本位制ト共ニ、此ノ兩者ガ如何ニ結合シテ今後國際兩本位制ガ出来ルカバ重大ナ問題デアル。

第四項 跛行本位制

両本位制ハ補正作用ヲ有スルガ一方ニ是等リ、完全ナル両本位制ハ行ハレヌ。十九世紀ニ於テ銀ハ下落シ、銀ガ横溢シ、両本位制ヲ採ル國ノ悩ミデアツタ。銀ガ安クナリ、銀ガ横溢シ、之ヲ除クタメニ銀ノ自由製造ガ一八七〇年代ニ停止サレ跛行本位ガ生レタ。一九二八年ニフランスガ新貨幣制度ヲ採用スル迄跛行本位制ヲ維持シテ来タ。

跛行本位制ニナルト如何ナル特色ガアルカ。

両本位制ノ有スル補正作用ガナクナル。銀ノ変動カラ来ル両本位制ヘノ影響ガナクナル。両本位制ノ性質ガナクナリ、寧ろ單本位制ノ性質ガ強クナル。

跛行本位制ハ多クノ場合、両本位制カラ單本位制ニ移ル過渡的ナモノトシテ一ツノ意義ヲ有スルモノデアル。

跛行本位制ハ両本位カラ見レバ金ガ本位貨幣、銀ガ唯自由制度ヲ認メラレ

又モノトシテ考ヘラレル。

又單本位カラ見レバ、金單本位ニ無制限法貨ナル銀貨ガツイタモノト見テヨイ。何レニシテモ金ハ完全ナル本位貨幣デアアルガ、銀ハ先輪デアアル。

跛行本位ハ両本位制（ラテン同盟カラ見レバ）カラ變化シタ制度デ、一九二八年ニフランスハ金本位制ヲ採用スルニ至ツタガ、ソレ迄ノ中間ニ於テ採用セラレタル過渡的ナ手段デアルト云ヘル。

両本位 ↓ 跛行本位 ↓ 金本位

銀本位 ↓ 金為替本位 ↓ 金本位

跛行本位ハ補正作用ナク此ノ両本位ニ劣ル。

跛行本位ハ金本位制ノ作用ナク、此ノ両金本位制ニモ劣ル。

要スルニ跛行本位制ハ過渡的ナモノデアアル。

跛行本位制ト金為替本位制トノ比較

此ノ兩者ハ何レモ金本位制ニ至ル過渡的ナ手段デアルト云フ兵ニ於テハ同じデアアル。

(1) 発生ノ過程

(a) 跛行本位制ハ $\left. \begin{matrix} \text{両本位} \\ \text{金本位} \end{matrix} \right\}$ ヨリ

(b) 金為替本位ハ銀本位ヨリ

(2) 本位貨

(a) 跛行本位制ニ於イテハ金銀両本位貨ガアリ、唯、銀ニツイテハ自由鑄造制度ハ認めラレヌ（註）

(b) 金為替本位制ハ金本位貨ハナク、國內デ金為替ヲ売ルノデアアル。

註 銀ハ國內デハ無制限ナ支払手段デアツテ、金ハ本位ノ基礎本位ナツテアル。之ハ金本位制ニズツト近イ。

(3) 在外資金

(a) 跛行本位制ニハ在外資金ナシ。

(b) 金為替本位制ニハ在外正貨（資金）ヲ持タネバナラヌ。（Reverse

Council Bill）

第五項 紙幣本位論

紙幣本位制ハ自由本位制デアツテ、拘束本位制ニ相對立スル。

註 紙幣本位トハ不換紙幣ニ強制通用カヲ与ヘ、無制限法貨トスルモノデア
ル。

拘束本位制トハ金屬ノ一定量ト本位貨幣トガ關係アルモノデア
ル。

然シテラ、初メヨリ不換紙幣ヲ発行セル國ハナク、法規上兌換セシメル當時
ハアリ、兌換紙幣デアツタモノガ不換紙幣トナツタノデア
ル。

註 日本ハ不換紙幣國デアリ、金ハ輸出ヲ禁ゼラレ、金本位本票ノ使用ハ
ナイ。

經濟上カラハ、不換紙幣國デアツテ、為替モ下ルシ、金ノ輸出ハ禁止
サレルシ、為替ヲ買ツテモル。故ニ實貨ノ伴フ金本位デハナイ。

不換紙幣國ノ特色

不換紙幣國ニ於イテハ兌換ヲ請求セラレルコトモナク自由ニ券券出末
ル。

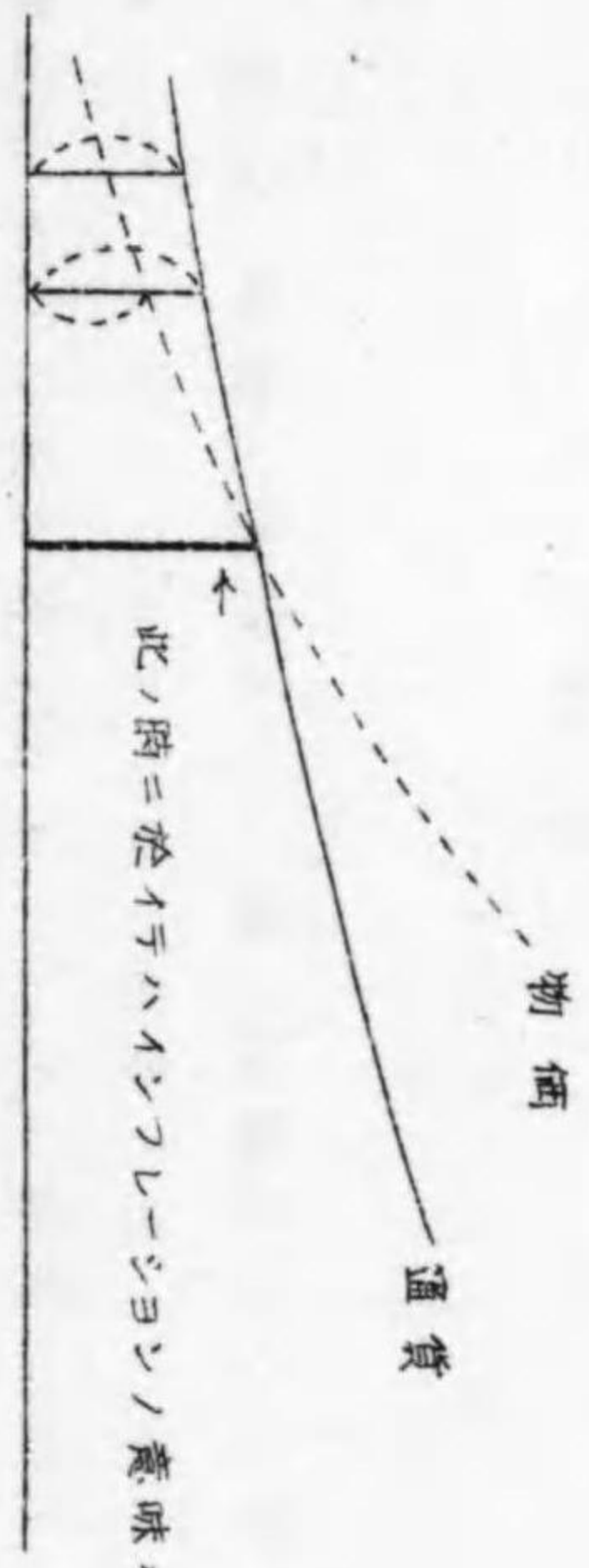
註 日本ニ於イテ日本銀行ハ正貨準備ガアレバ幾ラデモ発行出末ルガ、ソ
ノ他保証準備及ビ制限外発行ノ規定ガアル。

貨幣ノ數量ノモツ購買力(個々ノ貨幣ノ購買力デナク)ヲ増シ、中央銀行デ
発行シテ公債ヲ買上ゲル。

不換紙幣制度デハインフレーショントナリ、貨幣価値ガ下落スル。何トナレ
バ兌換ノ請求ナキ故、通貨ノ発行ガユルミ勝チトナル。

今、通貨ヲ増強シ、購買力ヲ増スモ直グニソノ初カハ減殺サレ、インフレイ
ションデ物価ハ騰貴スル。

或ル程度迄行クト政府ガインフレーションデ帳尻ヲ合ハサウトスルト、人々ガ
之ヲ知ルカラインフレーションニヨリ物価ノ上ルノヲ知ル。ソコデ貨幣価値ハ
下落スル。即チ、通貨ノ膨脹シナイ前ニ貨幣価値ガ下落スル。スルト物価ガ先
ニ夫ルコトトナル。



此ノ結果、貨幣制度ノ壞滅トナル。ドイツニ於テハ一九二三年十月迄ク物價ガ先ニ上リ、通貨ガ下ツタ。ソコデ一九二三年十月ニ法令ヲ出シ十一月カラレシテ、マルクヲ發行シテ貨幣制度ヲ整理シタ。
 不換紙幣國ニ於イテハ通貨ヲ發行シ易イカラインフレーションニナル。
 然シ純粹ノ紙幣本位國ハナク、拘束本位カラ紙幣本位ニナツタノガ順序デア
 ル。
 紙幣本位ノ長所トスル所ハ拘束本位ノ短所デアアル。紙幣本位ニ於テハ通貨ヲ自由ニ出スガ拘束本位ニテハ、通貨ガ出ナイ様ニ嚴重ニシバラレテ得ル。

紙幣本位ノ短所ハインフレーションニシヨントナルコトデアリ、拘束本位ニ於イテハデフレーションニナリ易イ。

第五篇 貨幣價值理論

第一章 貨幣價值ノ諸問題

既ニ貨幣ノ靜態的、質的方面ニ關シテ述べ来タツタガ、次ニ貨幣ノ動態的、量的ノ問題ニ移ラウト思フ。
 之ハ即チ、貨幣價值ノ問題デアツテ貨幣價值ガ如何ニシテ変動スルカヲ研究セントスルモノデアアル。

換言スレバ貨幣ノ動態的量的研究ハ

- (1) 貨幣価値ノ意義ト成立ノ問題
- (2) 貨幣価値変動ノ理論即チ貨幣価値ガ如何ニシテ変化シ、アルモノ決定スルカト云フ問題デアル。

第一節 貨幣價值ノ意義

貨幣価値ノ定義

貨幣価値トハ何ヲ意味スルカ。曰ク、貨幣ノ有スル客觀的交換価値、平易ニ言ヘバ購買力ヲ云フノデアル。

主觀的価値ト客觀的価値

貨幣価値ニ就テハ一般ノ經濟価値ト同様ニ主觀的価値ト客觀的価値トヲ區別スルコトガ出末ル。

第二節 貨幣ノ主觀的価値

主觀的価値トハ我々ノ福祉ニ対スル判断デアリ、客觀的価値トハ購買力ニ対スル我々ノ有スル主觀的判斷即チ購買力ヲ實現シタ時ノカデアル。

使用価値ト交換価値

一般財貨ニ就イテハ使用価値ト交換価値トヲ區別シ得ル。

主觀的使用価値ト主觀的交換価値

主觀的価値ハ更ニ主觀的使用価値ト主觀的交換価値トニ分ケラレル。

主觀的使用価値ノ意義

主觀的使用価値トハ貨幣ヲ交換媒介物トシテ使用スルコトニ依リ吾々ノ幸福ニ対シテ有スル重要サヲ云フ。即チ購買力ニ対スル主觀的判斷デ、換言スレバ、ドレダケノ福祉、価値ヲ我々ニ齎ラスカト云フ吾人ノ判断デアル。

主観的交換価値ノ意義

主観的交換価値トハ、貨幣ヲ以テドレダケノ物ヲ交換シテ得ルデアラウカト云フコトノ評価デアアル。

然シテハ、貨幣ノ場合ニ於テハ主観的交換価値ト主観的交換価値トノ区別ハツカナイノデアアル。

貨幣ノ使用価値トハ何デアアルカ。普通ノ商品ニ於テハ之ヲ衣食住ニ直接使用シ得ル。

即チ着タリ飲食シタリスルコトガ出来ル。

貨幣ニ於ケル使用価値ト交換価値

貨幣ノ用途ハ交換ニ於テ使用スルコトデアアル。従ツテ貨幣ニ於イテハ使用価値ト交換価値トハ一致シテキルト言ヘル。

貨幣ニ於イテ使用価値ガナイト云フモ、貨幣ノ場合ハ使用価値ト交換価値トガ一致シテ居ルニ過ギヌ。

第三節 貨幣ノ客観的価値（客観的交換価値）

貨幣ノ有スル主観的交換価値ト客観的交換価値トガ向類トナルノデアアルガ、此ノ二者ノ内何レガヨリ直接的デアアルノカ。ソレハ客観的交換価値デアアル。即チ現実ニドレダケノ購買力ヲ交換場裡デ發揮スルカト云フコトデアアル。

次イデ貨幣ノ客観的交換価値ガ如何ニ成立シ、如何ニ変動スルカガ向類トナルノデアアル。

貨幣価値トハ貨幣ノ客観的交換ノコトデアリ、之ガ如何ニ成立スルカヲ考察シナケレバナラヌ。

第二章 貨幣価値ノ成立

貨幣価値ノ成立即チ貨幣ノ客観的交換価値ニ対スル学説ハ古来多クノモノガアル。

第一節 非流通論的貨幣理論

此ノコトニ就イテハ、コノ貨幣論ノ講義ノ初メデ説明シタ。

第二節 流通論的貨幣理論

貨幣ノ經濟性、貨幣ノ商品性ヲ人々ガ漸次ニ認メルヤウニナツタ。即チ貨幣
ヲ一ツノ商品トシテ觀察スルコトガ正当デアルトセラレタ。換言スレバ貨幣ヲ
經濟行為内デ觀察スルコトデアツテ此ノ意味ニ於イテ流通論的貨幣理論デア
ルト言ヘル。

貨幣ノ發生當時ハ金屬貨幣デアツタ。ソノ當時ニ於テハ貨幣ノ内容ニ着目セ
ラレ、物ガ買ヘルノハ此ノ内容(素材価値)アルガ故ニデアルトセラレタ。

初メハ物品貨幣ガ行ハレテ中タガ、ソレガ金屬貨幣トナリ、其ノ金屬貨幣ヲ
ソノ地方ノ勢力アル豪族、王族ガソレヲ証明シ、又叔カヲ示スコトヲシタ(刻
印)。初期ニ於テハ貨幣成立ノ形式的方面ガ人々ノ注意ヲ惹イタノデア
ル。

第三節 商品學說

而シテ、貨幣ノ流通スルニ至ツテ後ハ貨幣ノ有スル商品性ニ着目シ、貨幣ソ
レ自体ヲ中心ニ置イテ觀察スルヤウニナツタ。茲ニ於イテ商品學說ガ生レタ
デア
ル。今ソノ學說ノ内容ヲ見ヨウ。

第一項 ビュリダンノ商品學說

ビュリダン (Buridan) ノ考ヘオハ貨幣ノ素材価値ニ注目シ、素材価値
ガアル故ニ、貨幣ノ価値、貨幣ノ購買力ガ成立スルモノトスルノデア
ル。

此ノ考ヘオハ今迄ノ考ヘオト異ナルモノデ從來ノ學說ハ貨幣ノ商品性即チ素
材価値ヲ認メナカツタ。今迄ノ考ヘオデハ、例ヘバ此ヲ以テ貨幣トシヨウト云
フコトヲ合意スレバ価値ガ成立スルモノト考ヘタ。

商品學說ニ於イテハ内容(素材価値)ガナケレバ貨幣タリト得ズトスルモノ
デア
ル。

内容ト云フモ何ニ注目スルノカ。鑄貨ガ最初ノ形式デアリ、即チ金屬ヲ以テ

価値ノ成立ヲ説明セントスルモノデアル。

第二項 *metal* ノ金屬學說

f. mill

「貨幣ニハ、殆ンド海テノ國ノ人々ハ其ノ最初ノ時代ニ於テハ、金屬殊ニ金銀ヲ用ヒタモノデアツテ、貨幣価値トハ其ノ貨幣ニテ交換シ得ルモノ即チ購買力ヲサスモノデアル。而テ此ノ購買力ハ、先ヅ第一貨幣ニ対スル需要供給關係ニヨツテ變化スル。然シ貨幣ノ購買力ハ以上ノ如ク一般商品ト同様ニ需要供給ニヨツテ決定シ變化スルモノデアルガ、其ノ価値ノ終局的ノ調節ヲナスモノハ貨幣ノ生産費デアル。即チ貨幣価値ハ永久ニ而テ自由ナル状態ニ於テハ、直チニ貨幣ヲ構成スル金屬ノ価値ニ等スル。若シ製造費ガ個人ノ負担ナル場合ニ於テハ之ヲ加算シ、若シ國家ノ負担ナル場合ハ之ヲ加算スル必要ナシ。之ヲ要スルニ貨幣ノ価値ハ生産費ニヨツテ、即チ金屬ノ価値ガ貨幣ノ価値ヲ決定スルトナスノデアル。金貨ト金地金(金屬ノ価値)トノ差ハ製造費ノミノ差デアルトナス。」

又、ミルハ次ノ如ク述べテキル。

「財貨ニハ絶対ニ供給ニ制限アルモノ(例ヘバ骨董品)又一定ノ生産費ニテ無限ニ生産セラレルモノ(例ヘバ工業品)更ニ無限ニ生産セラレ、モ、ソレニ伴ツテ生産費ノ増加ヲ未タスモノ(例ヘバ農業生産物)ノ三種ガアルガ、鉱山ノ産物タル貴金屬ハ此ノ第三ノ種類ニ属スルガ故ニ、此ノ金屬ノ価値ハ結局ハ不利ナル状態即チ必要ナル供給ヲ得ンガタメニ働カネバナラヌ所ノ劣等鉱山ノ要スル生産費ニ比例スル。」

鉱産物ハ製産物ト同様ニ最高生産費ニヨルモノデアルトシテキルガ此ノ考ヘ方ハ貨幣ノ価値ヲ其ノ内容タル金屬ノ価値ヲ説明セントシテキルモノデアル。

第二項 *gemstones* ノ素材學說

gemstones

貨幣ノ交換価値即チ貨幣価値ハ含有物質ニ依存スルモノデアルトシテキル。之モ貨幣ノ価値ヲ其ノ内容ヲ説明シテキルモノデアル。

第四節 金屬學說

第一項 素材學說ト金屬學說

斯クノ如ク貨幣価値ヲ素材価値デ説明セントスル時、之ヲ素材価値論ト称スル。然シ主トシテ貨幣ノ内容タル金屬デ説明シヨウトスルカラ金屬學說ト云フ。貨幣ノ買位ヲ説明セントスルノニ金屬ノ一定量デ説明シテ可ル。例ヘバ一円ハ純金ニ分デアルト云フ如ク、金屬ノ一定量ト關係セシメテアルモノモ又金屬學說デアル。即チ貨幣ノ価値ヲ金屬ノ一定量ト關係セシメテ説明シテ可ル。

之ヲ要スルニ金屬學說ニハ二ツノ種類ガアル。

- (i) 貨幣価値ノ成立ヲ金屬ノ価値デ説明セントスルモノ
 - (ii) 貨幣ノ單位(數量單位)ヲ金屬ノ一定量デ説明セントスルモノ
- 斯クノ如ク一振ニハ貨幣価値ノ内容ヲ金屬デ説明スルモノヲ商品學說又ハ金屬學說又ハ素材學說ト云ヒ、交換學說ノ一種デアル。

第二項 金屬學說ノ短所

然シ、金屬學說ハ缺點ガ發達シテ来ルト説明出来ナイ。

I. 本位貨幣ノ価値ノ説明

本位貨幣ニ於イテハ地金ハ自由鑄造ノ制度ニ依リ貨幣トナリ、又貨幣ハ鑄解ニヨツテ地金トナルガ故ニ、此ノ兩者即チ貨幣価値ト地金価値トノ間ニ開キハナイ。ソノ本位貨幣ト地金トノ間ニ差異ガナイカラシテ、貨幣価値ハ地金ノ価値ガ *transmitt* サレタモノデアルト考ヘルノハ、一應ハ尤モナ考ヘ方デアル。

当時ハ商業ノ發達ニヨリ、貨幣ノ価値ガ判ツテ来タ時代デアツタ。

然シ金屬學說ニ依ツテハ補助貨幣ヤ紙幣ノ發生スル場合ニ、之等ノ価値ガ説明出来ヌノデアル。

II. 補助貨幣ノ価値ノ説明

金屬學說ノ如ク、貨幣ノ價值ヲソノ内容タル金屬ヲ説明スルトセバ補助貨幣ノ價值ハ如何ニ説明シ得ラレルカ。

補助貨幣ニ於テハソノ素材價值即チ実質價值（内容）ハ安ク而モ名目價值ハ高シ。此ノ兩者ノ差異ガアル場合ニ、ソノ貨幣價值ヲ説明スルノニソノ内容ヲハ到底説明出来ナイ。

補助貨幣ハ本位貨幣ニ交換シ得ルモノデアルト云フコトヨリシテ補助貨幣ノ價值ヲ説明セントスル人ガアルガ、之ハ本位貨幣ト交換サレルトハ限ラナイ。補助貨幣ガ本位貨幣ニ代ルト云フコトヨリシテ補助貨幣ノ價值ヲ説明スルコトハ不可能デアル。

又人ニ依ツテハ補助貨幣ハ數量ヲ限定サレルコトニヨリ高イ價值ヲ有スルト云ヒ、若シ數量ガ多クバ地金ノ價值ト同ジクナルト云フ人ガアル。然シ内容トソレヨリ余計ニ價值ヲ有ツコトハ説明出来ナイ。

III、紙幣ノ價值ノ説明

- 1. 兌換券
- 2. 不換紙幣

紙幣ハ内容ヲ有ヘレバ一比ノ紙デアル。ソレガ購買力ヲ有スルコトハ素材學說ヲハ到底説明出来ナイ。

ソコデ如何ナル説明ヲスルカト云ヘバ、紙幣トハ兌換券デアル。金屬貨幣ノ身代リデアル。五円ノ紙幣ハ五円ノ金貨ニナリ、ソノ五円ノ金貨ハ実質的價值ヲ有シテナル。故ニ紙幣ハ五円ノ金貨ノ有スル價值ヲ有スル。之ニ依ツテ兌換券ノ説明ハ一應ツクガ、不換紙幣ノ説明ハ出来ナイ。

今保証準備發行ノ場合ヲ見ルニ、五億ノ金ガアリ、十五億ノ紙幣ガ發行ナレテナルトスレバ、十五億ノ紙幣ノ内、五億ハ金ノ身代リデアリ、十億ハ不換紙幣デアル。此ノ場合ニ如何ニ説明シ得ルカ。

又、兌換ヲ停止サレタ時ハドウスルカ。全然兌換シナイ場合、即チ不換紙幣ノ場合ハ素材價值論ヲハ説明出来ヌ。之ハ金屬ト關係ヲ断タレルカラ説明出来ナイノデアル。

紙幣ハ假令兌換ヲ停止サレタトキチモ流通スル。即チ何等内容ナキモノガ

流通スル。此ノ場合、金屬論者ハ別ノ説明ヲ紙幣ノ価値ヲ説明スル。

現在兌換ヲ停止サレテハキルガ、イヅレハ兌換サレルデアラウト云フ將來ニ対スル期待ヲ以テ説明スルノデアアル。昔ハ兌換サレタガ今ハ戰爭トカ恐慌トカノ特別ノ事情デ一時停止サレテハキルモノノ將來ハ兌換サレルデアラフ。恰モ現在ハ配当ハナイガ、イヅレハ配当サレルデアラウト云フ無配当ノ株ノ価値ノ説明ト軌ヲ一ニシテキル。

而ラバ將來兌換ガ回復サレルカドウカ、ドイツ、及びロシアノ例ヲ見レバ分ルデアラフ。

斯クノ如ク金屬學說ハ本位貨幣、補助貨幣、兌換券、不換紙幣ノ価値ヲ説明スルニ夫々説明ヲ異ニスルモノデ多クノ欠點ヲ有スルト言ハネバナラヌ。

第五節 名目學說

二十世紀ノ初期ニ至リ、商品學說ノ短所ハ世人ニ依リ痛烈ニ認識サル、ニ至ツタ。十九世紀ニ於イテハ、金屬學說ガ風靡シ貨幣ノ価値ヲ貨幣ノ素材価値ニ

ヨツテ説明シタガ、一九〇五年クナップガ貨幣國定說ヲ發表スルニ至ツタ。

第一項 貨幣國定說（クナップ）

之ハ古イ時代ノ「貨幣ハ法律ニヨツテ創造セラレタモノデアアル云々」ヲ以テ貨幣価値ヲ説明セントスルモノデハナイ。

貨幣ハ法律デハ造レヌ。地方ノ豪族ガ宣言シテモ、法律的ニ定メテモ、経済的ニハ流通シナイ。假令法律デ強制シテモ流通セヌコトガアル。フランスノアツシニヤ紙幣ハ *quillotine* ガ骨カシテ流通ヲ強制シタガ遂ニ流通シナカッタ。此ノ意味デハクナップノ考、オヲ見ルニ大シタコトハナイ。然シ、金屬學說ノ風靡セル當時ニ於テ名目學說ガ現ハレタト云フ莫デ、此ノ考、オハ異彩ヲ放ツモノデアアル。

素材価値説明今金屬學說ニ対シテ名目學說ヲ述ベタト云フ。茲ニ彼クナップノ偉大ナル功績ガアル。法律的ナ、名目論的ナ考、オヲシタ人デクナップノ功績ハ此ノ莫ニ認メラレル。

一九一四年ニ世界大戦ガ勃發スルヤ、世界ノ通貨ハ不換紙幣トナツタ。即チ

紙幣が金屬貨幣カラ離レタ。貨幣価値ヲ金屬デ説明スル金屬學說ハ此ノ不換紙幣ヲ如何ニ説明スルカ。現実ノ状態ガ金屬學說デハ説明シ得ナクナツタ。世界大戰ハ此ノ意味デ大變ナ意義ヲ有スル。

第二項 指圖證券說 (バンディクセン)

彼ハ貨幣指圖證券說ヲ發表シ、クナップノ名目論的ナ考ヘ方ヲ補足發展セシメ、貨幣ノ本質ハ經濟的觀察ニ依ツテノミ之ヲ明ラカニシ得ルトナシタ。即チ、彼ニヨレバ「貨幣トハ共同体ノタメニシタル給付ノ票証デアリ、又前ニ為シタル所ノ給付ニヨツテ反對給付 (Gegemeinleistung) ヲ受クル認定デアル」ト云フ。又「貨幣価値トハ貨幣一單位ガ財貨幾何ヲ請求シ得ルカ」ト云フコトデアルトシテキル。

第三項 Elsterノ名目學說

エルスターハ Die Seele des Geldes ヲ著ハシタ。

彼ハ經濟社会ヲ以テ一ツノ団体經濟デアルトシ、此ノ団体經濟ハ生産団体、消費団体、支拂団体ナルミツノ団体方面ヲ有スル。

貨幣ヲ以テ、(1) 社会生産物ニ対スル参与可能性デアリ (2) 支拂手段即チ社会生産物ニ対スル参与手段デアリ (3) 社会生産物ニ対スル参与ノ尺度即チ価値尺度デアルトスル。

之モ Bendixen ト同様ニ、クナップノ說ヲ別ナ方向ヘ發展セシメタモノデアル。

第四項 Kiepmannノ學說

彼曰ク「貨幣ナル言葉ハ、日常生活ノ用例ニ於テハ、明ラカニ種々異リタル意味ニ用ヒラレテキル。日常ノ用例ニ依レバ一〇〇ノウチ九〇迄ハ、又ハソレ以上ニ普通貨幣ト云フ時ハ、貨幣片ヲ考ヘズニ、計算單位トシテノ貨幣ヲ考ヘルト云ツテキル。

第六節 結 論 (荒木教授ノ立場)

以上色々な学説ガアルガ、如何ニ説明スルノガ良イノカ。

第一項 貨幣ノ価値ノ連続性

私ハ貨幣ノ購買力ノ丁尺的ナ連続性(丁尺性)ヲ先ヅ認めネバナラヌト思フ。

第二項 貨幣ノ統一性(時間的)

貨幣ヲ觀察スルトキニ重要ナルコトハ貨幣ヲ統一の一体トシテ見ルコトデア
ル。之ハ何ヲ意味スルノカ。之ハ貨幣価値ノ連続性即チ現在ノ貨幣価値ハ現在
ニ成立セズ、古イ時代ノ貨幣価値ヲ今迄受継イダモノデアリ、之ハ時間的統一
性又ハ連続性ト謂ヒ得ル。

之ヲ更ニ説明スレバ、現在ノ貨幣価値ハ突然此処ニ起ラズ、例ヘバ一円ノ購
買力ハ昨日ノ価値ニ連絡ヲ有ツノデアアル。今日ニ原因ヲ求ムレバ貨幣価値ノ説

説明ハ出来ナイ。昨日ノ貨幣価値ヲ今日迄受継イデキル。今日貨幣ガ市場ニ於
テ有スル客觀的交換価値即チ購買力ハ昨日ノソレデアリ、昨日ノソレハ前日ノ
ソレデアル。

故ニ漸次ニ遡レバ、之ニ依リテ説明出来タトスレバ、觀念的ニ考ヘ、最初ニ
貨幣ノ価値ハ如何ニ成立シタカ。ソノ説明ガ出来ナケレバ唯重ニ問題ヲ移転シ
タニ過ギヌ。

第三項 貨幣価値ハ如何ニシテ成立シタカ。

此ノ最初ニ於テ貨幣トシテ有スル価値、即チ貨幣価値ハ如何ニシテ成立シタ
カヲ考ヘネバナラヌ。

流通性ノ差異

之ハ貨幣ノ發生ノ際ニ考ヘタ様ニ、流通性ノ差異ニ依リ、最も大ナル流通性
ヲ有スルモノガ貨幣トシテノ發展ヲナスニ至ツタノデアアル。

使用価値

即ち、使用価値及び交換価値（流通性）ノアルコトガ貨幣發生ノ原因デアツタ。即ち貨幣成立ノ前提ハ使用価値デアル。

素材価値説トノ相違

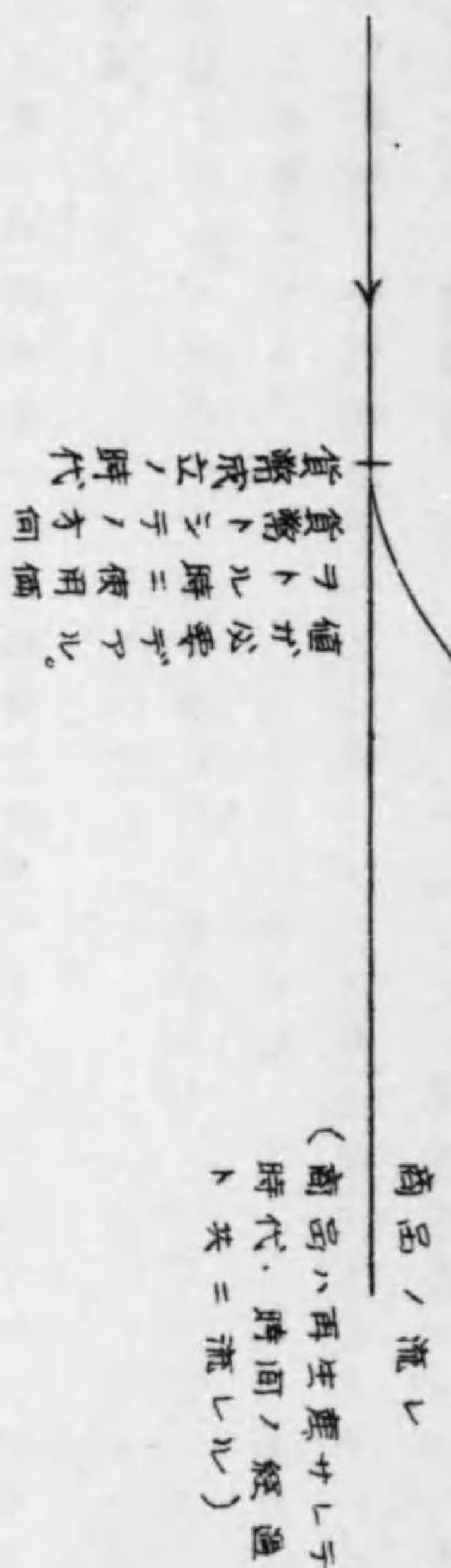
然ラバ、現在ノ貨幣価値ノ説明ヲ求メルノニ取リ、一取リノ貨幣価値ト云フガ如ク波及的ニ貨幣価値ノ「実性」ニ求メタ。ソシテ前者ハ使用価値ニ求メタガ而ラバ素材価値説ト異ル矣ハ何処デアルカ。

使用価値ハ貨幣發生ノ前提條件デアリ、貨幣トナル瞬間ニ於テ使用価値ヲ有スルガ、此ノ使用価値ハソノ後ニ於テ何ラ役ヲシナイ。



貨幣

(商品ノリテ流通性ノアルモノ)



交換価値ノ成立

貨幣価値ノ成立ハ使用価値ノ成立ヲ前提トスル。一度使用価値ガ出来ルト、交換価値ガ其レヲ支持スル。即ち、交換スルガ故ニ価値ガアル。交換価値ノアルノハ使用価値ガアルカラシテ貨幣トシテノ成立ガ出来タノデアアル。

初メノトキハ使用価値ガ要ルガソレ以後ハ使用価値ハ不要デアル。故ニ素材
価値論ト同様ニ考ヘルコトハ出来ヌ。貨幣価値ノ最初ノ前提ハ使用価値デア
ルモノノ、素材価値論トハ異ル。

之ヲ要約スレバ

- (i) 最初ハ使用価値ヲ前提トシテ貨幣価値ガ成立スル。
- (ii) ソレ以後ハ交換価値ハ使用価値ニ維持サレヌ。交換サレルガ故ニ貨幣トシ

テノ価値ガアル。

使用価値トシテデナク、交換価値トシテ維持サレ、ソレヲ表ハスモノニ金、
銀アリ、又紙幣モアル。ソレヲ表ハスモノ即チ器ハ時々ニヨリ毀ナルモ毀セラ
レルモノハ最初ノ使用価値ヲハマルガ、ソノ使用価値ソノモノデハナク、使用
価値ノ大キサハ一番最初ノモノガ有シテホタモノガ現在迄ツナガツテキルノデ
アル。

其ノ大キサニハ大小ノ変化ガアリ、ハ又小ナクナリツ、アルノガ現象デアリ
ソノ元ハ今ハ二十デアルモ、元ノ一〇〇ガアツタカラ、其ノ一〇〇ガ減少シ
テ来タノデアル。

現在ノ貨幣価値ハ小サイガ、ソレハ昔ノ貨幣価値ヨリノ連続性ヲ認メテ始メ
テ現在ノ貨幣価値ガ認メラレルツケデアル。

以上ノ如ク、時間的統一性ヲ見ルコトハ既ニ講義ノ初メニ於テ述べタ。

右デ以テ古イ時代カラノ貨幣価値ノ説明ハ出来ヌ。

第四項 貨幣ノ空間的統一性

然ルニ空間的統一性ニ就イテハドウデアルカ。

現在ハ貨幣ハ一ツノ貨幣制度内デ発行セラレテキルモノデ空間的統一ヲ有ス
ルモノデアル。

貨幣ノ種類ノ如何ニ拘ラズ、其ノ間ニ完全ナル代替性ガアル。ソノ各々が現
在ノ貨幣制度内デハ、例ヘバ金本位制ナラバ、ソレヲ代表スル。

一ツノ貨幣ノ表ハス貨幣価値ハ貨幣制度全体トシテ有スル貨幣価値ヲ代表ス
ル。

貨幣ト一般商品トノ差ニ就イテハ、色々先述シタガ、茲ニ於テカ価値論ニ於
テモノノ大ナル差異ヲ見出スモノデアル。

第六篇 貨幣價值變動ト物價

第一章 貨幣價值變動ノ原因

第一節 貨幣數量説

第一項 廣義ノ貨幣數量説

広義ニ於イテハ、貨幣理論ニ関スルモノ皆貨幣數量説ト謂ハザルヲ得ナイ。貨幣ノ數量ト貨幣価値、物価トノ間ニ關係ガナイト云フモノハナク、此等兩者ノ關係ハ皆異論ナク容認シテキルトコロデアアル。

貨幣ノ數量ガ増加スレバ貨幣価値ハ下落シ、貨幣數量ガ減少スレバ貨幣価値ハ騰貴スルト云フ結論ニ対シテハ異論ハナイ。

若シ貨幣數量説ヲ大變廣義ニ解スルナラバ、貨幣ノ數量ト物価、貨幣価値ト

ノ間ノ關係ヲ論ジテキル貨幣學説ハ凡テ貨幣數量説デアルト云ヘル。

Wicksell, Altman 等ハ何レモ、貨幣ノ數量ガ増加スレバ物価ガ騰貴シ、貨幣ノ數量ガ減少スレバ物価ガ下落スルト云フ學説ヲ樹テ、キル。

故ニ、貨幣數量説ヲ広義ニ解スルナラバ、殆ンド凡テノ貨幣學説ハ貨幣數量説ト云ハネバナラヌ。

第二項 狹義ニ於ケル貨幣數量説

狹義ニ於ケル貨幣數量説ハ貨幣ノ數量ト貨幣価値物価トノ關係ヲ認メルノミナラズ、ソノ間ニ比例關係ガ存在スルコトヲ主張スルノデアアル。

例ヘバ、貨幣ノ數量ガ三倍ニナレバ物価ハ三倍ニナリ貨幣価値ハ三分ノ一ニ下落スルト云フガ如ク正確ナル比例關係 *exact proportion* ノ下ニ貨幣価値ノ變動ヲ招来スルト説ク。

シユピートホーフハ、貨幣ノ數量説ハ貨幣ノ価値ガ他ノ條件ヲ一定スレバ、貨幣ノ流通數量ニ左右セラルトナスモノデアアル。従ツテ數量ノ増加ハ価値ノ減少ヲ来シ、數量ノ減少ハ価値ノ増加ヲ来タス。而テ其數量ト価値トノ變化ハ、同一

ニハハ
ノ比例ヲ以テ生ズルモノニシテ、物価ノ高キハ一ニ其ノ時ニ流通セル貨幣數量
ノ大小ニ係ル。他ノ條件ヲ同一トスレバ、貨幣數量ガ一〇%増加セル場合ニハ
貨幣ノ価値ハ丁度ソノ割合ダケ減ジ、凡テノ商品ノ価格ハ同一ノ比率ヲ以テ高
マルトシテモル。

第三項 貨幣數量説ノ異色

貨幣數量ト貨幣価値トノ關係、從ツテ物価トノ關係（之等ノ直接的ナ対立關
係）トセズニ其ノ間ニ何か入レテ考察スルモノデアル。例ヘバ、貨幣數量ガ増
加スレバ所得ガ増加シ、之ヨリ購買力ノ増加ヲ来タシテソノ結果物価ガ騰貴ス
ルト云フ人ガアル。

キルマイヤトニ依レバ貨幣數量説ヲ次ノ如ク區別シテモル。

- (1) 機械的數量説
- (2) 比例數量説

- (3) 修正數量説
- (4) 方程式數量説

第五項 機械的數量説

機械的數量説ハ貨幣ノ數量ト価値トノ關係ヲ極メテ簡單ニ考ヘテモルモノデア
ル。

第一款 Ricardoノ貨幣數量説

「金銀ハ他ノ財貨ト同様ニソノ価値ハソレヲ生産シ市場ニ持テ来ルニ必要
ナル労働量ニ比例スルモノトスルト述ベテモル。
更ニ「一国内ニテ使用セラル、貨幣量ハソノ価値ニ依拠スルモノデアル。即
チ若シ財貨ノ流通ノタメニ金ノミガ使用セラル、モノトスレバ、銀ノミガコノ
目的ニ使用セラレタル場合ニ要スル量ノ十五分ノ一ニテ足ルモノデアル。而テ
流通ハ横溢スル程ニ有リ余ルコトハナイ。何トナラバ、貨幣ノ數量増加ト同一
ノ比例ニテ貨幣ハソノ価値ヲ減少シ、又減少ノ割合ニテ価値ヲ増加スルガ故デ

アルト。

即ち Ricardo に依れば、貨幣數量と価値との間、關係ハ機械的ナ簡單ナモノデアル。

第二款 Mill ノ貨幣數量說

「貨幣価値下落ノ割合ハ増加セラレタル貨幣數量ニ正確ニ比例スルモノナルコトデアル。即ち、流通場裡ニ於ケル貨幣ノ量ガ二倍スルトキニハ、物価ハ二倍スル。若シソノ増加ニシテ四分ノ一ナラバ物価ノ上騰モ四分ノ一デアルト述ベテキル。

之ハ貨幣數量ト貨幣価値即ち物価トノ關係ヲ極メテ機械的ニ考ヘタモノデアルガ、之ニ對シテ修正ヲ加ヘ、種々ナル條件ヲ加ヘタモノニ Fisher ノ貨幣數量說デアル。

第六項 Fisher ノ貨幣數量說

第一款 貨幣ト商品

世ニ存スル貨幣數量ト、ソレニ對スルモノニ商品ノ一定量ガアル。

此ノ貨幣ハ凡テノ商品ヲ買フ爲メニ存シ、又凡テノ商品ヲ買フ機能ヲ有スル。此ノ一定量ノ商品ハ買ハレルベキ性質ヲ有スル。

貨幣ノ數量トソレニ對スル商品ハ相等シク、價格ヲ決メネバナラヌ。

即ち、スベテノ商品ハスベテ貨幣ヲ買ハレ、スベテノ貨幣ハスベテ商品ヲ買フコトヲ前提スル。

第二款 貨幣ノ數量ノ意義

貨幣

(1) 貨幣代用物

流通貨幣トシテハ交換ノ用ニ供セラル、元来ノ貨幣ト貨幣ノ代用物ガアル。

貨幣ノ代用物トハ本来ノ貨幣ニ代リ流通場裡ニアルモノデ、預金貨幣トシテ私ハ貨幣ノ一ツニ加ヘタ。

單ニ元来ノ貨幣(M)ノミナラズ貨幣代用物(M)モ財貨ヲ購フコトガ出来る。即ち了了、ガ支出セラルベキ商品ニ對スル貨幣ノ數量デアル。

第三款 貨幣ノ流通速度

貨幣ハ現在ノ交通、取引ノ状態ヲ考ヘルト商品ト與ナリ、最後ノ消費者ナク多クノ人々ノ間ヲ転輸シテキル。故ニ一箇ノ貨幣デモ數回使用セラル、ナラバ其ノ效力ヲ認メ、單ニ數量ノミナラズ流通ノ回数ヲモ考慮シナケレバナラヌ。本条ノ貨幣ノ流通速度ヲトシ、貨幣代用物ノ流通速度ヲトスレバ、
 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \dots$ ヲ考ヘナケレバナラヌ。

流通速度ノ意義

流通速度 (V) トハ一定ノ單位時間内ニ何度ソノ貨幣が使ハレタカト云フコトデアル。

utichsel ノ定義

utichsel ニ依レバ「送バレル時間單位内デ、売買ニ於イテ現存貨幣個
デボンノ所有者ヲ扱ヘル場合」ヲ考ヘテキルノモ、貨幣ノ流通速度ニ注目シタ

モノデアル。

Fischer ノ定義

Fischer ニ依レバ、一定期間内ニ於ケル取引高ヲソノ期間ニ於ケル貨幣ノ平均流通高ヲ以テ除シタル商ハ、財貨ノ交換ニ対スル貨幣ノ回転數ト称スルモノデアツテ貨幣ノ流通速度トハ即チコレデアル。

所得ニヨル流通速度ノ規定

貨幣ノ數量ノ増加ハ何人カノ所得ノ増加デアル。所得デ以テ財貨ヲ購入スルノデアアル。

貨幣ノ流通速度ハ現在ニ有ル量デ所得ノ高ヲ除シタ場合ニ貨幣ノ流通速度トナル。即チ所得トシテ何度貨幣ガ用ヒラレタカ、之ヲ以テ貨幣ノ流通速度ト言フ人ガアル。

斯クノ如ク流通速度ハ簡單明瞭デアル様ナモノノ、種々ナル規定ノ仕オガアル。

第七項 交換方程式

$$\begin{aligned}
 MV + M'V' &= C_1P_1 + C_2P_2 + \dots + C_nP_n \\
 &= CP \\
 &= TP
 \end{aligned}$$

$$\therefore MV + M'V' = TP$$

$$\therefore P = \frac{MV + M'V'}{T}$$

$$\therefore P = \frac{M}{T} \dots (1)$$

〔説明〕

凡ソル貨幣ハソレニ対スル商品ノ凡テヲ買フコトヲ前提スル。

C_1, C_2, \dots, C_n ハ商品ノ量

P_1, P_2, \dots, P_n ハ夫々ノ商品ノ価格

故ニ $C_1P_1 + C_2P_2 + \dots + C_nP_n$ ハ世ノ中ニ存スル商品ノ金額

即チ商品取引高(金額)ヲ表ハス。

○ハ平均存在量

Pハ平均価格(物価)

Tハ商品ノ取引高ノ総計

$M + M'V'$ ハ貨幣ノ数量

(1)ヨリシテM即チ貨幣ノ数量が増大スレバ物価Pハ大キクナル。Mガ二倍ニナレバPハ二倍ナルコトガ分ル。但シTハ変ラザルモノトスル。

第二節 貨幣数量説ニ對スル批判

第一項 前提ニ関スル問題

凡テノ貨幣ハ凡テノ商品ヲ買フコトヲ Fisherノ貨幣数量説ハ前提シテキル。

此ノ場合ノ貨幣ハ交換ノ用ニ供セラル、貨幣ヲ指シ、次ノモノハ除外セラル。

A. 支辨ノ為ノ貨幣

B. 銀行ノ支辨準備金

C. 蓄藏、死蔵セラル、貨幣

D. 貸借上ノ貨幣 (債権債務関係ノ場合ノ支辨ノ為ノ貨幣ハ物価ニ関

係ハナイ)

是等ノモノハ物ヲ買フタメニ商品ト対立シナイモノデ、交換ニ何等ノ関係ナキ故之ヲ除外セネバナラヌ。故ニ貨幣ノ數量ト云フトキニ如何ナルモノヲ採ルカ。茲ニモ同様ガアル。

第二項 論理的構成ニ關スル問題

成ル程、財貨ヲ買フタメニ支出サレタ貨幣ハ商品ノ値段ニ等シク、之ハ正シイ主張デアル。而シテ之ハ一時限ヲ画シテ、之ヲ靜態的ニ見テノハナシデアル。(結果論デアル)

Stisgren ノ前提スル「支出サレタ貨幣ノ量ハ買ハレタ商品ノ値段ニ等シイ」

ト云フコトヲ考察シヨウ。

$$M = A \text{ (或ル場合ニ於テ)} \dots\dots\dots (1)$$

$$2M = A \text{ ()} \dots\dots\dots (2)$$

$$3M = A \text{ ()} \dots\dots\dots (3)$$

$$5M = A \text{ ()} \dots\dots\dots (4)$$

註 Mハ貨幣ノ數量

Aハ財貨ノ數量

此ノ場合(1)ヨリ(4)迄ノ式ガ成立シタガ、之ハバラバラニ独立ニ成立シタ式デアリ、其ノ間ニ何等ノ連絡モナイ。唯斯ク斯クノ事實ガアツタト云フダケデ、靜態的ナ均衡關係ヲ示シテモルニ過ギヌ。

Stisgren ノ數量説ハ之ヲ動態的ニ考ヘントシ、動態的觀念ヲ導入スルガ、以上ノ諸式ハ何等關係ナク、偶々貨幣ノ數量ト商品ノ量トガ均衡シタト云フ客觀的事實ヲ示シタニ過ギヌ。數量説ハ左項ノミヲ見テ動態的ナ觀念トシテ入レテ来ルガ、之ハ前提カラハ出テ来ズ、論理的飛躍ヲシテモルモノデ、之ハ誤リデアル。

第三項 貨幣數量ノ変化以外ノ要素ノ忘却

今一ツノ莫ハ貨幣ノ數量ノ変化ノミヲ見テ他ノモノノ変化ヲ少シモ見テキナイ。之モ一紙ニ非難サレル所デアアル。

貨幣數量ノ増加ハソレダケ独立ニ動カズ他ノ要因ガ動ク。即チV、V'ガ動クノデアル。貨幣ノ數量(M)ガ増加シテモ流通速度(V)ガ減少スレバ貨幣ノ増加トハナラヌ。

即チ $M \propto V' / V$ デアル。

第四項 流通速度ノ変化ニ就イテ

Fisher 二依レバ流通速度ハ変化スルトシテキルガ、一定時ヲトルトサウ大シテ変化シナイ。人口ノ密度、交通ノ発達ニ依リ変化スルガ、急ニ或ル社会ニ変化スルコトハナク、先ヅ一定スルモノト言ツテモ差支ヘナイ。

入ニ依ツテハ *inflation* ノ時ハ大衆流通速度大トナリ、*deflation* ノ時ハ大衆流通速度ガ鈍ルト云フ人ガアル。

Fisher ノ場合ニ貨幣ノ數量ノ変化ニ伴ヒ、流通速度ノ変化ヲモ考ヘ、數量ト速度トノ關係ヲ考ヘテキルガ、其知ニ同違ガアルノデハナイカ。ソコニ前提條件ヲ置クナラバ、ソノ條件ハ推シイ。

第五項 比例關係ノ存在

今一ツノ批判ハ比例關係ノ存在デアアル。即チ貨幣數量ト貨幣価値トノ間ニ正確ナ比例關係ガアルカト云フコトデアアル。然ルニ鮮シク貨幣數量説ハ之ヲ認めルガ、實際ニ於テ之ヲ認めルコトハ困難デアアル。

第三節 數量説ト一般貨幣理論トノ關係

數量説ト一般貨幣理論(名目學説及ビ金屬學説又ハ商品學説)ト一休關係ガアルデアラウカ。

金屬學説ト數量説トノ關係

此ノ場合ニ於イテ、吾々ハ數量説ト金屬學説トノ間ニ關係ノ存スルコトヲ認
ムル。

貨幣價值ヲ貨幣ヲ構成スル物價ノ價值ヨリ考ヘルノガ金屬學説デアル。金屬
ノ數量ノ増加ハ貨幣數量ノ増加トナリ、商品ノ値ガ上ル。ソレハ貨幣價值ガ下
落スルカラデ商品ノ量ハ二倍ナレバ貨幣價值ハ二分ノ一トナル。

貨幣數量説ハ金屬學説即チ商品學説カラ導キ出サレル所ノ考ヘオデ、數量説
論者ハ多クハ金屬諸君デアル。

然ルニ、名目論カラ數量説ガ生レルト云フ人ガアルガ之ハ困難デアラウ。

第四節 貨幣價值變動ノ理論

狹義ノ數量説ハ正シクナイ。然ラバ、貨幣價值ノ變動ヲ如何ニ説明スベキデ
アルカ。

コノ原因ハ之ヲ貨幣ノ需要ト貨幣ノ存在量トノ關係ニ求ムベキデアル。

第一項 貨幣ノ需要ノ意義

個人的差異ニ依ツテ甲ハ金ガ余リ不要ト考ヘルガ乙ハ金ガ不足シ金ヲ欲求ス
ルコトガアラウ。然シ斯カル主觀的事情ヲ考ヘズニ社會全般トシテノ貨幣ノ需
要ヲ考ヘルノデアル。

此ノ場合、貨幣ノ需要ト貨幣ノ存在量ト何レガ多イカニ依ツテ均額ハ岐レル
ノデアル。

第二項 貨幣ノ存在量ガ貨幣ノ需要ヨリ

大ナル場合

所得ノ増加

之ハ數量ノ多イコトデハナク、各個ノ經濟主体ガ何處カチ余分ナ貨幣ヲ有ツ
テホル。單ニ貨幣ヲ有ツテホルノデハナク、各自ノ所得トシテ貨幣ヲ有ツノデ
アツテ、社會的ニ所得ノ増加シテホルコトヲ意味スル。

貨幣ニ對スル主觀的評價（限界効用）ノ低落

此ノ場合、貨幣ノ一單位ニ對スル主觀的評價ハ下ル。余計ニ金ヲ有シテホル場合ハソノ便ヒガ荒イ。

購買力ノ旺盛ト物価上騰

貨幣一單位ニ對スル各人ノ限界効用ハ下ツテホルカラ、市場ニ於イテ其等ノ人々ハ如何ナル立場ニ立ツカ。此ノ場合ニハ強イ購買者トナツテ現ハレル。値段ガ上ツテ行ケバ、之ニ追隨スル。ソノ値段ノ上ルニツレテ、ヨシニ円デモ可ナリ、三円デモ良イ。金ハ幾ラデモアルンダト許リニ値上リニ追隨スル。ソコデ商品ノ値段ハ騰貴スルノデアル。

論理的構成

此ノ説明ニ於テハ數量説ノ如クニ商品ト貨幣數量トヲ直接対立セシメナイデ、貨幣→所得→買付→商品ト迂回的説明ヲスル。

貨幣ガ増加スレバ所得ガ増加シ、買付ハ強ク、ソコデ商品ノ価格ハ騰貴スルノデアル。

貨幣ノ數量ト貨幣ノ価値トノ間ニ關係ガアルトハ、貨幣ノ數量ガ増セバ貨幣ノ価値ハ下落シ、貨幣ノ數量ガ減少スレバ貨幣ノ価値ハ上ルト云フガ、此ノ結論ハ數量説ト同ジデアル。

然シ、此ノ説デハソノ關係ヲ極メテ迂回的ニ説明スル。之ガ狹義ノ數量説デナイト云フ人モアリ、又修正サレタ數量説トモ称セラレル所以デアラウ。

批判

然シ貨幣ニ對スル主觀的評價ハ人ニ依リ異リ、限界効用ハ考ヘラレヌ。限界効用ハ部分効用ノ叢後ノモノデアル。我々ハ金持ハ汚ナイト云フコトヲ屢々耳ニスル。

人口ノ増加反ビ經濟ノ發展ハ貨幣ノ需要ヲ増加セシメル。商取引ノ活潑トナルニツレテ取引高ノ増加ニ依リ、貨幣ノ數量ハ増加スル。（尤モ信用制度ノ発達ニヨリ小切手、約束手形モ世ニ広ク行ハル、ニ至ルデアラウ）